

平成25年12月定例会

横芝光町議会会議録

平成25年 12月 6日 開会

平成25年 12月12日 閉会

横芝光町議会

平成25年12月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（12月6日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
発議第1号の上程、説明	9
議案第1号ないし議案第15号の上程、説明	10
一般質問	43
森川忠君	43
浅野孝男君	59
休会の件	72
散会の宣告	73

第2号（12月12日）

議事日程	75
本日の会議に付した事件	76
出席議員	76
欠席議員	76
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	76
職務のため出席した者の職氏名	77
開議の宣告	78

諸般の報告	78
一般質問	78
齋藤順一君	78
山崎貞一君	95
川島富士子君	112
鈴木和彦君	130
発議第1号の質疑、討論、採決	141
議案第1号の質疑、討論、採決	142
議案第2号の質疑、討論、採決	145
議案第3号の質疑、討論、採決	147
議案第4号の質疑、討論、採決	149
議案第5号の質疑、討論、採決	150
議案第6号の質疑、討論、採決	153
議案第7号の質疑、討論、採決	154
議案第8号の質疑、討論、採決	156
議案第9号の質疑、討論、採決	159
議案第10号の質疑、討論、採決	162
会議時間の延長について	172
議案第11号の質疑、討論、採決	173
議案第12号の質疑、討論、採決	173
議案第13号の質疑、討論、採決	174
議案第14号の質疑、討論、採決	174
議案第15号の質疑、討論、採決	176
委員会の閉会中の継続調査について	177
閉会の宣告	177
署名議員	179

1 2 月 定 例 会

(第 1 号)

平成25年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年12月6日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期決定の件
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 発議第1号について(提案理由説明)
 - 日程第 5 議案第1号ないし議案第15号について(町長提案理由説明)
 - 日程第 6 一般質問
 - 日程第 7 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君		

欠席議員(1名)

18番 越川輝男君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
総務課長	田鍋悦央君	企画財政課長	若梅操君
環境防災課長	堀越健一君	税務課長	鈴木健夫君
住民課長	早川裕明君	産業振興課長	伊橋秀和君
都市建設課長	五木田桂一君	福祉課長	實川裕宣君
健康管理課長	早川典男君	食肉センター長	加瀬盛久君
東陽病院事務長	大木良夫君	会計管理者	福島美代子君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	越川誠一君		

職務のため出席した者の職氏名

局長	高蝶政道	書記	椎名圭子
----	------	----	------

◎開会の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 師走の声とともに、大変せわしない今期でありますけれども、改めましておはようございます。

これより平成25年12月横芝光町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時57分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤罔樹君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

8番 若 梅 喜 作 議員

10番 鈴 木 克 征 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（伊藤罔樹君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から12月13日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月13日までの8日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤罔樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承

願います。

次に、議員派遣結果報告について、各常任委員会委員長連名による報告書の提出がありましたので、ご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので、報告いたします。

次に、越川輝男議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、9月27日に開催された山武郡市環境衛生組合議会定例会について、杉森幹男議員。

〔4番議員 杉森幹男君登壇〕

○4番（杉森幹男君） おはようございます。

去る9月27日に開催されました山武郡市環境衛生組合議会9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は5議案であります。

議案第1号は、山武郡市環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法第58条の2の規定に定められている人事行政の運営等の公表について、本条例を制定し、公表するために提案したものであります。

議案第2号は、山武郡市環境衛生組合財政状況の公表に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法第243条の3第1項の規定に定められている財政状況の公表について、本条例を制定し、公表するために提案したものであります。

議案第3号は、山武郡市環境衛生組合公告式条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、山武郡市環境衛生組合公告式条例第2条第2項別表に定める掲示場の住所に変更が生じたので、改正すべく提案したものであります。

議案第4号は、平成25年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,144万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,944万5,000円とするもので、歳入では前年度繰越金1,144万5,000円を、歳出ではじんかい処理費に1,144万5,000円を追加するものであります。

議案第5号は、平成24年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は7億6,403万6,836円で、内容は、構成市町負担金5億500万円、ごみ収集手数料1億6,737万8,350円、国庫支出金700万円、財産収入2,249万562円、繰越金6,049万6,284円、諸収入167万1,640円であります。

一方、歳出決算額は7億531万6,667円で、内容は、総務費9,008万3,834円、衛生費5億8,970万6,665円、公債費等2,552万6,168円であります。

この結果、歳入歳出差引額5,872万169円は、翌年度に繰り越すこととなりました。

提案されました5議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成25年度山武郡市環境衛生組合議会9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔4番議員 杉森幹男君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、10月4日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会定例会について、若梅喜作議員。

〔8番議員 若梅喜作君登壇〕

○8番（若梅喜作君） 去る10月4日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会9月定例会の概要報告をいたします。

本定例会に提案された案件は3議案であります。

議案第1号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、国の給与減額支給措置を踏まえ、地方自治体においても国に準じて必要な措置を講じるよう要請があり、千葉県及び構成市町においても、職員給与の減額支給措置を実施している状況を勘案し、平成25年7月から平成26年3月までの間に支給する職員給与の減額をするに当たり、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年6月28日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、平成24年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入決算額は12億297万5,642円で、歳入の大宗をなす市町分担金は9億7,300万3,000円で、その他の歳入は使用料及び手数料104万9,830円、繰越金5,133万205円、諸収入2,574万2,607円、組合債1億3,260万円、国庫支出金1,925万円であります。

一方、歳出決算額11億8,162万2,545円は、内容は、議会費12万7,892円、総務費11億3,837万2,453円、地方債償還金4,312万2,200円であります。

この結果、歳入歳出差引額は2,135万3,097円で、翌年度に繰り越すこととなりました。

議案第3号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の再任用に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法第28条の4第1項並びに同条第2項及び第3項並びに地方公務員法等の一部を改正する法律附則第6条の規定により、職員の再任用に関し必要な事項を定めるため、提案したものです。

提案されました議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成25年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 若梅喜作君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、11月5日に開催された東総衛生組合議会定例会について、齋藤順一議員。

〔2番議員 齋藤順一君登壇〕

○2番（齋藤順一君） おはようございます。

去る11月5日に開催されました東総衛生組合議会10月定例会の概要報告をいたします。

本定例会に提出されました議案は1件であります。

議案第1号は、平成24年度東総衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入決算額は6億198万7,868円で、内訳は、構成市町負担金1億5,599万7,000円、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料等3億14万8,645円、繰入金1億2,033万円、繰越金等2,551万2,223円であります。

一方、歳出決算額は5億4,986万1,553円で、内訳は、一般管理費を主とする総務費9,344万8,689円、し尿処理費等衛生費4億4,550万6,964円、公債費等1,090万5,900円であります。

この結果、歳入歳出差引額5,212万6,315円のうち2,650万円を財政調整基金に繰り入れ、2,562万6,315円を平成25年度に繰り越すこととなりました。

本定例会に提案された議案は、原案どおり可決承認されました。

以上、平成25年度東総衛生組合議会10月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、11月11日に開催された千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

[9 番議員 川島富士子君登壇]

○ 9 番 (川島富士子君) おはようございます。

去る11月11日に開催されました平成25年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は6議案であります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでありまして、芝山町議会議長の石田謙一氏を広域連合の監査委員に選任するものであります。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合広域連合長等の報酬及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてでありまして、平成25年12月1日から平成26年3月31日までの間における広域連合長及び副広域連合長の報酬並びに職員の給与について、千葉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の特例を定めるものであります。

議案第3号は、平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでありまして、地方自治法の規定により、平成24年度における一般会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算の概要といたしましては、歳入歳出それぞれ予算現額45億7,141万8,500円に対し、歳入の決算額は42億186万2,102円、歳出の決算額は40億6,993万4,976円となり、平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合の一般会計の歳入歳出差引残額は1億3,192万7,126円となりました。

議案第4号は、平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてでありまして、地方自治法の規定により、平成24年度における特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算の概要といたしましては、歳入歳出それぞれ予算現額4,535億3,652万1,000円に対し、歳入の決算額は4,532億9,656万1,387円、歳出の決算額は4,428億7,932万8,366円となり、平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合の特別会計の歳入歳出差引残額は104億1,723万3,021円となりました。

議案第5号は、平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ3,885万8,000円を追加し、一般会計の総額を歳入歳出それぞれ18億2,455万8,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では共通経費負担金を9,288万7,000円減額する一方、前

年度繰越金に1億3,192万5,000円を追加し、歳出では財政調整基金積立金に6,600万円を追加し、老人福祉費を2,725万2,000円減額するものであります。

議案第6号は、平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ88億8,158万1,000円を追加し、特別会計の総額を歳入歳出それぞれ4,881億3,015万8,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では療養給付費負担金過年度分1億1,556万2,000円、前年度繰越金で87億9,672万8,000円をそれぞれ追加する一方、事務費繰入金を2,725万2,000円減額し、歳出では後期高齢者医療保険料調整基金積立金に24億3,335万5,000円、療養給付費負担金返還金に9億1,833万3,000円、国庫負担金返還金に53億3,046万3,000円、県負担金返還金に8億2,387万6,000円をそれぞれ追加し、医療費適正化事務費に3,150万1,000円、後期高齢者交付金返還金5億9,294万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

提案されました6議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、平成25年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔9番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、11月28日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会臨時会について、鈴木唯夫議員。

〔15番議員 鈴木唯夫君登壇〕

○15番（鈴木唯夫君） 去る11月28日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成25年第1回臨時会の概要を報告させていただきます。

本臨時会に提案された議案は2議案であります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

本案は、松山清掃工場の敷地内の配管漏えいにより、工場の水が隣接するU字溝に流出したことにより、隣接水田及び水稻に損害を与えたので、これに対する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ4,006万2,000円を追加し、平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生

組合一般会計の総額を歳入歳出それぞれ7億8,612万8,000円としたいと提案したものであります。

歳入では、財産売払収入600万円と繰越金3,406万2,000円を追加するもので、歳出では、じんかい処理費においてマルチサイクロン補修及び内筒交換のため、4,006万2,000円を計上したものであります。

提案された2議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成25年第1回臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔15番議員 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 最後に、9月24日に開催された山武郡市広域行政組合議会臨時会については、お手元に配付の資料をもって報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発議第1号の上程、説明

○議長（伊藤罔樹君） 日程第4、発議第1号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、議会運営委員会、川島勝美委員長。

〔議会運営委員会委員長 川島勝美君登壇〕

○議会運営委員会委員長（川島勝美君） 発議第1号について、提案理由説明を申し上げます。

お手元の発議提案理由説明書をごらんいただきたいと思います。

発議第1号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてですが、本案は、表決の方法について、現行では挙手による表決を行っておりますが、この方法と比較し、賛成者の数がより明瞭となる起立による表決に変更するため、横芝光町議会会議規則の一部を改正しようとするものであります。

なお、施行期日ではありますが、公布の日から施行するものであります。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明いたします。

〔議会運営委員会委員長 川島勝美君降壇〕

◎議案第1号ないし議案第15号の上程、説明

○議長（伊藤罔樹君） 日程第5、議案第1号ないし議案第15号を一括議題といたします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。本日ここに、平成25年12月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用の折にもかかわらず、ご参集いただきまことにありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

月日のたつのは早いもので、ことしも残すところ20日余りとなりました。この1年を振り返って見ますと、第2次安倍政権が日本経済の再生に向け打ち出した大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3つの政策を3本の矢として同時展開していく、通称アベノミクスの効果により、円安や株価の上昇など、日本経済は徐々に回復に向かっておりますが、来年4月の消費税の増税が決定し、今後の税制改正やTPP交渉の行方などが日本経済に大きく影響するものと考えます。

去る7月の参議院議員通常選挙では、与党である自民・公明両党が大勝し、国会でのねじれ現象が解消されました。これにより安倍政権は政策遂行に専念できる環境を得たわけでありますので、国益や国民本位の国政となることを期待するものであります。

また、ことしは異常気象によるゲリラ豪雨や台風が多数発生し、全国各地で大きな被害をもたらしました。当町においても、10月に関東地方に接近した台風26号により、土砂崩れや浸水被害などが発生し、改めて防災対策の重要性を深く認識したところであります。

一方、明るい話題といたしましては、9月に2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことが思い起こされます。身近で世界最大のスポーツの祭典が再び開催されることはすばらしいことであり、私といたしましても、7年後の開催を待ち遠しく思っております。

町関係といたしましては、4月に首都圏中央連絡自動車道の東金・木更津間の42.9キロメートルが供用開始し、これにより当町から中房総方面への移動時間の短縮や東京湾アクアラインへのアクセスが向上いたしました。さらに、早期着工・早期完成を要請してまいりました大栄・横芝間の18.5キロメートルについても整備事業が進められているところであります。今後、こうした交通網の整備が進むことが期待できることから、ぜひとも多くの方に横芝光

町に立ち寄っていただけるよう、物産や観光など当町の魅力を、ことし誕生した町マスコットキャラクター「よこびー」とともに、あらゆる機会を活用し、紹介してまいりたいと考えております。

なお、当町においても、5月に念願であった栗嶋橋が供用開始となり、栗山川架橋事業や駅前広場整備事業など、今年度の事業につきましては、町議会を初め町民の皆様のご理解とご支援をいただき、おおむね順調に進捗しているところであります。現在、平成26年度予算を編成中ではありますが、町民の視点に立った事業の見直しによるスクラップ・アンド・ビルド、選択と集中により、住みよいまち・住み続けたいまちづくりに邁進してまいり所存でございますので、議員の皆様にはご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

これから年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となります。議員各位並びに町民の皆様には、ご自愛の上、輝かしい新年をお迎えくださるようご祈念申し上げます。

それでは、12月議会定例会に当たり、町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、企画財政課関係についてであります。平成26年度の町予算編成は、10月24日に職員に対して編成方針を示し、現在は予算要求された各種事業の内容を精査しているところでございます。

また、予算編成方針にあわせて、普通交付税の合併支援措置である約6億円の合併算定替えが平成28年度から段階的に縮減され、平成33年度以降は算入されなくなることへの対応を図りつつ、現在の健全財政を維持し、次の世代に引き継がなければならないことから、「次世代のために 聖域なき行財政改革 当初予算10億円の削減に向けて」と題して、歳出規模を抑制し平成28年度当初予算額を90億円規模とすることに加え、歳入確保対策を推進するとした2つの財政運営方針を示したところでございます。来年度も、合併関連事業に係る公債費が多額であることや、高齢化比率の上昇に伴う各種扶助費・繰出金の増加が見込まれることなどから、本年度同様に厳しい予算編成になってはいますが、今回示した財政運営方針に基づき、町総合計画の実現に向け、事業の選択と計画的な事業展開を図りながら、将来へ希望の持てる横芝光町をつくるための予算を作成すべく努力する所存でございます。

続いて、環境防災課関係についてであります。去る10月6日に行いました栗山川周辺環境ボランティア活動には、スポーツ少年団の子供達を初め多くのボランティアの参加をいただき、栗山川水辺環境の美化を図ることが出来ました。また、12月1日の日曜日に行いました町内一日清掃でも、大変多くの町民の皆様にご協力をいただき、ポイ捨てゴミや不法投棄物が回収され、町内の環境美化推進が一層図られたものと認識しております。栗山川周辺環

境ボランティア並びに町内一日清掃に参加いただきました皆様に心から感謝申し上げます。今後も町内の環境美化と保全に努め、町をきれいにするため町民の皆様とともに協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、防犯灯のLED化事業についてであります。省エネと経費削減の観点からリース方式により、町管理分の防犯灯をLED灯へ交換すべく、今議会に債務負担行為の予算措置をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。事業の概要といたしましては、1,500灯の防犯灯をLED灯に交換するもので、予算のご承認をいただければ、公募により業者を選定し、年度内に基本契約を締結し、平成26年6月末までに防犯灯のLED灯への交換作業を完了させる予定であります。これによる経費の削減額は、年間約500万円、10年間で約5,000万円を見込んでおります。

続いて、産業振興課関係についてであります。11月17日に第8回横芝光町産業まつりを開催し、開会式には議員の皆様を初め姉妹町の松田町、姉妹都市の千曲市、友好都市の光市の皆様にも多数ご列席をいただき、盛大にとり行うことができました。改めて厚く御礼申し上げます。今年度は、会場内は町体育館の耐震補強工事実施中で、限られた敷地ではありましたが、事故等もなく、当日はおよそ2万500人が訪れ、あちらこちらで長蛇の列ができるなど、大盛会のうちに終了することができました。ご協力いただきました交通安全協会、防犯協会や横芝敬愛高等学校の生徒の皆さんを初め、山武郡市農協、ちばみどり農協、商工会、農業振興会など多くの関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

次に、町マスコットキャラクター「よこびー」の活用状況についてであります。9月15日、町民会館で開催されました町地域振興協議会主催によるこどもフェスタin横芝光でお披露目をさせていただきました。お披露目後は、町内の幼稚園、保育園、保育所や小学校の運動会、そして小中学校の音楽祭などの学校行事に参加いたしました。また、成田空港関連事業では、「空の日イベント」やトランスアジア航空、ピーチアビエーションなどの新規就航記念行事等に参加し、さらには、町行事として町民体育祭、産業まつり、地区敬老会、グラウンドゴルフ大会など機会あるごとに子供を初めとする幅広い世代の町内外の方にPRしているところであります。今後は、町広報紙への掲載やホームページを活用したPRなど積極的に町キャラクターの周知に努めるとともに、「キャラクター使用取扱要綱」並びに「着ぐるみの貸出し基準」を早期に定め、町活性化のため幅広く活用できるよう検討してまいります。

続いて、都市建設課関係についてであります。首都圏中央連絡自動車道の大栄・横芝間整備事業における当町区間（4キロメートル）の進捗状況につきましては、国土交通省千葉

国道事務所による設計・用地説明を終了し、現在、関係地権者との用地への幅くいの打設、境界確認、測量作業等が実施されているところであります。今後は、これら作業が終了したのち、順次用地交渉に入る予定であると伺っております。また、千葉県が事業主体となって進めています銚子連絡道路2期事業の当町区間（1.6キロメートル）の進捗状況であります。千葉県道路公社により用地買収が進められており、10月末現在、予定している面積の68%を取得したところであります。工事につきましては、本年度には一部着手する予定と伺っております。

続いて、健康管理課関係についてであります。子ども医療費助成事業については、平成24年12月から中学3年生までの対象者の医療費を現物給付により助成を行うこととなり、保護者の方にとっては利便性が向上し、負担軽減につながっているところであります。一方では、扶助費が当初見込みより大幅に伸びていることにより増額となる見込みであるため、所要の補正予算を本議会に提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。

続いて、社会文化課関係についてであります。10月13日にふれあい坂田池公園陸上競技場で開催いたしました第8回横芝光町民体育祭は、天候にも恵まれ、約3,000人の町民の皆様のご参加をいただき、盛大に実施することができました。体育協会を初めとする関係者の皆様に感謝申し上げる次第であります。

次に、11月9日、10日に文化会館と横芝B&G海洋センター体育館で開催いたしました横芝光町文化祭は、数多くの作品展示、芸能発表等が催され、2日間で4,200人を超える方にご来場いただきました。文化協会を初めとする関係者の皆様に感謝申し上げる次第であります。

また、新年に予定されております成人式は文化会館を会場に1月12日に、町内駅伝大会は1月26日の開催に向け、各関係機関と調整等準備を図っているところであります。

次に、図書館の空調設備機能回復工事についてであります。工事は順調に進捗しており、現在は、機械の稼働調整の段階となっております。この調整作業でトラブルがなければ、工期を2月末から1月末程度に短縮できる見通しとなりました。利用者の皆様には引き続き大変ご迷惑をおかけしますが、今しばらくのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、東陽食肉センター関係についてであります。11月末現在のと畜頭数は、豚が11万1,086頭、牛は2,820頭で、昨年同期と比較しますと、豚は2,849頭の減、牛は381頭の増となっております。いずれも当初予算のと畜頭数を上回る頭数は確保できる見込みであります。施設改修関係は、予冷室のレール・ポイント改修工事は7月に、懸肉室のレール・ポイント改修工事は今月初めに完了いたしました。また、解体室の自動搬送装置取替工事は、来年2月に取替工事を実施する予定であります。枝肉カット処理室の改修工事については、今

月初めに契約を締結したところであります。また、これとあわせ、カット処理室内の作業台等の備品類を更新すべく、所要の補正予算を本議会に提出させていただいたところであります。

以上、各課における各種事業の進捗状況等についてご説明させていただきました。

議員各位には、今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の平成25年12月横芝光町議会定例会提案理由説明書、白い色の表紙のものをごらんください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第3号））であります。本案は、台風26号等により被害を受けた町内各施設の復旧等に要する経費、避難所開設に要する経費及び災害活動に要する経費並びに災害対策本部の設置に要する経費について、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第2号 横芝光町職員の再任用に関する条例の制定についてであります。本案は、公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴う雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ職員的能力を十分活用していくため、定年退職する職員が、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する場合は再任用するものとする等、平成25年3月26日付の閣議決定の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるよう総務副大臣より要請があったことを受け、職員の再任用に関し必要な事項を定めるべく、横芝光町職員の再任用に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第3号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づく地方公務員法第24条第3項の規定による職員の給与の改定及び再任用職員の給与の設定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号 地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、延滞金の割合の見直しを行う必要が生じたため、改正が必要

となる関係条例を一括して整理すべく、地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第5号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、児童クラブ保育料について、児童クラブの利用実態や保育の実施に係る費用等を迅速に料金体系に反映させる必要があり、規則に委任することが適当であると考え、横芝光町児童クラブ条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第6号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、横芝B&G海洋センター体育館及び横芝光町体育館の照明料金について、近年の電気料金の上昇等に鑑み、受益者負担の原則の観点から、利用者に適切な負担を求めるため、横芝光町社会体育施設条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第7号 町道路線の認定についてであります。本案は、一般県道横芝山武線の改良工事に伴い旧道となる一般県道横芝山武線の一部が移管されることから、町道路線の認定をする必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

議案第8号 指定管理者の指定について（横芝光町駅前広場）、議案第9号 指定管理者の指定について（光B&G海洋センター、光しおさい公園）。議案第8号及び議案第9号は、横芝光町駅前広場等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

議案第10号 平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、給与改定等に伴う人件費の調整のほか、東陽病院事業会計繰出金、次世代自動車充電インフラ整備促進事業、需給調整推進対策奨励事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ8,195万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億8,634万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第11号 平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、支払基金からの交付決定に基づく前期高齢者交付金の追加、決定通知に基づく介護納付金の減額、実績報告に基づく過年度療養給付費負担金の精算等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3,627万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,095万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第12号 平成25年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、枝肉カット処理室の備品購入の経費等に補正の必要が生じたため、

歳入歳出それぞれ591万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,813万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第13号 平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、外科手術を行うための内視鏡外科手術システム、高周波焼灼電源装置の購入、院内パーソナルコンピューター基本システムのサポート終了に伴う更新等の経費について、資本的収支予算に補正の必要が生じたため、収入支出それぞれ1,607万3,000円を追加し、資本的収入の総額を1億9,651万円、支出の総額を2億6,829万円とすべく提案したものであります。

議案第14号 横芝光町指定金融機関の指定についてであります。本案は、現在の横芝光町指定金融機関の指定期間が平成26年3月31日で満了となることから、引き続き株式会社京葉銀行を横芝光町指定金融機関として指定するため、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、人権擁護委員の永野貞雄氏、椎名菊代氏、上野敬蔵氏及び大木彰氏の4名の任期が平成26年3月31日をもって満了となることから、永野貞雄氏、椎名菊代氏及び上野敬蔵氏を再任し、新たに土屋喜久雄氏を人権擁護委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます、政務報告並びに提案理由説明といたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 町長からの提案理由説明が終わりました。

ここで休憩をします。

再開は午前11時10分とします。

（午前10時57分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

○議長（伊藤罔樹君） 提案理由説明を続けます。

担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、企画財政課長。

[企画財政課長 若梅 操君登壇]

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分であります。

ピンク色の議案つづり、お手元にご用意いただきたいと存じます。

1ページをお開き願います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第3号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成25年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

1枚めくっていただきまして、次に専決処分書をごらん願います。

本案は、冒頭町長からの提案理由説明にもありましたように、10月中旬に上陸いたしました台風26号等の風雨により被害を受けた町内各施設の復旧に要する経費、並びに避難所開設及び災害対策本部の設置等に要する経費について、緊急に補正を行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたところでございます。

続きまして、別つづりとなっております補正予算書、一般会計補正予算（第3号）でございます。お手元にご用意いただきたいと存じます。

補正予算書、1ページ目をごらんください。

平成25年度横芝光町一般会計歳入歳出補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,324万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ105億438万9,000円とするものでございます。

次の2ページ及び3ページは第1表歳入歳出予算補正で、本補正予算に係る款項の説明であります。

次の4ページから6ページまでは、款別の事項別明細の総括でございますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

7ページをごらん願います。

まず歳入でございますが、本補正予算の財源手当てといたしまして、19款1項1目の繰越

金により1,324万7,000円を計上したものでございます。

続きまして、次の8ページをお開き願います。

歳出でございますが、8款1項4目の災害対策費145万5,000円は、防災対策事務費であります。

表の右側、説明欄をごらん願います。

3節職員手当は夜間休日の出勤による職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当、11節需用費は防災対策用の土のう袋及び台風26号上陸時の災害対策本部設置等に伴う賄材料費。

次の16節原材料費は土のう用土砂の購入費でございます。

続く10款は災害復旧費でございます。

初めに、2項1目道路橋梁災害復旧費1,100万8,000円でございますが、これはいずれも台風26号の被害に係る対策費用であります。

11節需用費は道路雨水を大布川に排水させる水中ポンプの故障による修繕費。

13節委託料は横芝光町建設業災害対策協会に委託しました被害箇所の応急対策業務に係る委託料。

15節工事請負費は道路陥没、土砂崩れ、路肩崩壊等の被害のあった箇所の復旧工事費でございます。

次に、3項1目公立学校災害復旧費は台風の風雨により被害を受けた学校施設の復旧費用で、11節需用費は日吉小学校の北側高木が倒壊し、高圧受電設備、いわゆるキュービクルの外周フェンスが損壊した箇所の修繕費10万5,000円。

15節工事請負費は、南条小学校北側のり面の土砂流出に伴う敷地陥没防止のための応急改修工事費52万5,000円であります。

9ページをお願いします。

3項2目社会文化施設災害復旧費は、台風に伴う強風により、ふれあい坂田池公園野球場の防球ネットを支えている鋼製ワイヤー支線が切断したことや、バックネット等の一部が破損したことによる修繕費15万4,000円であります。

次の10ページ及び11ページは給与費明細書でございますので、これは後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、議案第1号の専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続いて、議案第2号及び議案第3号について、総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、私から議案第2号及び議案第3号の補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第2号 横芝光町職員の再任用に関する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

条例案につきましては、ピンク色のこの議案つづり、これの7ページからつづられておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、本条例の制定理由でございますが、冒頭町長からの提案理由でご説明を申し上げましたとおり、公的年金の支給年齢が平成25年度以降段階的に60歳から65歳に引き上げられることとなります。そのために、60歳での定年退職後、年金支給年齢に達するまでの間、無収入の期間が発生することがないように、雇用と年金の接続を図るというために、国家公務員については再任用を希望する職員は再任用するとの方針が閣議決定をされました。

この閣議決定の趣旨を踏まえまして、地方自治体においても必要な措置を講ずるようにと総務副大臣からの要請がありましたので、これを受けまして、職員の再任用に関して必要な事項を定めるため、本条例の制定をしようというものでございます。

それでは、条例案の内容を説明させていただきます。

まず第1条は本条例の趣旨でございます。これは地方公務員法の規定により、定年退職者等を再任用することについて必要な事項を定めるというものでございます。再任用する場合、1年以内の任期で選考により再任用し、1年以内の範囲で任期を更新できるとし、任期の末日は3月31日とするというものでございます。

また、短時間勤務の職に採用することもできるとしております。

なお、定年退職者等とは、定年退職をした職員、または定年を延長した後に退職した職員、定年退職日以前に退職をしたが、定年退職者に準ずるとされた職員としております。

次に、第2条でございますが、定年退職者に準ずる者を規定しております。まず第1号では、25年以上勤続して退職し、退職後5年未満の職員としております。第2号では、第1号に該当する者として、再任用をされたことのある職員で、再任用期間の終了後、任期の更新をしなかったが、いまだ65歳未満で退職後5年を経過している職員としております。

次に、第3条では任期の更新について規定をしております。まず第1項で、任期の更新は

勤務実績が良好である場合に行うことができるとしております。第2項では、任期の更新を行う場合は、本人の同意を得なければならないとしております。

次に、第4条で任期の末日を65歳に達する日以後の最初の3月31日ということにしております。

第5条では、本条例の施行に関しまして必要な事項は規則に委任する旨を定めております。

続きまして附則でございますが、まず附則の第1項で、本条例の施行期日を平成26年4月1日としております。

附則の第2項でございますが、ここからは新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。こちらの黄色の表紙の資料になります。

まず第1ページでございますが、本条例の新規制定に関連いたしまして、附則で職員の定年等に関する条例の一部を改正するというものでございます。現行の条例でも職務遂行において知識、技能を有している職員の場合などは再任用できるというような規定をしておりますが、これを規定している第5条を削りまして、新たに制定する再任用条例で規定をしようというものでございます。そのために、第1条で引用している地方公務員法の条項を一部変更します。

続きまして、附則第3項でございますが、同様に職員の勤務時間、休暇等に関する条例についても改正をするものでございます。こちらについても新旧対照表、3ページからでございますが、ごらんをいただきたいと思っております。

まず第1条では、地方公務員法の略称を設けます。これは改正によりまして、以降も地方公務員法の引用が行われるためでございます。

次に、第2条に第3項を加えて、再任用職員の短時間勤務を可能とし、希望する場合は1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲で任命権者が勤務時間を定めるものとしております。その手法といたしまして、第3条第1項で、月曜日から金曜日までの間に週休日を設けることができるとしております。さらに、同条第2項では1日の勤務時間を短縮できることを規定しております。

第4条第2項では、仕事の都合上、土曜日及び日曜日以外に週休日を割り振られる再任用短時間勤務職員には、4週間ごとに8日以上週休日を設けるとしております。

第8条の2では、引用する一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、第18条第3項が第4項に繰り下がるというための改正でございます。

次に、第14条につきましては、年次休暇を定めるものでございます。再任用短時間勤務職

員の年次休暇は勤務時間等を考慮いたしまして年間20日を超えない範囲とするものです。

次に、附則第4項で、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行います。こちらにつきましては新旧対照表の7ページでございます。

第2条では育児休業をすることができない職員を規定しておりますが、定年条例の第5条を削ったことに関連しての改正でございます。

第9条は職員の定年等に関する条例を定年条例と略称規定するものでございます。

なお、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例につきましても、再任用条例の制定に関連をいたしまして、一部改正を要しますが、これにつきましては、次の議案第3号で提案をさせていただきます条例改正案とあわせて改正をさせていただきたいと考えております。

それでは、そういうことで、続きまして議案第3号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

条例案につきましては、このピンク色の議案つづり、13ページからつづられておりますが、説明につきましては、議案関係資料、こちらの黄色の表紙です。こちらの8ページ、9ページにつづられております条例改正案の概要に基づいてご説明させていただきます。そちらをごらんいただきたいと思います。

まず本条例の改正理由といたしましては、これは千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づく給与改定及び再任用職員の給与の設定を行うための改正でございます。

それではまず、改正案のポイントをごらんください。

改正条例の第1条で給与改定、これは給料表の改正でございますが、これを行います。

内容といたしましては、若年層に限定して月例給の引き上げを改定するというものです。なお、期末勤勉手当、ボーナス、これの改定は行わないというものです。

適用日は平成25年4月1日にさかのぼるといたします。そして、平成26年1月に給料の差額を支給するというものでございます。

続きまして、第2条で55歳以上の職員の昇給の抑制を行うというものでございます。これは平成24年千葉県人事委員会の勧告に基づき、改正を行うものでございます。現在、55歳以上の職員については、定期昇給で勤務成績が良好、標準である場合に2号給昇給をしていますが、これを県は当分の間、1号給の昇給としているということから、町も県にならしまして、当分の間、1号給の昇給とするものでございます。これにつきましては、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則を別途改正し、運用することとなります。

次に、同じく第2条の再任用職員の給与等に関する規定をいたします。これは横芝光町職

員の再任用に関する条例の制定にあわせまして、再任用職員の給与等について規定するもの
でございます。

ただいまもご説明申し上げました改正ポイントに基づきまして、具体的な内容を申し上げますと、まず、給与改正関係でございますが、今回改正する給料表は、行政職給料表の
(1)、(2)及び医療職給料表の(1)、(2)、(3)となりまして、当町の給料表全
てが対象でございます。平均改定率は0.09%で、改定の適用時期は平成25年4月1日となり
ます。

参考までに、この改定による人件費への影響額は100万円程度となります。

次に、55歳以上の職員の昇給抑制の関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、
勤務成績が良好、標準である場合、現行の2号給昇給ですが、これを当分の間、1号給昇給
とするもので、表のとおりとなります。

なお、この改定の適用時期は平成26年4月1日としております。

最後に、再任用職員の給与等についての規定でございますが、再任用職員の給料月額、時
間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等について規定をしております、この改定の適用時期
につきましては、平成26年4月1日とするものでございます。

以上で議案第2号 横芝光町職員の再任用に関する条例の制定について及び議案第3号 横
芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせ
ていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決、ご承認賜われますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続いて、議案第4号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木健夫君登壇〕

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

議案つづり、ピンクの表紙の75ページでございます。

議案第4号 地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について。

地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙の
とおり制定する。

平成25年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

次に、77ページから79ページでございます。

地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例ということで、先ほど町長の提案理由の説明にございましたように、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴い、延滞金の割合の見直しを行う必要が生じたため、改正が必要となる関係条例、町介護保険条例、町後期高齢者医療に関する条例及び町債権管理条例を一括して整理すべく、地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。

なお、町税条例につきましては、本年4月1日施行分の一部改正とあわせまして、専決処分をして、5月の臨時議会でご承認をいただいたところでございます。

それでは、議案関係資料つづり、黄色の表紙でございます。これの44ページをお開きいただきたいと思っております。

改正の趣旨にてご説明させていただきますが、あわせて45ページから47ページの新旧対照表もごらんいただきたいと思っております。

延滞金の目的とは、期限内納税者との負担の公平、期限内納税の促進にございます。ということから、延滞金については、非常に高率で納付期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間は7.3%、それ以後は14.6%となっております。しかし、バブル崩壊後も非常に高率のままであったために、平成11年度改正におきまして、この7.3%の部分について、前年の11月末日における公定歩合に年4%を加算した割合の特例基準割合とされました。この現行というところでございます。

今回の改正は、近年の低金利状況を踏まえ、国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に1%を加算した割合を特定基準割合としたものでございます。これは右側の改正後のところでございます。

具体的には、貸出約定平均金利の年平均が仮に1%であった場合には、その金利に1%を加算した割合の2%が特例基準割合となり、それに1%を加算した割合の3%が納付期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間に適用されます。さらに、納付期限から1カ月を超える期間分についても、現在14.6%と高率でありますので、今ご説明しました特例基準割合2%に7.3%を加算した割合の9.3%とするものでございます。これにより若干の納税環境が改善されることとなります。

議案つづりの79ページに戻りまして、中ごろの附則で施行期日と経過措置を規定しております。この条例は平成26年1月1日から施行し、これ以前の期間に対応するものは、なお、従前の例によるものであります。

以上、地方税法の改正による延滞金の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の説明とさせていただきます。

〔税務課長 鈴木健夫君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第5号について、教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、議案第5号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、冒頭町長からの提案理由説明にもありましたように、児童クラブ保育料について、児童クラブの利用実態や保育の実施に係る費用等を迅速に料金体系に反映させる必要があることから、その料金を規則に委任することが適当であると考え、改正するものでございます。

改正案につきましては、このピンク色の表紙の議案つづり82ページでございますが、説明につきましては黄色の議案関係資料の48ページをもって説明をいたしますので、お開きくださるようお願いいたします。

まず、第1条におきましては、現行児童福祉法の放課後児童健全育成事業の引用条文番号の修正をするものでございます。

第8条では、条例の別表で定めておりました児童クラブ保育料を教育委員会規則に委任すべく、別表を削除するものでございます。

なお、児童クラブ保育料は条例制定していたことに問題はございませんが、公債権として地方自治法に定められている公の施設の使用料や使用者の受益の限度において徴収する分担金とは性質が異なり、自治体以外の者も児童クラブ運営主体となることが可能な事業でありますことから、私債権と解すべきものということで、規則委任が適当であると判断しているところでございます。

また、町の保育所保育料の納入期限の考え方にあわせまして、児童クラブ保育料の納付期限を、現行は利用した翌月末日までであったところですが、利用している当該月の末日までとするものであります。

8条後段になりますが、ただし書き規定につきましては、期限が週休日や祝日に当たった場合、それ以降の最初の平日を期限とする旨の規定を加えるものでございます。

以上のように条例改正をすることによりまして、保育料を利用の実態に合わせながら規則改正をすることができ、その徴収につきましても、児童クラブ利用中の月内を納付期限とす

ることから、滞納抑止に効果があるとともに、今後予定をしております児童クラブ施設の充足にも資するものと考えております。

なお、具体的な保育料の設定につきましては、この条例改正後に教育委員会議に図りまして決定をし、本改正条例と同様に、平成26年4月から適用したいと考えております。

児童クラブ保育料を設定するに当たりましては、利用の実態に沿った適正な保育料を定めることを重点に、国が放課後児童対策補助金を算定する際の考え方でございます、係る経費の半分を保護者負担、残りを国、県、市町村がそれぞれ3分の1ずつを負担するという基本的な考え方に沿って、保育料を検討したいとも考えております。

慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようお願いを申し上げます、議案説明といたします。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第6号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 越川誠一君登壇〕

○社会文化課長（越川誠一君） それでは、議案第6号 社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

冒頭町長からの提案理由説明にもありましたように、東日本大震災以降、電気料金の上昇等により、町財政に少なからず影響を及ぼしていることから、今後、財政運営を着実に推し進めるためにも、受益者負担の原則から、照明電気料の実費相当分を利用者にご負担いただきたく、改正するものであります。

改正条例案につきましては、ピンク色のつづり、議案つづりです。87ページでございますが、説明につきましては、黄色の議案関係資料、こちらの49ページから51ページでご説明をいたします。

49ページから新旧対照表が載っておりますが、別表第2表中の施設区分に新たに照明を加えることとし、B&G海洋センター体育館及び町体育館、いずれも高校生以下の町内利用者については1時間当たり100円、一般の町内利用者においては1時間当たり200円とするものであります。その右欄につきましては、町外利用者についての料金を示したものでございます。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

〔社会文化課長 越川誠一君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第7号及び議案第8号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、初めに議案第7号の詳細についてご説明させていただきます。

資料につきましては、ピンクの議案つづりの89ページから91ページ、黄色の議案関係資料52ページになります。

それでは、議案つづり89ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 町道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定する。

平成25年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、千葉県が平成4年度より整備を進めてまいりました木戸台及び中台地先の一般県道横芝山武線道路改良事業が昨年度終了し、旧道部分を町へ移管されることに伴い、町道として管理区分を明確化し、適正管理を図るため、このたび関係する路線について、町道の認定を行うものでございます。

それでは、91ページをお願いいたします。また、議案関係資料52ページ、一番最後のページになりますけれども、認定路線箇所図もあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の認定につきましては、3路線でございます。

最初に整理番号1のA344号線ですが、認定路線箇所図のほうでは真ん中のようになります。県道の上側部分、中台方面に向かって右側ですが、起終点につきましてはいずれも県道で、木戸台字上策内1510番1を起点とし、中台方面に向かい、木戸台字向畑215番1を終点とした区間で、延長は154メートル、幅員は8.2メートルから15.5メートルであります。

次に、整理番号2のB248号線ですが、認定路線箇所図では右側となります。県道の下側部分、中台方面に向かって左側ですが、起終点はナンバー1と同様にいずれも県道で、木戸台字上策内1523番6を起点とし、中台方面に向かい、木戸台字後谷186番1を終点とした区間で、延長は174メートル、幅員は7.1メートルから14.5メートルであります。

次に、整理番号3のB249号線ですが、認定路線箇所図では左側となります。ナンバー2と同様に県道の下側部分ですが、起終点もこれまでと同様にいずれも県道で、木戸台字向畑214番1を起点とし、中台方面に向かい、木戸台字後谷206番1を終点とした区間で、延長は144メートル、幅員は7.7メートルから13.1メートルであります。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号についてご説明させていただきます。

議案つづり93ページでございます。

議案第8号 指定管理者の指定について（横芝光町駅前広場）。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

施設の名称は横芝光町駅前広場で、指定管理者となる団体につきましては、横芝光町東町区、指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

この駅前広場は、駅前交通の円滑化及び通勤通学者等の利便性を図るため平成6年に整備したもので、駅前西側にあります駐車場で、定期駐車と一時駐車合わせて57台分と駐輪場72台分のほか、西側の公園や東側の駅前トイレが主な施設でございます。指定管理者の業務はこれらの維持管理運営となります。

本案につきましては、この駅前広場の指定管理期間が平成26年3月31日をもって満了することから、公募しましたところ、問い合わせなどは数件ございましたが、最終的に応募した団体は現在の指定管理者であります東町区の1団体で、平成18年の指定管理者制度導入時からの実績があり、業務も極めて良好である同区を引き続き指定管理者として指定させていただきたく提案をさせていただいたものでございます。

なお、本件につきましては、去る11月20日に開催いたしました横芝光町指定管理者選定委員会において、東町区を指定候補とする決定がなされたものであります。

以上、議案第7号と第8号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第9号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 越川誠一君登壇〕

○社会文化課長（越川誠一君） それでは、議案第9号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづり、95ページとなります。

指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

現在、光B&G海洋センター、光しおさい公園のテニスコート、サッカー場、芝生広場につきましては、株式会社フクシ・エンタープライズに指定管理者として平成23年4月から3年間管理運営を委託しております。来年3月末で指定期間が満了となることから、次期指定管理者を本年9月18日から10月23日までの間、公募により参加業者を募ったところであります。公募期間中の9月27日に行った現地説明会では10者の参加があったものの、締め切りまでに業務内容の提案書を添えて応募申請があったのは、共同企業体1者を含む2者でございました。その後、11月20日に指定管理者選定委員会を開催し、2者から業務提案内容の説明を受け、審査した結果、株式会社フクシ・エンタープライズを指定候補とさせていただいたところでございます。

なお、今回の指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

以上、議案第9号の補足説明といたします。

慎重審議の上、可決、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

〔社会文化課長 越川誠一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第10号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第10号 平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております補正予算書をお手元にご用意いただきたいと存じます。

1ページをごらんいただきたいと思っております。

平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,195万5,000円を追加し、総額をそれぞれ105億8,634万4,000円とし、第2条では債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正を行おうとするものでございます。

2ページから5ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。内容は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。

まず、広報よこしばひかり印刷製本費は、同一の業者に一定期間継続して委託することにより、広報紙の編集効率性の向上や広報紙の安定した発行を図るため、平成25年度から平成

28年度までの期間、限度額1,830万3,000円で債務負担行為を追加しようとするものであります。

次期ちば電子調達システム使用料は、平成26年4月から消費税率が5%から8%に改正することにより、限度額を引き上げる必要が生じ、本年度中に変更契約事務を進めるために、平成25年度から平成27年度までの期間、限度額247万8,000円で債務負担行為を設定しようとするものであります。

次の役場庁舎日常及び定期清掃並びに用務員業務委託は、現在の業務委託期間が平成25年度末で終了することから、終了前に契約事務を進める必要がありますので、平成25年度から平成28年度までの期間、限度額1,609万8,000円で債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次のLED防犯灯リース料でございます。町が管理しております既設の防犯灯をリース方式によりLED器具に交換し、維持管理費の削減を図るべく、本年度中に契約事務を進める必要がありますので、平成25年度から平成35年度までの期間、限度額2,916万円で債務負担行為を追加しようとするものであります。

子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業委託は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、現在使用しております保育システムの改修委託を行うに当たり、本年度中に契約事務を進める必要がありますので、平成25年度から平成26年度までの期間、限度額734万4,000円で債務負担行為を追加しようとするものであります。

児童クラブ指導及び保育業務委託は、平成26年4月からの消費税率改正により、限度額を引き上げる必要が生じ、本年度中に変更契約事務を進めるために、平成25年度から平成28年度までの期間、限度額9,319万8,000円で債務負担行為を設定しようとするものであります。

続きまして、駅前広場指定管理料は、現在の指定管理期間が平成25年度末で終了することから、終了前に基本協定締結事務を進める必要がございますので、平成25年度から平成30年度までの期間、限度額3,870万円に物価変動等による増減を加算した額の範囲内で債務負担行為を設定しようとするものであります。

次からの3行は、文化会館、町民会館、図書館のいずれも日常及び定期清掃業務委託であり、3件とも現在の業務委託期間が平成25年度末で終了することから、終了前に契約事務を進める必要がございますので、平成25年度から平成28年度までの期間、限度額は文化会館646万2,000円、町民会館765万6,000円、図書館1,593万6,000円でそれぞれ債務負担行為を設定しようとするものであります。

最後に、光B&G海洋センター温水プール・光しおさい公園指定管理料は、現在の指定管

理期間が平成25年度末で終了することから、終了前に基本協定締結事務を進める必要がありますので、平成25年度から平成30年度までの期間、限度額1億6,781万2,000円に物価変動等による増減を加算した額の範囲内で債務負担行為を設定しようとするものであります。

7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。

合併特例債事業の変更でございますが、町道1-12号線の事業費の増及び国からの交付金が防災安全社会資本整備総合交付金に変更されたことにより、交付額が増額されたことから、地方債必要額が減少したため、合併特例事業債の限度額を1,500万円減額し、5億9,940万円に補正しようとするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次の8ページから10ページは事項別明細書の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

初めに歳入でございますが、10款1項1目地方交付税は、本補正予算財源に充てるべく、2,999万円を増額するものであります。

13款1項4目商工使用料は、屋形海岸駐車場使用料の実績により、8万1,000円を増額するものであります。

14款1項1目民生費国庫負担金は、補装具費支給事業負担金78万1,000円で、実績見込みによる増加事業費の国庫負担分2分の1の計上であります。

同款2項1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の子育て支援交付金640万円の減は、本交付金の対象事業である一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業等が平成25年度から県の安心子ども基金事業へ組み替えられたための減額で、次の障害者虐待防止対策支援事業補助金1万6,000円の減は、実績見込みによる事業費の国庫補助分2分の1の減額であります。

3目土木費国庫補助金1,783万6,000円は、地方債補正で申し上げましたとおり、町道1-12号線の事業費の変更による防災・安全社会資本整備交付金の増額でございます。

15款1項2目民生費県負担金39万円は、国庫の社会福祉費負担金同様、補装具費支給事業の実績見込み増に伴い、県負担割合である事業費の4分の1を増額計上するものであります。

同款 2 項 1 目総務費県補助金21万5,000円は「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の増額で、津波被災住宅の再建支援分について、県から追加交付されるものであります。

2 目民生費県補助金の 1 節社会福祉費補助金70万7,000円は、障害者グループホーム利用者の増加に伴い、運営費に対する県補助金を増額計上するものであり、2 節児童福祉費補助金の保育対策等促進事業費補助金 3 万4,000円は延長保育に係る補助基準額の変更による増額。ひとり親家庭等医療費等補助金100万円は、ひとり親家庭の増加及び入院件数の増加に伴う県費 2 分の 1 補助の増額。保育所緊急整備事業補助金69万2,000円は、フタバ保育園園舎移転改築に係る設計の確定による県補助金の増額。地域子育て支援拠点事業補助金371万円及び次の一時預かり事業補助金284万円は、14款の民生費国庫補助金でもご説明いたしましたように、これらの 2 事業が国の交付金事業から県の安心こども基金事業へ組み替えられたことによる県費 2 分の 1 補助の計上でございます。次の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金952万6,000円は、町内私立 5 保育園の保育士等の処遇改善に要する費用について、県の安心こども基金事業としてその全額が交付されるものであります。

3 目衛生費県補助金、1 節保健衛生費補助金の子ども医療費助成事業補助金375万1,000円の減は、子ども医療費助成事業の利用が増加見込みである一方、当初予算に県補助対象外経費が含まれたことにより、調整したことによる減額。

次の12ページに移っていただきまして、妊婦健康診査支援基金事業補助金486万6,000円の減は、妊婦健康診査支援事業が基金による補助金事業が平成24年度で終了し、本年度からは恒久的財源として普通交付税に算入されることになったための減額で、乳児家庭全戸訪問事業補助金 3 万5,000円は保健推進員によるこんにちは赤ちゃん訪問事業に係るもので、国の交付金事業から県の安心こども基金事業へ組み替えられたことによる県費 2 分の 1 補助の計上であります。

5 目商工費県補助金664万6,000円は、千葉県緊急雇用創出事業補助金により、県道排水経路調査事業を実施しようとするための計上で、本事業に係る県補助率は100%であります。

16款 1 項 2 目利子及び配当金は、15款県支出金でもご説明した県からの「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の追加交付分21万5,000円に係る町の東日本大震災復興基金の利子1,000円を計上するものであります。

17款 1 項 3 目総務費寄附金30万円は、九十九里自動車教習所からの寄附金を受納し、町交通安全対策に役立てようとするものであります。

18款 2 項 7 目社会福祉基金繰入金34万6,000円は、フタバ保育園園舎移転改築事業補助金

のうち、町補助金分について社会福祉基金を活用しようとするものであります。

8目地域振興基金繰入金は、本基金の平成25年度充当事業のうち、図書館事務費及び地産地消食育推進事業が本年度においては特別交付税の対象経費となるため基金充当事業としないこと、並びに海水浴場開設事業が減額補正となったことによりまして、合わせまして1,116万5,000円を減額するものであります。

19款1項1目繰越金は、本補正の財源手当てのため、前年度繰越金3,991万9,000円を充てるものであります。

20款7項1目雑入のわたしの街みどりづくり事業交付金4,000円は、平成24年度緑の募金の額に対し、千葉県緑化推進委員会からの交付金額が決定したことによる精算の計上で、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金810万円は千葉県の整備ビジョンに基づきまして電気自動車の急速充電スタンドを町内公共施設内に設置するための経費について、消費税を除いた金額が自動車振興センター及び自動車メーカーから補助金として交付されるものであります。

21款1項1目総務債の1節合併特例事業債1,500万円の減額につきましては、先ほど第3表でご説明いたしましたとおり、事業交付金の増に伴い、起債額が減少するものであります。続きまして歳出についてご説明申し上げます。

13ページをごらん願います。

なお、歳出のうち人事異動に伴う一般職の給料、職員手当、共済費等の調整につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

2款1項1目一般管理費は、一般職給与費でございますので、説明を省略いたします。

8目企画費は歳入の15款総務費県補助金でもご説明いたしましたように、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の追加交付及び利子の合計21万6,000円を横芝光町東日本大震災復興基金に積み立てるものであります。

9目地域安全対策費の交通安全指導及び啓発事業30万円は交通安全寄附金を財源として、町内各小学校交通安全教室で使用するダミー人形衝突実験装置を購入しようとするものであり、防犯灯維持管理事業68万円は、町内各地区からの要望が多く寄せられております町管理の防犯灯の修繕に迅速に対応するための補正計上でございます。

10目地域振興費31万5,000円は、経年劣化と暴風により雨戸が損壊した新島集会所の修繕料であります。

12目情報管理費481万9,000円は、内部情報系で使用しておりますパソコンのうちウインド

ウズX P搭載の端末20台について、平成26年4月にサポートが終了することから、セキュリティー対策や故障時の対応を考慮し、庁内LANの基本OSでございますウインドウズ7搭載機種に更新するものでございます。

2款2項1目税務総務費及び、次の14ページの3項1目戸籍住民基本台帳費、さらにその下の5項1目統計調査総務費は、いずれも一般職給与費の補正ですので、説明は省略いたしまして、2目委託統計調査費14万9,000円は、本年度実施いたしました住宅・土地統計調査に係る調査員報酬あるいは費用弁償について単価が変更されたことによる補正計上でございます。

15ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費は一般職給与費ですので説明を省略し、3目障害者福祉費の障害者虐待防止対策事業12万7,000円の減は、実績見込みに基づく保護措置委託料の減額、補装具費支給事業156万3,000円は電動車椅子あるいは義肢などの補装具支給費について、新規及び再交付申請件数が当初見込みを上回ったことによる増額、グループホーム等関連助成事業141万5,000円は障害者グループホーム利用者の増加に伴う運営費補助金の増額、地域支援生活支援事業は、13節委託料で地域活動支援センターたんぼぼの支援員の増員に伴う指定管理料140万円の増額、20節扶助費で実績見込みによる外出支援費の増額26万4,000円、介護給付・訓練等給付事業8万4,000円は実績見込みにより介護給付費等の審査支払手数料を増額補正するものであります。

4目の国民年金事務費は一般職給与費の補正でございます。

16ページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費の次世代育成支援対策事業は、国の交付金事業から県の安心こども基金事業へ組み替えられたことに伴い、補助基準額が変更されたことから、一時預かり事業補助金が37万円の増額、地域子育て支援拠点事業補助金が7万1,000円の減額となったもので、町内児童等医療費等助成事業200万円は、ひとり親家庭の増加及び入院件数の増加に伴う医療費の伸びによる補正計上であります。

4目保育所費の大総保育所運営事業129万2,000円は遊戯室の雨漏りによる改修工事費、保育対策等促進事業4万8,000円は基準額変更による延長保育促進事業補助金の増額、保育委託事業103万9,000円はフタバ保育園園舎移転改築に係る設計が確定し、事業量が拡大したことによる補助金の増額、保育士等処遇改善臨時特例事業952万6,000円は町内私立5保育園の保育士等の処遇改善に要する費用について、全額県費負担により補助金として交付するもの

であります。

4款1項1目保健衛生総務費の一般職給与費の説明を省略いたしまして、次の子ども医療費助成事業は、中学3年生までの入通院に係る医療費が増加していることから、実績見込により1,333万3,000円を補正計上するものであります。

17ページをお願いいたします。

3目健康づくり費は財源振替ですので、予算の補正はございません。

6目環境衛生費の一般給与費の説明を省略いたしまして、次の次世代自動車充電インフラ整備促進事業850万5,000円は歳入でもご説明しましたとおり、千葉県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンに基づき、町内公共施設、現在図書館を予定しておりますが、ここに電気自動車の急速充電スタンドを設置するための工事費を計上するもので、消費税分を除く事業費全額が自動車振興センター及び自動車メーカーから補助金として交付されるものであります。

3項1目病院費は東陽病院事業会計繰出金1,607万3,000円で、外科手術用機器の充実を図るための内視鏡外科手術システムや電気メス装置、看護支援システム及び薬品管理システム用のパソコン等の備品購入に充てようとするものであります。

5款1項1目農業委員会費2万9,000円は農業委員視察研修会に随行する職員の旅費で、2目農業総務費は一般給与費ですので説明を省略させていただきます。

18ページをお願いします。

3目農業振興費は需給調整推進対策奨励事業で、実績に基づき麦・大豆団地化助成や転作作物助成では減額となるものの、生産面積の増加により加工用米助成が増額となったことから、事業奨励金121万1,000円を補正計上するものであります。

5目農地費の町単土地改良補助事業155万7,000円は原材料支給事業として排水路整備に係るコンクリート資材を支給するほか、農家団体が行うパイプライン設置事業補助及び大利根土地改良区が行う水門改修事業に係る地元負担への助成で、地域排水管理事業90万3,000円は栗山地区幹線3号排水路補修事業の設計に伴う測量業務委託料、木戸排水機場管理事業87万8,000円は排水ポンプの主配管及び真空ポンプの軸受けケースの腐食による補修工事費の計上であります。

2項1目林業振興費は、緑の募金還元事業として精算交付されたわたしの街みどりづくり事業交付金によりまして、町内7小学校に苗木の配布を行うものであります。

6款1項1目商工振興費16万8,000円は時間外勤務手当で、休日のイベント等でのマスク

ットキャラクター「よこびー」のPR活動に係る追加計上でございます。

2目観光費の海水浴場開設事業469万8,000円の減は、木戸浜海水浴場が浜崖現象により開設できなかったことから、不用額となる役務費、委託料、次の19ページに移りまして使用料及び賃借料、工事請負費をそれぞれ減額するものであり、屋形海岸駐車場管理事務費は悪天候に伴う駐車場管理業務従事時間の減数による委託料17万9,000円の減額及び台風により緊急に土砂撤去費を執行したことによる今後の駐車場土砂撤去作業の機械賃借料7万3,000円を計上するものであります。

7款1項1目土木総務費は一般職給与費ですので説明は省略いたしまして、2項1目道路橋りょう総務費664万7,000円は歳入でもご説明しましたとおり、千葉県緊急雇用創出事業補助金を100%充当し、町内全域の排水方向と流末施設方向を調査しデータ化する町道排水経路調査を実施するものであります。

2目道路維持費90万円は、9月の大雨の影響に伴い道路側溝汚泥により排水路が詰まり、町道が冠水した3カ所について、側溝汚泥の清掃を業者委託するものであります。

20ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費の一般給与費の説明を省略いたしまして、町道1-12号線道路改良事業204万6,000円は用地交渉の結果追加工事を実施するもので、交通安全対策事業40万円は町道1-22号線宮川地先の路面標示及び区画線が消えかかっているため、塗り直し工事を施工し、その他町道整備事業250万円は9月の大雨による町道の被害箇所のうち、緊急度の高い箇所の補修工事を行うものであります。

8款1項4目災害対策費53万8,000円は、津波避難所である白浜小学校及び上堺小学校にLPガス発電機を備え、非常用電源の確保を図るものであります。

9款1項2目事務局費は一般職給与費の補正でございます。

21ページをお願いします。

2項小学校費、1目学校管理費の一般職給与費の説明を省略いたしまして、小学校施設維持管理事業168万8,000円は11節需用費で東陽小学校、南条小学校の消防設備及び上堺小学校の空調設備のそれぞれ修繕、さらに遊具点検で指摘されました日吉小学校、南条小学校の鉄棒や雲梯等の遊具修繕、15節の工事請負費で横芝小学校の防火ダンパー交換工事及び白浜小学校の校内放送設備改良交換工事を行うものであります。

3項中学校費、1目学校管理費の横芝中学校管理事業17万8,000円は、生徒が制作しました校歌碑を体育館に取りつけるための委託料で、中学校施設整備事業248万9,000円は9月の

台風18号の風雨により光中学校陸上競技場及び野球場の照明保安器が落下し、さらにその後の調査で、照明器具の落下の危険があることが判明したため、照明器具等の交換工事費を補正計上するものであります。

5項1目社会教育総務費の一般職給与費の説明を省略し、22ページに移っていただきまして、社会教育総務事務費21万9,000円は社会教育や社会体育の教室、各クラブ等で使用するポータブルワイヤレスアンプが修理不能となったため、1台を購入するものであります。

3目共同利用施設費20万5,000円は、消防設備点検で指摘されました町民会館の防火扉、煙感知器、誘導灯などの消防設備の修繕費であります。

4目図書館費は一般職給与費の補正でございます。

6項2目体育施設費の光スポーツ公園一般管理事業26万2,000円は、アスレチック広場に設置されている遊具、チューブスライダーの修繕料で、光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業は11節需用費で、ジャグジープールの循環ポンプ交換修繕に27万1,000円、15節工事請負費で、温水プールの水温を調整する制御弁の交換工事に131万4,000円を計上し、横芝ふれあい坂田池公園一般管理事業は9月の落雷で破損いたしました設備の修繕に係るもので、11節需用費では野球場放送設備の修繕に12万6,000円、15節工事請負費では陸上競技場倉庫の重量シャッター及び野球場ナイター照明設備の破損による補修工事費に合わせて306万円を計上し、23ページの横芝光町体育館一般管理事業7万7,000円は、町体育館のカーテンの汚れが目立つことからリニューアルに合わせクリーニングを行うものであります。

3目学校給食費の一般給与費の説明は省略いたしまして、次の学校給食センター施設維持管理事業18万6,000円は機器点検の結果、スチーム調理器具の交換修理が必要となったため、修繕料を計上するものであります。

次の24ページからは給与費明細書でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、議案第10号 平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）の補足説明とさせていただきます。

慎重審議を賜り、可決承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤園樹君） 提案理由説明の途中でありますけれども、ここで休憩をいたします。

再開は午後1時10分といたします。

（午後 0時20分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時09分）

○議長（伊藤罔樹君） 提案理由説明を続けます。

議案第11号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第11号の平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

資料につきましては、別冊の補正予算書案にて説明をさせていただきます。この議案11号という別冊でございます。

予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,627万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,095万4,000円とするものでございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入の内容からご説明申し上げます。

6款1項1目前期高齢者交付金1,228万9,000円ですが、この交付金は65歳以上75歳未満の前期高齢者の加入割合の多い国民健康保険に対し、支払基金を通じて交付されるもので、本年度分の決定通知に基づきまして増額補正するものであります。

11款1項繰越金、2目その他繰越金2,398万4,000円ですが、今回の補正の財源調整といたしまして不足分を前年度繰越金により充当するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費であります。先ほど歳入においてご説明いたしました前期高齢者交付金の歳入補正に伴う財源振替で、本年度分の決定通知に基づき歳出財源を一般財源から特定財源に振りかえるものであります。

3款1項後期高齢者支援金等、2目後期高齢者関係事務費拠出金2,000円、並びに4款1項前期高齢者納付金等、2目前期高齢者関係事務費拠出金6,000円につきましては、支払基金からの決定通知に基づき、不足分を増額補正するものであります。

次の6款1項1目介護納付金につきましては、支払基金からの決定通知に基づき、不要となる171万3,000円を減額補正するものであります。

8ページをお願いいたします。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金3,797万8,000円につきましては、そのほとんどが昨年度、平成24年度に国から交付されました医療給付費負担金の返還金であります。この医療給付費負担金は、一般被保険者に係る療養給付費関係費用の32%を国が負担するもので、平成24年度の医療費の確定による精算の結果、交付超過分を本年度に返還するものでございます。

お手数ですが、2ページ、3ページにお戻り願います。

今回の補正予算につきましては、それらを合計いたしまして、歳入歳出総額ともに3,627万3,000円でございます。

以上で議案第11号の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただき、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 続いて、議案第12号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君登壇〕

○食肉センター所長（加瀬盛久君） それでは、議案第12号 平成25年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）について補足説明させていただきます。

別冊になっております議案第12号をごらんください。

まず1ページをごらんください。

このたびの補正予算は第1条に定めたとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,813万7,000円とするものであります。

それでは、6ページをごらんください。

まず歳入であります。4款1項1目繰越金に591万6,000円を追加し、5,197万6,000円とするものであります。

次に歳出ですが、7ページをごらんください。

1款総務費の1項1目一般管理費2万1,000円は、給与改定に伴う人件費の調整をしたものであります。

次に、2款施設管理費の1項1目施設整備費、18節の備品購入費589万5,000円は枝肉カッ

ト処理室の改修に合わせて、カット室内の備品を更新するものであります。

8、9 ページは給与明細書でありますので、後ほどご確認くださいませようお願いします。

以上、簡単ですが、議案第12号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認くださいますようよろしく願いいたします。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続きまして、議案第13号についてであります。

東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第13号 平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第13号と書かれましたこの補正予算書をごらんください。

1 ページの第2条でございますが、平成25年度横芝光町病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては、第1款資本的収入に1,607万3,000円を追加し、第1款の合計を1億9,651万円に、支出では、第1款資本的支出に収入と同額の1,607万3,000円を追加し、第1款の合計を2億6,829万円とするものであります。

また、第3条の企業債の補正でございますが、当初予算でご承認いただいております屋上防水工事の収入予算につきまして、地方債借り入れに關しての起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について記載漏れがございましたので、本議会でご承認をいただきたく、改めて補正予算を計上させていただきます。

それでは、平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算説明書に基づきご説明いたしますので、3 ページをごらんください。

資本的収入及び支出予算の収入、1款2項1目1節他会計出資金1,607万3,000円の追加でございますが、本補正予算の支出で計上いたしました器械備品購入費用につきましては、一般会計からの出資金を財源とするものであります。

続きまして、支出の1款1項1目1節器械備品購入費1,607万3,000円の追加でございますが、説明欄1行目に記載の内視鏡外科手術システム1,157万4,000円につきましては、当院で保有しております当システムが平成8年に購入したものであり、既に部品生産も終了しております。修理不能の状態にありますことから、更新のため購入するものであります。

次の高周波焼灼電源装置367万3,000円でございますが、主に外科及び整形外科の手術で使

用することになります装置で、9月補正予算でご承認をいただいておりますモノポーラ、バイポーラの別称でございます。脳神経外科で購入を予定しました同装置の外科手術での使用は可能ではございますが、故障時や他科との並列手術を行う場合には複数台が必要となります。現在使用しております装置は電圧が安定しないなどふぐあいが生じておりまして、メーカーに点検をさせましたところ、修理不能との結果が出ましたことから、購入をしようとするものであります。

次の各科配備パソコン57万7,000円は、医局看護支援システム及びレセプト情報用パソコン5台の更新。薬品管理システムパソコン24万9,000円は1台の更新であり、いずれも年数経過によるふぐあいに加え、オペレーションシステムがウィンドウズXPでありますことから、セキュリティーリスク回避のため、サポート終了が予定されております来年4月までに本体を含め更新をしようとするものであります。

以上、議案第13号 平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜わりますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第14号について、会計管理者。

〔会計管理者 福島美代子君登壇〕

○会計管理者（福島美代子君） それでは、議案第14号について詳細説明をさせていただきます。

お手元のピンクのつづりの97ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号 横芝光町指定金融機関の指定について。

横芝光町指定金融機関を、地方自治法第235条第2項の規定により、次のとおり指定する。

平成25年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

1、金融機関、株式会社京葉銀行、千葉県千葉市中央区富士見一丁目11番11号。

2、指定年月日、平成26年4月1日。

指定金融機関の指定に当たっては、合併協議により平成17年11月11日付横芝光町の指定金融機関決定に関する協定書の中で、最初の4年間を千葉銀行、次の4年間を京葉銀行とし、平成26年4月1日以降はそのときの町長の判断に委ねることとなっております。

平成26年3月31日をもって京葉銀行の指定金融機関の指定契約が満了することから、平成26年度以降の指定金融機関の指定について、千葉銀行及び京葉銀行の両行から派遣行員や手

数料等について調査し、回答を求め検討いたしました。その結果、派遣される行員は正行員であり、窓口の対応や開設時間の弾力的な運用が期待でき、派遣費用や振込手数料等の負担を無料とする京葉銀行を引き続き指定金融機関として指定するものであります。

京葉銀行は千葉市に本店を置く資金量約4兆円の第二地方銀行で、資本金497億5,900万円、金融機関の健全性を示す自己資本比率は、平成25年3月期において11.47%であり、国内基準の4%を上回っております。また、不良債権比率は1.94%であり、前年同期と比較すると0.11%低下しております。

格付会社スタンダード&プアーズの格付はA、株式会社日本格付研究所の格付はAプラスの評価を受けており、銀行としての健全性、安全性は保たれております。

現在、浦安市、四街道市、香取市の指定金融機関として、平成22年4月からは当町の指定金融機関として業務を行っており、窓口の対応や出納業務に問題はございません。

以上、議案第14号について説明いたしました。慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

〔会計管理者 福島美代子君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第15号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第15号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして詳細説明を申し上げます。

議案つづりの99ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵害されることのないように見守るとともに、地域の中で人権思想を広め、人権を擁護するために1期を3年の任期としてご活躍いただく民間のボランティア委員で、町長の推薦により法務大臣が委嘱するものであります。

現在、町では7名の委員の皆さんにご活躍いただいておりますが、このうち4名の委員が来る平成26年3月31日に任期満了になることから、次期委員を推薦するものであります。

人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長は法務大臣に対して、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されておりますので、本件議案を今定例会に提案し、議会の意見を求めるものであります。

それでは、4名の委員候補者を順にご説明申し上げます。

まず、1人目の横芝光町屋形784番地7、永野貞雄氏であります。昭和24年3月9日生まれの64歳で、既に3期9年にわたり人権擁護委員を務められ、今までにも多くの町民の皆さんから人権に関する相談を受け、それらを解決に導くなど、当町における人権擁護活動の中心的な存在としてご活躍いただいている方で、引き続き人権擁護委員をお願いしようとするものであります。

2人目の横芝光町木戸5938番地、椎名菊代氏であります。昭和22年10月10生まれの66歳で、1期3年の人権擁護委員を経験され、現在、匠瑳人権擁護委員協議会の事務局員を兼務され、毎週1回千葉地方法務局匠瑳支局において、法務局と当協議会地区部会の事務関連に係る調整役としてご尽力をいただいている方で、引き続き人権擁護委員をお願いしようとするものであります。

3人目の横芝光町横芝1532番地12、上野敬蔵氏であります。昭和26年1月19日生まれの62歳で、1期3年の人権擁護委員を経験され、現在、匠瑳人権擁護委員協議会の地区部会長として人権思想の普及啓蒙活動を初め、地区部会の円滑な委員活動の取りまとめ役としてご尽力いただいている方で、引き続き人権擁護委員をお願いしようとするものであります。

4人目の横芝光町宝米1177番地、土屋喜久雄氏であります。昭和27年6月7日生まれの61歳で、昭和46年3月に千葉県立匠瑳高等学校を卒業後、同年8月より千葉市役所に勤務され、本年3月まで40年以上の長きにわたり地方行政に携われてこられた行政経験の大変豊富な方です。また、地元においても平成11年度に光中学校のPTA会長を務められるなど、地域のボランティア活動にも積極的に参加し、人権思想の普及高揚についても高い関心をお持ちであることから、新たに人権擁護委員をお願いしようとするものであります。

以上の4名の方につきましては、いずれも人権擁護についてのご経験、ご理解が深く、人権擁護委員として適任の方々でございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

今後の一般質問に入る前の準備ということで暫時休憩いたします。

準備をお願いします。

（午後 1時33分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時34分）

◎一般質問

○議長（伊藤罔樹君） 日程第6、これより一般質問を行います。

◇ 森 川 忠 君

○議長（伊藤罔樹君） 通告順に発言を許します。

森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして議席番号5番、森川忠が一般質問をさせていただきます。

質問は大綱2点、行政関係、病院関係についてお伺いいたします。

最初に行政関係、第1点目、一部事務組合のあり方についてですが、現在、当町では山武郡市広域行政組合、山武郡市広域水道企業団、山武郡市環境衛生組合、八匠水道企業団、東総衛生組合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合、匝瑳市横芝光町消防組合があり、それぞれに各議員が出向をしております。

消防組合を除き、旧町以前のままの一部事務組合ですが、利用料、負担金等に差異があることは皆さんご存知のとおりかと思えます。

例えば、不幸にして亡くなった場合、火葬料、かなり違うわけですが、その辺、町長に今後この問題をどのようにされるかお伺いしたいと思えます。

あわせて、県職の立場におられた副町長にも、県内広く見回していただきまして、ご所見をお願いいたします。

続いて消防署ですが、特に匝瑳署、横芝光署は建築後約40年を経過しており、議会でも視察にまいりましたが、老朽化が著しく、改修が必要と考えておりますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

続いて、自治会、町内会や区の問題ですが、そもそもこれらの組織は地域のコミュニティづくりをするために、住民の皆さんが自主的に設立された組織です。このような会は住みよいまちづくりを目指し、美化運動、防災防犯活動、レクリエーション活動などを実施するなど、地域のさまざまな課題の問題に取り組んでおります。ここ数年の加入の状況、そして

傾向はどうなっているのかお伺いいたします。

また転入時の対応として、役場窓口、住民課になろうかと思いますが、どのような対応がされているのか具体的にお伺いいたします。これは住民課長にお伺いいたします。

続いて、公文書の電子化についてお伺いいたします。

I T化が進む昨今、特に東日本大震災でも問題になり、さまざまなデータが消えたという不幸なことが起きました。そのようなことがないように、今から公文書等は電子化をすることが自治体にとっては最重要な課題と考えます。まだまだ紙ベースの管理が多いと思いますが、時代の要請でもあり、今後の課題と考えます。町長の所見をお伺いいたします。

加えて、庁舎内または学校には多くのパソコンがございます。補正の中でもありましたけれども、確認という意味でお伺いしたいと思いますが、マイクロソフトのウインドウズXP、そしてオフィス2003のサポートが来年の4月9日をもって終了になります。それに伴いパソコンの買い換え等が進められておりますが、町管理のパソコンの総数、OSの現状はどうなっているのか伺います。これには学校関係の教育課にも関連することですので、よろしくお願いいたします。

病院関係についてお伺いします。

町立の東陽病院、大変な赤字は否めません。しかし、経営状況が苦しいのはわかっておりますが、ただ赤字だからといいまして、設備投資を怠り、レベルの低い医療では本末転倒ではないでしょうか。特に外科においては、せっかく手術室があるにもかかわらず、ほとんど手術ができないという現状であります。大変ありがたいことに、10月に赴任されました外川院長は外科医であります。そのお力を存分に発揮していただくためにも、医師の確保、設備の充実は欠かせないと思います。また、医療事務関係の導入計画、電子化も日進月歩であり、東陽病院の事務の効率化も含め、今後のシステム、機器類の導入計画があれば伺います。

また、医師、看護師の確保は重要です。現在の数、そして不足ということであれば、おおむねどれぐらいの補充が必要かお伺いしたいと思います。また募集をしているんですが、どのような方法か教えてください。

最後になりますが、千葉県近隣自治体でも実施しております医師、看護師確保のための奨学金制度を提案させていただき、壇上からの質問とさせていただきます。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、森川忠議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは行政関係の一部事務組合のあり方についてのご質問と公文書の電子化についてのご質問のうち、町長の認識と計画はあるのかについて、及び病院関係についてお答えし、その他のご質問については副町長並びに各担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、大半が旧町時代からの運営方法でありましたが、今後利用料等の公平性を考えるべきではないかについてお答えをさせていただきます。

まず一部事務組合とは、中小規模の隣接する市町村がごみ処理、火葬場、消防等の行政サービスを連携、共同で行うことを目的に設置する組織で、地方自治法第284条2項により設けることができるとうたわれており、千葉県内には平成23年4月1日現在、広域連合も含めて44の一部事務組合がございます。

森川議員ご承知のように、横芝光町では旧町時代の一部事務組合で別々に事務処理されているものがごみ処理、水道、し尿処理、火葬場となっており、全てにおいて利用料等に差異がございました。

合併以来、各一部事務組合に協議はいたしましたが、それぞれの一部事務組合におきまして、構成団体、施設の設置年度、建設の経費、そこに至るまでの経緯により利用料等が決められており、現在に至っております。

なお、ごみ処理につきましては、現在進められております東総広域でのごみ処理施設の建設により、匝瑳市ほか二町環境衛生組合は解散となりますので、その際には光地域のごみを山武郡市環境衛生組合で処理することで協議を進めていただいております。

今後も、各一部事務組合の施設の更新などにあわせて、加入している一部事務組合の変更等について協議をしてまいりたいと考えております。

なお、おのおの組合の料金等の差異につきましては、担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、消防署の老朽化に伴う建設計画、建てかえ計画はあるのかについてお答えをさせていただきます。

消防組合消防本部庁舎及び横芝光消防署庁舎は建築から40年を経過しており、老朽化が著しく、耐震性にも不安のある施設となっております。これらの庁舎は消防防災、災害応急活動の拠点として中核を担う重要な施設でございます。消防組合の実施計画では、平成24年か

ら26年度において調査検討を行うこととされておりますが、具体的な計画作成には至っておりません。今後、具体的な計画策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続いて、公文書の電子化についてのご質問のうち、町長の認識と計画はあるのかについてお答えをさせていただきます。

紙で保管している公文書をデジタルデータとして保存する電子化を推進している地方自治体があることは承知をしているところでございます。森川議員からお話があったとおり、東日本大震災などでは保管中の多くの公文書が失われ、住民生活に影響が出たことから、公文書を電子化することで、災害や事件の発生時のバックアップとして活用できるなど、危機管理強化の効果がある。また、電子化することで紙や保管場所が不要になり、検索も簡単になるので、コスト削減や業務の効率化が期待できると言われております。

さて、当町の文書管理の現状は紙ベースと電子ベースを併用して行っております。すなわち決裁、合議、供覧等の文書事務を行う過程においては紙ベースで行われ、そのまま保管いたしますが、それぞれの紙は内部情報システムである文書管理システムあるいはワードやエクセルなどのソフトで作成し、ファイルサーバに保管をしているところであります。

このように、紙ベースと電子ベースを併用していることで無駄が生じていると思いますので、紙で保存する文書の有する原本としての高い価値に留意しながら、先進自治体の例を参考にして、電子化を検討してまいりたいと考えております。

続いて、東陽病院の経営計画についてお答えをさせていただきます。

初めに、効率化のためのシステム、機器類の導入の計画はあるのかについてでございますが、議員からもご指摘がございましたとおり、医師確保の観点からも設備の充実は必要と考えております。10月に病院長として外科医師の外川明氏を迎え、病院運営のかじ取りをお願いしているところでございますが、外川院長は当院で行える手術は当院で行っていく、病院経営を改善していくとの考えをお持ちで、着任早々外科手術を行ったり、人間ドックをふやすなどの取り組みをしております。

しかしながら、当院では数年来外科手術を行っておらず、外科手術機材等については老朽化のため、更新が必要となっております。本議会定例会に補正予算を提案させていただいておりますが、今後院長と相談しながら、真に必要な手術機材等の購入を考えてまいりますので、ご理解をお願いするところでございます。

また、医療事務関係機器の電子化についてでございますが、現在、東陽病院では紙カルテ方式で運営しているところであります。患者様が受け付けを行うと、紙のカルテが各診療科

に送られ、必要に応じて放射線科などを回り、最後に受付に戻り、事務員がカルテを見てレセプトコンピューターに入力し、会計を行うシステムになっております。

一方、電子カルテとは、これまでの紙カルテにかわり、パソコンに医療情報を書き込んでいくシステムのことで、院内に複数のパソコンを置き、それらをつないで相互のデータをやりとりするもので、電子カルテの導入にはたくさんのメリットがあります。紙カルテというアナログ方式から電子化というデジタル化がなされるわけでありますから、物理的なスペースと作業時間の短縮が可能となります。保管場所もカルテの持ち運び作業も必要なくなります。病院内の情報をペーパーレスでデータ化することにより、院内の至るところで同一の情報を閲覧し、共有することができます。受付から診察、検査、看護、リハビリ、そして会計まで、これまで人が移動し、時間を費やしてきた作業が一度に短縮できるのであります。また、声による伝達で起こりやすいミスも、データ化された文字であれば繰り返し確認ができるため、発生防止にもつながります。

したがって、将来的には電子カルテの導入が不可欠と考えております。また、電子カルテと連動するオーダリングシステムやボックス（医用画像保管電送システム）もあわせて導入を考えていかなければなりませんので、平成26年度に電子カルテ導入に伴う検討委員会を院内に立ち上げ、メリット及びデメリットの調査や導入に向けてスケジュール等について検討してまいりたいと考えております。

次に、スタッフの数の現状と過不足はについてでございますが、12月1日現在、常勤医師・従事者数は医師7名、薬剤師3名、放射線技師3名、臨床検査技師3名、理学療法士3名、栄養士1名、看護師26名、准看護師9名、看護助手17名となっております。部署においては職員が不足しているところもあり、特に看護師は不足状況でございます。平均在院日数からしますと、今よりも上位の一般病棟入院基本料の施設基準10対1を取得できるところではございますが、看護師不足により申請ができない状況にあります。

例えば、病床利用率80%で、一般病棟入院基本料の施設基準10対1を取得するには、病院全体で看護師約50人が必要であり、現状では15人が不足となります。したがって、看護師の確保が急務であり、県内の看護師養成施設に求人票を送付し、現在は直接伺い、当院への就業案内を行っているところであります。

また、千葉県看護協会や日本看護協会のホームページに求人広告を掲載しているほか、民間看護師紹介を行う会社を通じ、看護師確保のために努力をしているところでございます。

次に、医師、看護師確保のための奨学金制度の提案についてでございますが、奨学金制度

につきましては、東陽病院奨学金貸付規則により、医療技術者の養成施設に在籍する者で、卒業後に東陽病院に勤務することを条件とし、奨学金を貸し付けているものでございます。対象となる者は薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、栄養士となっております。

なお、医師への奨学金の貸付制度はございませんが、他の自治体での医師への奨学金貸し付け制度の利用状況を鑑みた上で検討してまいりたいと考えております。

以上で、私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 副町長。

〔副町長 久本 修君登壇〕

○副町長（久本 修君） それでは、私からは森川忠議員のご質問のうち、一部事務組合のあり方についてにお答えをいたします。

一部事務組合で実施しております各種事業につきましては、ご指摘のように、当町も含め、合併が行われた結果として、利用料やサービス提供内容に差が生じている事例がございます。県におきましては、市町村合併の結果、同一の事務について合併市町の中で処理区域が分割されているなどの場合には、一部事務組合の広域的な再編統合を検討するよう関係市町及び一部事務組合に要請しているところでございます。

しかしながら、大規模な施設の設置を要する事務につきましては、これまで合併前のそれぞれの一部事務組合の枠組みの中で、合理的な規模で計画、建設をし、費用負担をしてきた経緯があり、再編統合は容易ではございません。

したがって、中長期的な対応とはなりますが、先ほど町長がご答弁申し上げましたように、各施設の更新などを契機に、加入する一部事務組合の枠組みを変更するなどの対応により、町内の統一を図っていくのが現実的対応ではないかと考えられます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔副町長 久本 修君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） 森川忠議員のご質問の、一部事務組合の利用料負担金についてのご質問にお答えいたします。

まず、火葬場、斎場の使用料金についてでございますが、山武郡市広域斎場は満12歳以上

の方の利用料金が管内で1万5,000円、管外では4万5,000円となっております。一方、山桑メモリアルホールにおいては13歳以上の方の利用が管内で1万円、管外で5万円となっております。

次に、水道料金、し尿処理手数料についてでございますが、まず水道料金につきましては、山武郡市広域水道企業団は口径別2部料金制となっており、基本水量は16立方メートルまで基本料金は口径が13ミリで3,020円、20ミリは4,860円を2カ月ごとに水量別水道料金として、さらに、使用水量に応じまして、段階ごとに加算単価が変わるようになっております。一方、八匠水道企業団では、基本水量制を採用してございまして、基本水量20立方メートルまで基本料金は4,120円、超過料金につきましても、口径に関係なく1立方メートル当たり206円となっております。

続きまして、し尿処理手数料でございますが、山武郡市広域行政組合は基本くみ取り量30リットルまで基本料金が380円で、1リットル当たりに換算いたしますと12.6円となります。さらに超過料金が10リットルごとに130円かかるようになっております。一方、東総衛生組合では、基本くみ取り量制を採用してございまして、1リットル当たり15円がくみ取った量に応じて加算される仕組みとなっております。

続きまして、ごみ処理料金でございますが、山武郡市環境衛生組合及び匝瑳市ほか二町環境衛生組合とも、ごみ袋の容量に多少の差はございますが、1枚当たりの料金はほとんど差がございません。なお、粗大ごみの料金につきましては、山武郡市環境衛生組合では自宅回収が1品ごとに200円で、組合に持ち込む場合、10キログラムごとに100円ということになっております。匝瑳市ほか二町環境衛生組合では100キロごとに400円の加算があるほか、自宅に回収をお願いする場合には、回収料金として基本料2,000円がかかるようになっております。そのほか、独自に個人で持ち込む場合には、100キログラムまで400円という金額になっております。

いずれにいたしましても、各組合では項目それぞれの料金体系が違いますので、単純な比較はできないようになっておりますが、その差異があることは確かな現状でございます。

以上でございます。

〔環境防災課長 堀越健一君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、森川議員からの行政関係の自治会、町内会問題について

てのご質問のうち、現在の入会比率と近年の傾向についてをお答えいたします。

自治会の入会比率につきましては、正確には把握はしておりませんが、各地区の世帯数と行政総務員にお願いをしております広報紙などの配布世帯数とを比較いたしますと、当町の本年10月1日現在におけます世帯数は9,407世帯であります。広報紙等の配布世帯数は同じ時期7,464世帯であり、その比率につきましては79.35%というふうになります。

次に、近年の傾向ということでございますが、平成23年度から3カ年の10月1日現在の状況で比較をいたしますと、世帯数は平成23年度9,314世帯でありました。これが平成25年度までに93世帯増加している状況でございます。

また、広報紙等の配布世帯数は平成23年度には7,448世帯であったものが、平成25年度までに16世帯の増加となっております。この数字を見ますと、近年の自治会への加入率、これはおおむね横ばいというような状況と言えるのかなというように考えているところでございます。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） 森川議員からのご質問、転入時の際の対応はどのようにしているのかについてお答えをさせていただきます。

町では、住民課の窓口に入居届を提出された方に対し、まずは住宅地図で住居を確認してから住民登録の事務手続を行います。その後、転入された方に新しい住所地の地区名等をお知らせするとともに、当該地区の行政総務員の氏名、連絡先をあわせてお知らせし、地区の慣習や行事、ごみ出しなどについて相談してもらうようご案内をしています。

特に転入された方から質問の多いごみの出し方などについては、転入時に環境防災課職員にも住民課の窓口に来てもらい、具体的な処理方法を説明するとともに、当該地区のルール等による詳しい内容については、行政総務員に相談していただくようご案内しているところであります。

また、この転入情報を行政総務員にお知らせしてもよろしいかの確認をした上で、転入のあった地区の行政総務員へ転入世帯の概要等を郵送にて連絡しているところであります。

このほか、転入世帯に子供やお年寄りがいれば、福祉課や健康管理課、教育課などの担当窓口をご案内し、各課の転入に関連する届け出等がスムーズに行えるよう配慮しているところであります。

以上でございます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 森川議員の大綱1の行政関係の3、公文書の電子化についてのうち、基本ソフトとセキュリティーの現状はについてお答え申し上げます。

ご質問にありましたマイクロソフト社のウインドウズXPとオフィス2003のサポートが終了することにつきましては、十分承知しておりまして、セキュリティー機能強化の観点から、パソコンの更新について計画的な対応を図ってきたところであります。

現在、町長事務部局において管理しております内部情報系のシステム用のパソコン台数は271台でございます。そして、住民情報系のシステム用のパソコン台数は46台でございます。内部情報系では今申し上げました271台のうち、ウインドウズ7、これが250台、ウインドウズXPが21台、また住民情報系では46台全てがウインドウズ7となっております。

インターネットを利用しております内部情報系のウインドウズXP21台のうち20台につきましては、先ほど12月補正でも説明させていただきましたが、サポート終了に伴うセキュリティー機能の低下ですとか、故障時のメンテナンス対応の停止等、パソコンの利用環境や公的機関として安全なインターネット通信を保持する必要性から、対象となるパソコンを更新すべく、先ほどご説明いたしましたとおり、12月補正予算に要求させていただきましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

また、教育委員会におけるものも私のほうから回答させていただきます。

町内の9つの小中学校に主に情報教育を目的といたしまして、444台のパソコンが設置されているところでございますが、いずれもウインドウズ7でございまして、ウインドウズXPのサポート終了による影響は学校現場ではないということ把握しております。

以上でございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、詳細な説明ありがとうございました。

まず、一部事務組合の問題は、本当に町長も苦労なさっていることは私は重々感じております。特に町長1人が両事務組合全てに出席していますね。そういうことで一番思いが強いとは思っております。しかしながら、郡を越えた合併ということで、町民も意識が同一行政

区ということをやなかなか感じ得ない。やはりそういうところは否めないと感じております。町長は初代就任後、住民に一番近いごみ袋、それを横芝地区のごみ袋を40円に下げましたね。やはりそのような手腕を今後もぜひぜひ発揮されて、本当に一つの町になったんだというような感じる施策をどんどん積極的に行っていただきたい、このように思います。

私がなぜこの問題を取り上げたかという、不幸にして私どもの町内会でも、お年寄りを中心に亡くなる方がおられます。当然お手伝いとして帳場等をするわけですが、私を感じ、また町内の方からも私に声がかかるのは、山桑ホールに行きまして、横芝地区が山桑で実際火葬をやった場合、光地区であれば1万円が5倍の5万円。中には死んでまでこんなに差があつて高くとられるんですかというような声を聞きました。これがきっかけで一般質問させていただいているわけですが、町長には、山武郡市の広域斎場、東金でも1万5,000円が4万5,000円。亡くなるのはみんな日を選んでやっているわけではないんですから、その辺は町長にも強烈なリーダーシップでお願いしたいと思います。

水道等々も考えれば、もとは九十九里水道企業団から、早く言えばおろしてもらって、山武水道、八匝、それと長生が小売りをしているという非常に無駄な形態でありますので、町長、副町長にもその辺の現状をよく把握させていただき、政策に反映をさせていただきたい、このように考えております。難しいということを町長、副町長からもいただきました。

例えば町長、補助金をつけて同じようなとか、例えばですよ、その火葬に関して。その辺は何か思いがあればお願いしたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 斎場の火葬場の利用料金、確かにこれはまず匝瑳市ほか二町環境衛生組合の人口規模が8万人ぐらいですかね。それで今山桑には4台の施設があります。そしてまた、東金の行政組合の斎場のほうには山武郡市約20万人、20万で6台。そう考えますと、やはり今の状況の中では、光地域の方が東金でやるというケースはほとんどございません。当然のことながらそういう台数の関係があつて今後、ちょっと混んでしまうと、山桑のほうにどうしてもいろいろお坊さんの都合ですとか、ご家族のご都合ですとか、いろいろそういうような関係で、いや応なく5万円を払っていただいているという状況があります。

それで、いろいろとちょっと私どもも検討して研究もしてみました。そんな中で、やはりそのような中で、旧横芝地域の1万4,000名の中の規模の、どつとそっちに流れ込んでしまう可能性がある、ほかの組合構成団体、匝瑳市や多古町に対しての住民の人たちの使い勝手が悪くなってしまふというような、そういうような一つ問題もあつたりして、この斎場の

使用料については、実際やった数で負担金を出している部分もありますので、それを例えば幾らか是正をするための補助金の出し方もなくはないんですが、それが全部プラス・マイナス4万円に、完全にそれが埋まるかどうかは別問題として、その辺のこともちょっと考えながら、少し、もう少しお時間いただいて、検討をさせていただきたいのと、やはりその構成市町の首長、また議会の理解も必要になってくるものなんで、ひとつよろしく、今後とも積極的に頑張ってはまいります、ひとつその部分もご理解をいただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ぜひ、私も難しいのは重々承知でお尋ねというかお願いをしているわけですので、ご理解願いたいと思います。

他の一部事務組合もそのような生い立ちといいたいでしょうか、当時のスタートが違いますから、特に郡を越えたということで非常に希少なケースでございますので、副町長にも県での経験をぜひその辺のお知恵を拝借したいと思います。よろしくお願いします。

次に、自治会の問題ですね。これは本当に日本全国でさまざまな問題、先ほど課長からの答弁で七十数%ですね、加入率が。核家族化に伴いまして、この傾向は全国どこでもあります。かつて私どもが子供のころ、例えばお祭りのときに町長も同じ町内で一緒におみこしをやっていましたけれども、東町区ではもう子供たちでいっぱい、その日はたしか休みで、またお金をくれるという非常にいい日でしたね、本当に。今は町内には小学生は二十数名しかおりません。我々のときは百数十名もおりました。もちろん少子化もありますが、それでも近隣の町村から子供たちがお友達を連れてくるという形で、それはそれでいいと思うんですね。ただ、中にはやはりお金のことで恐縮ですか、区費もお納めしていただいていない、ご寄附もないということで、そういう苦言を呈される方もいるのも事実です。しかし子供さんには責任はありませんので、楽しくおみこしを担いでいただいて、お祭りを楽しんでいただくということに全く問題はないんですが、そういうこともあります。

また、ごみステーションの問題。光地区はきちっと、場所を借りたりいろんな形でやっていますが、横芝地区のほうは、ともすると指定外のところでもぼんと置くと、それを指定業者の方が拾っていつてくれるということで、多分数倍のごみステーションになっちゃっていると思うんですね。ただその掃除もやはりその地域の人がやるわけで、住民課長にも窓口にはいらっしやったらその辺のことをよくご理解いただくように、もうペこペこ頭を下げて

お願いしていただきたいと思います。

また、我が町は広報を町内会、基本的には町内会として配っております。それにはやはりお年寄りのひとり家庭のそういう安否確認といいたいでしょうか、そういう意味もあって、非常に私はいいと思うんですね。タブロイド版を折り込みでやるのも確かに楽かもしれませんが、役場の職員が総務員さんのところに行ってお願いをして、それをまた配るという方法は私は本当に素晴らしい方法で、そういうことも住民課長、よくお願いして、意味をご理解いただきたいと思いますね。

よく協働のまちづくりということで言葉は躍ってしまいますけれども、ややもすると、住民から行政の勝手じゃないのという声も私は一部聞くことがあります。そうではなくて、やはり町を素晴らしい町にするという意識を持っていただくためにも、特に若い世代を中心に越されてきた方とか、比較的新しい方にはそのようなことで、ぜひ強い思いで役場全員でそのような町内会への加入の促進を図っていただきたいと思います。

続いて、パソコンに関しましては、X Pが私も補正のあれで見せていただいて、通告が早かったものですから、取り下げることにはできませんでしたが、数百台ある、約800台あるパソコンが全てがもう対応できるということで安心しました。セキュリティーもきちんとお願いしたいと思います。

公文書の電子化については、町長もそのように意識をされているということで、もう既に進んでいる。議会でもペーパーレスになっているというところもあるんですね、実際。確かに紙が、自治体によっても規模が違いますけれども、年間で500万とか600万とかという、そういう削減を、例えばタブレットで対応するとか、そういうところもありますので、佐藤町長にはITには特に勉強されて進んでいただきたいと思います。

時間がありませんので、病院関係にいきたいと思います。

東陽病院、私も体は大きいんですけれども病弱で随分お世話になっていますが、このところ、もう事務長ともよく行ってお話をさせてもらいますけれども、まず町長も行かれたことが当然あると思います。病院めぐりをやっているわけではありませんけれども、まず目について違うことです。

先般、議員の研修で行ったこの辰野病院、まだ1年ちょっとの素晴らしい病院ですね。入って、どうも茶封筒が私は気になって気になってしょうがないんですよ。で、事務長にもそれはご相談、会計、受付の後ろの、あれは多分カルテですか、事務長、カルテ。それから、ほかの病院と何が違うんだろうな、入ってちょっと何か違うなと思うとあれが目に入っちゃ

うんですね、茶封筒が、大量の。それをまた持って歩く女性もまた非常に気になる。かつてそういう問題もありましたけれどもね。

そういうことで、具体的に事務長、そのシステムの、特に町長先ほど電子カルテもありましたけれども、今現在のシステムが、例えば中規模病院としてどうなのかということも含めて、事務長の思いでもいいですけれども、ぜひその、事務的なことで結構ですから、システムの説明を願いたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 大木事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） ただいまの森川議員のご質問ですけれども、確かに会計の裏にあるあれはカルテホルダーでございまして、患者様のカルテがあそこに保存してあります。当然あそこにあるだけではなくて、カルテの保管場所についてはまた別室に5年あるいは10年というような期間で保存しております。

実際、今現在の運用でございすけれども、確かに電子化というのはレセプトコンピューターシステムということで、カルテからレセプトに手入力をしまして、それで会計処理を行うというふうな、そういうようなシステムのみでございす。電子化につきましては、いろいろあるんですけれども、電子カルテ、あるいはオーダーリングシステム、そしてもう一つがパックスということで、町長ちょっとご説明があったと思いますけれども、画像を電子データで保管するというような、そういうシステムです。

なかなか近隣の自治体病院、こういう質問がございましたので確認をさせていただきました。やはり小さい自治体病院ほど、やはり電子カルテ化までは進んでいないというのが多いです。ただ近隣の状況の中では、オーダーリングシステムあるいはパックスと言われるものについては既に導入している、あるいは導入を近々やるというような団体が多かったです。画像データ処理の電子化については、やはり診療費の加算割り、あるいはフィルムがやはり高額になるということで、東陽病院に関しましては年間でいくと400万円ほどのフィルムを購入しておりますので、そういった部分の費用対効果があるというような中で、近隣の自治体病院、パックスを主に導入しているのかなと、そういうふうに考えております。

また、オーダーリングシステムについては、やはり情報データの共有という部分もちろんですけれども、瞬時にドクターからの依頼が検査室のほうに飛ぶということで、当然時間的な短縮もありますし、そういった意味では必要なシステムというのは間違いないんですけれども、いずれにしても導入する時期あるいは当然財源の問題がございす。そういった意味で、町長のご答弁でも申し上げましたように、次年度以降にもそういったものについて、優

先順位を持ってちょっと検討したいなと、そういうふうに考えております。これについてはドクターも診療科によって考えが違いますので、あれがいい、これがいいという部分がもちろんございますので、そういったのを調整を図る意味でも、そういう検討委員会なるものを立ち上げて、整理していききたいなと、そういう考えでおります。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） もちろんその財源がベースで考えるべきことかと思いますが、今事務長の説明の中で、私の調べた結果ですが、オーダリングシステム、そしてボックス、あとはファイル共有、その辺は中規模、大体100床前後の病院というのは、過半数はもう導入されていますね。電子カルテにおいては、悲しいかな、なかなかお医者様のほうで操作をするということもありまして、なかなか導入が進まないという現実もあります。大規模病院を除くと、そのような現実がありますが、オーダリングシステム、ボックス、ファイル共有、その辺の中規模病院と言われる最低標準施設をぜひ検討していただきまして、特に医師の確保、若い先生方というのは、もう多分ほとんどがパソコンはやられますから、その辺もよく考慮されて、検討委員会のほうで前向きな検討をしていただきたいと思います。

ちょっと戻って恐縮で、忘れちゃったけれども、一部事務組合の私も山武水道のほうに出向かせていただいていますけれども、教育長、出前教室っていうのをご存知ですか、水道事業の。その件で、山武水道のほうでは横芝光町を除く学校で実施しました。横芝光町では検討させてくれということになっていますけれども、何かその辺の理由があればお教え願いたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤 明君） 大変申しわけないんですが、今のことについては承知をしておりませんので、どこからどういう形で横芝光町のほうに要請があったのか、それも承知しておりませんので、答弁申し上げられません。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 申しわけございませんでした。ちょっと確認がとれてなかったかもしれませんが、要は今山武水道のほうで推進というか、行っていることが、小学生の4年生を対象に、その出前教室で水の大切さとか仕組みをとということをやっております。察するに、横芝光町は2つの水道組合があるからかなというような感もしますが、また直接お願いするときは私もお願いに行きますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、医師、看護師の確保について、募集も新聞チラシでも入れて一生懸命やっていますね。やはり先ほど町長のご答弁でもありましたけれども、約数十名が足りない。10対1、それも80%でももう足りないということで、近隣は、その最後のあれにも関係しますが、いわゆるお医者様とか看護師さんになるというのは本当に大変なことだと思うんですね。それは学力もちろん、経済的にも、特に医師の場合は数千万、億と言われております。やはりかつての東陽病院、千葉大医局に丸々頼ってといひましようか、その流れでやってくるのも当然かと思いますが、私学のほうにも目をやるとか、さまざまな手を打っていけば、どうなんでしょうかと私は常々考えております。研修に行った辰野でも、たしか院長は神戸大学出で、医局は信州大学ですけども、そのような形で広くいろんなネットワークでお願いしたいと思ひます。

町長、これはおとといの千葉日報ですけど、病院関連で、議長すみません、よろしいですか。

○議長（伊藤圀樹君） はい、どうぞ。

○5番（森川 忠君） 通告に関連で。

東千葉メディカルセンター、この記事ごらんになりましたか。これは「13市町村 財政支援留保」。これはうちの町に関していかがでしょうか。どうなっているか、わかる範囲でお願いしたいと思ひます。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今度、東千葉メディカルセンターがこの4月にオープンするということで、ただこれも三次救急をやるといっても、自治体病院の一つの枠組みであるわけでございますね。その中で、全国でその一部事務組合でやっている病院についても、それが近隣から補助金をもらって運営しているという例が今この日本に存在しません。その中で、何か千葉県の医療整備課ですとか、健康福祉部も全国初の試みにしたいとかという話もありますが、率直な話として、じゃ旭の中央病院から毎年1,000万円よこせよとか、そういうふうに言われた場合、はいそうですかということにもなり兼ねないので、極めて慎重に、また私どもは千葉県にもお世話になっていて、病院も運営しているわけでありまして、自分のところのそれこそ赤字は自分で補填をしている状況にあります。それが開設と同時にそういう話があったのかどうかというのが非常に疑問もあるし、懐疑的な部分もございますので、極めて慎重に検討していきたいと考えております。

〔5番議員「意見は求められましたか、この13市町村に」と

発言]

○町長（佐藤晴彦君） それは求められて、数字まではっきり言われました。たしか517万とか、そういう情報でした。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 通告しないで、突然おとといの記事で申しわけございませんでした。

また、もうちょっと前なんですけれども、成田市、公津の杜という地区に成田市が上下といいましょうか、約50億を支援するという形で、国際医療福祉大学という栃木の四年制の大学、医療系の。今、議会で決定するんじゃないかと言われてはいますが、それに対して町長ご存知の宮崎院長、千葉大の。反論といいますか、現在、皆さんご存知のように千葉県では大体日本では3番目ぐらいですかね、下から。埼玉、茨城、千葉、10万人当たりの医師が少ないと言われている。あわせて看護師さんのほうも少ないんですが。それに呼応するように小泉市長は、財政豊かな成田は、それは当然じゃないかというようなこと言っていますね。一方宮崎院長ですか、欧米と比べて確かに少ない。現在は2.2ですかね、1,000人当たりの平均。欧米はもう大体3人台。しかし、現在の医学部の定員というのは5年前に比べて、約1,400人ぐらいふやしている。そういうことで、学校は、あれは琉球大学かな、最終的に医学部を新設したのは。それが最後で、今東北とか、またつくったらというような話もあるのはご存知かと思えますけれども、その件について町長、所見はいかがですか、今現在。まあ成田はお金持ちですから。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 千葉県が今、森川議員のおっしゃるとおり下から3番目だというような、その医師の数がですね、1,000人当たりに対して。その根拠といいましょうか、その原因というのはやはり千葉県の平均年齢が低いというか、若い県だということもあるんじゃないかなというふうに思っております。あと、成田市が50億出して、医師を、多いにこしたことはないと思います。宮崎院長が言っているように、今のあの制度、何と言いましたっけ。大学の医局からどどこへ行けて言っちゃだめというのが。

[5番議員「研修制度」と発言]

○町長（佐藤晴彦君） そうそう、研修生制度の、今の状況の中では、果たして成田でその、毎年50人、100人という医師をつかって、じゃ本当に東陽病院に毎年3人来てくれるのかと。いったら、それも極めて懐疑的な部分もあるので、何とも言えませんが、横芝光町の東陽病

院は、ともかく千葉大の医局に頼っている病院を持っている市町村でございますので、どっちの味方かといったら、宮崎院長の味方をしたいなと考えております。ありがとうございます。

[5番議員「時間ですので、すみません、終わります」と発言]

○議長（伊藤罔樹君） 以上で、森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は午後2時45分。

(午後 2時36分)

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時45分)

◇ 浅野孝男君

○議長（伊藤罔樹君） 一般質問を続けます。

浅野孝男議員。

[3番議員 浅野孝男君登壇]

○3番（浅野孝男君） 議席番号3番の浅野孝男です。

議長のお許しを得まして、壇上より一般質問させていただきます。

それから、きょうは12月のお忙しい中、傍聴、来ていただきましてありがとうございます。

それでは、私の今回の質問は、これまでも何度か取り上げさせていただきました、海岸域の防災対策と観光施設等の整備を関連させながら、これまでの総括的な意味も含めまして、実のある質疑応答になることを期待しております。

まず1番目は、現在進行中ではありますけれども、改めて当町の海岸域、栗山川河口域の千葉県防災対策の具体的な施策と、その進捗状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思えます。

2番目は、屋形地域の南川岸地区から立会地区にかけて広大な県有地、町有地がございます。いずれも荒れ地、もしくは雑木林の状態であります。町として、この遊休地に対するお考えはどのようなものでしょうか。

3番目としましては、1番目の県防災対策と少しかぶりますが、町独自の栗山川河口護岸

対策のお考えはありますでしょうか。また、隣といいますか、入り口の県漁港事務所の管轄でしようけれども、現在、廃港状態になっています栗山川漁港のあり方について、町としてのお考えはいかがでしょうか。

このことは以前、去年ですか、上堺小学校の体育館で行われました地元の地域防災対策説明会におきまして、特に屋形地区の住民からいろいろな要望があったと思います。一刻も早く安心できる状況を県の施策と一体となって構築することが急務であろうかと思えます。

4番目としまして、栗山川河口から木戸浜、尾垂浜地域にかかる海岸線観光開発のお考えはいかがでしょうか。我が横芝光町の最大の観光資源は、白砂青松の海岸域であると思えます。白浜地域には多くの民宿などの施設がありまして、それぞれ独自の努力で頑張っております。しかしながら今、白砂青松の海岸は見るべくもなく、目につくものはごみだらけの海岸と枯れ果てそうな防風林の姿であります。現在、県の施策で一部植栽も始まったようではありますが、これから行われる予定の砂丘のかさ上げ工事と、工事にもあわせて防災と景観整備を町独自としても考えるべきかと思えます。その上でまずやるべきは、白砂青松の海岸を官民一体となって取り戻すことかと思えますが、いかがでしょうか。

最後、5番目としまして、町の観光案内でもPRしております釣りのメッカ栗山川は今、河口防波堤付近において、ヒラメ釣りでにぎわっております。少し前まではハゼ釣りやイシモチ釣りなど大勢の釣り人でにぎわっておりました。余談ですがこのことは来週の月曜日、千葉テレビでその宣伝もさせていただきましたけれども、参考に千葉テレビを見ていただいたらありがたいと思えます。8時からですね、月曜日、千葉テレビ、8時から。釣りが盛んですよということを言わせていただきました。ちょっと余談になりました。

今現在、木戸橋から栗山川河口にかけまして、栗山川堤防のかさ上げと補強工事が急ピッチで進んでおります。この機会に栗山川上流から河口まで、全般にわたっての釣り場整備を一緒に考えたらどうかと思えます。これによつての栗山川PR策は極めて有効であると思えます。

またもう一つ、海岸観光の一環でもありますが、毎年毎年いつも海水浴の時期に問題になっておりますハマグリ取り。せっかく来遊の客が来て、ちっちゃな子供がハマグリ2つ、3つ取って怒られてけんかになってもう来ないよということじゃなくて、できれば前向きに漁業組合、九十九里漁業組合、あるいは銚子漁業組合でしょうか、漁業組合の方たちと協議を持っていただいて、浜辺での観光ハマグリ取りとして、浜辺を開放できたらいかがでしょうかというふうに思っています。

以上、海岸防災対策と観光資源開発を関連させながら述べさせていただきました。私が一番申し上げたいのは、この上で、国の範疇とか県の管轄とか、また役場の何々課の管轄とか、そういうことではなしに、我が町の安全と豊かで魅力的なまちづくりは、行政と地域住民が一体となって取り組むことが必要であると思います。そのことを念頭に置きまして、執行部の皆さんには真剣なご答弁をお願いいたしたいと思います。

以上で壇上からの一般質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

[3番議員 浅野孝男君降壇]

○議長（伊藤囀樹君） 浅野孝男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

都市建設課長。

[都市建設課長 五木田桂一君登壇]

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、浅野議員よりご質問の海岸域の防災対策と観光施設等の整備についてのうち、私のほうからは横芝光町の海岸域、河口周辺にかかる千葉県の防災対策の具体的な施策と、その進捗状況はについてお答えをいたします。

海岸域及び栗山川の防災対策については、千葉県が積極的に環境整備を進めているところであります。海岸域の具体的な対策といたしましては、千葉県が策定しました千葉東沿岸海岸保全基本計画により、東日本大震災で甚大な津波被害を受けた九十九里沿岸部の津波防護施設を海拔6メートルの高さで整備する計画となっており、当町の海岸域は千葉県山武土木事務所、北部林業事務所により、既存の砂丘堤を盛り土によるかさ上げで海拔6.3メートルの高さで整備することになりました。なお、計画より30センチメートル高いのは余盛りであります。既に一部事業化され、平成27年度までに完成する予定と伺っております。

また、栗山川につきましては、河口部から屋形橋上流の約1.4キロメートル付近までの堤防のかさ上げを山武土木事務所で行っており、河口周辺の計画は海拔4.1メートルの高さで海岸域と同じく、平成27年度までに完成する予定となっております。

[都市建設課長 五木田桂一君降壇]

○議長（伊藤囀樹君） 産業振興課長。

[産業振興課長 伊橋秀和君登壇]

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、浅野孝男議員の海岸域防災対策と観光施設の整備についての、屋形地域の南川岸地区から立会地区に広がる広大な県有地、町有地が荒地地と、もしくは雑木林の状態です、町としてその遊休地の活用策はについてお答えをさせていただきます。

まず、県有地とありますが、これはこどもの国跡地と考えられますが、平成24年9月に町観光協会を初め、関係する7団体よりパークゴルフ場整備に関する要望書をいただいております。遊休地の活用につきましては、平成24年度より所有者であります千葉県と今後の協議の活用についていろいろと話し合いをしてきたところでございますが、賃貸借についても協議をさせていただきました。ことしの9月に入りまして、千葉県健康福祉部児童家庭課より連絡がございまして、県ではこの土地について利用計画がありませんので、町で整備計画等がございましたら、この土地を買収する方向で考えていただきたいと口頭で回答があったわけでありまして、このことにつきまして、現在、山武市蓮沼海浜公園内にパークゴルフ場がオープンしておりますので、来場客の推移や費用対効果等の検証を行いまして、海岸地域全体にかかる振興策として、また地域の活性化に生かせる方策として、総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、町有地とありますが、主要地方道飯岡・一宮線沿いの上塚駐在所の南側の土地でございます。今切山と思われまして、この町有地につきましては保安林でございますので、今のところ活用は考えてございません。

次に、県管轄ではありますが、町として河口域護岸の対策と漁港のあり方についてでございますけれども、漁港区域内の防災対策につきましては、千葉県銚子漁港事務所により確認をさせていただきましたところ、現在は津波予想のシミュレーションを行ってございまして、その津波予想の検討が決まりましたら、整備計画を策定する予定のことと伺っております。したがって、河口域の護岸対策も現在検討中でございます。

また、漁港のあり方の考えでございますが、現在、栗山川航路に砂が大変たまりまして、漁船の入港ができておりません。利用できない状況でございます。今後漁港としての機能は期待はございませんので、町も漁港の活用につきまして、多目的で何か利用ができないか、千葉県と協議をしているところでございます。

次に、栗山川河口から木戸浜、尾垂浜地域にかかる海岸線観光地の観光開発の考え方でございますけれども、今のところ、観光目的とした新たな開発は計画をしておりません。しかしながら、木戸浜海岸につきましては、平成23年度、3年間、海岸の浸食によりまして、海水浴場の開設ができておりません。集客も落ち込んでいる状況でございます。町といたしましても、九十九里海岸は重要な観光資源だと認識をしております。地域の活性化のため、有効的な活用が図れるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、栗山川上流から河口域にわたっての釣り場の整備による栗山川のPR策の考えでござ

ございますけれども、栗山川は現在、千葉県山武土木事務所において河川改修工事を行っております。また、栗山川ふるさとの川整備事業の計画も整備をされております。この事業の中で、親水デッキ等も整備をされておりますので、今後は観光PRの中で情報の発信をしていきたいというふうに考えてございます。

次に、漁業組合と協議により、浜辺でハマグリ取りの開放策はということでございますが、ハマグリの資源管理につきましては、栗山川を境に、山武市寄りを九十九里漁業協同組合、匝瑳市側を海匝漁業協同組合が管理をしております。また九十九里浜には全域に漁業権が設定されておりますので、一般の方は年間を通してハマグリを採捕することはできません。漁業組合も毎年稚貝を放流して、大きく育ててから漁獲する取り組みを行っているところでございます。

特に春から夏にかけて、波際に稚貝が出てくるわけでありまして、将来の貴重な漁業資源でこれはございます。大切に守ることが資源の維持、そして漁家経営の安定に重要なことから、地元住民や観光客への資源の管理、ルールの働きかけを周知しているところでございます。今の時代、インターネット等で間違った情報等でも流れれば密猟にもつながるため、イベント等の許可も難しいと、双方の漁業組合のほうから回答があったところでございます。

以上でございます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） それでは、改めて再質問させていただきたいと思っております。

再質問につきましては、町長答えられる範囲で、主に町長に答えていただけたらありがたいです。

今、最初に防災対策の件で建設課長さんよりお答えいただきましたが、これは何度となく説明していただいているところの範疇かと思っております。現実問題、かなり今工事が進んできて、私も何度となく見学に行っているんですが、私がお願いしたいと思っておりますのは、この県の工事に便乗して、たしか県の管轄の工事なんだろうが、県の工事に便乗して、町の思いといいますか、町の便宜を図るべく一石二鳥といいますか、何か町に直接メリットのあるようなことも考えられないだろうか。

その中で、これは長い間の懸案事項になっていると思うんですが、河口域の木戸浜側護岸、いつも埋まっちゃっているところ、その木戸浜の護岸を何とか考えるべきじゃないのかなど。

この前の26号台風でも上流、篠本新井の今大工事やっているところのあれも、海岸、洪水状態になっちゃって、反対側も氾濫するんじゃないか。多古地域のほうは多古地域のほうでもうひどい、海も川も田んぼもわかんない状態になって、先ほども補正予算で予算もかかったということなんです、多分その被害も河口が浅くなっている、蛇行しているということも多少なりとも影響しているんじゃないかなというふうに思うわけです。

ですから、この県の施策としてやっている河口のかさ上げ工事も町も一生懸命、それは県の工事だから言うあれはないんだって言われるかもしれませんが、やっぱり熱意というのはきっと何回も何回もやっているに通じるものだろうと思って、県土木あるいはいろんなところに働きかけて、まず屋形海岸のほうの堤防も、ただかさ上げを今してなくて、あれをどうするのかわかりませんが、多分その計画が余りないような気がするんですね。危ない堤防、ずっと突堤になっているところも。あれをもうちょっとやっぱりかさ上げ補強して、木戸浜のほうも同じように、きちんと砂浜に入らないようにすることが、木戸浜の浸食問題にも多分寄与するのかなというふうに私は思っています。

ですから、何とか、建設課長も大変でしょうけれども、県やそこらじゅうにかけ合って、一番危険な箇所なんで、その護岸の屋形海岸側、木戸浜側、両方の護岸、防波堤をきちんと整備するというには何とか考えられませんかでしょうか。どうでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 栗山川の河口の特に防災といいたまいますか、先だって10月の台風26号で多古、そして芝山、横芝光にその水の、多分その2日間の雨量が268ミリという今までにない雨量のあった後で、その後、実は千葉県県の県土整備部と一緒に私ども町、そして多古町、芝山町と一緒に国交省に、その栗山川、今、栗山川改修期成同盟会で、早いその進捗をお願いしまりました。その後、さいたま市にございます関東整備局にまで行って直接お願いをしてきて、そのともかく栗山川改修事業がある程度のところまで終わった段階で、今度はその河床のしゅんせつ工事を行って、やることによって初めて栗山川がそういう有事の際の、大雨に降られたときの有事の際の排水機能を持てるようになるんだという話を説明も改めて受けてまいりました。

ですので、その部分につきましては、ともかくその栗山川の改修工事がある程度の先が見える状況になってきませんと、そこだけやっても片手落ちになってしまう状況がございますので、そのような中で、今回の大きな被害がございました。今回一般会計の中でも1,300万円ほどの専決をさせてもらって、このあとご承認いただけたらと思いますが、そうした部分で

は多古町では5,000万円ほどのそういうような専決をしたというふうに聞いておりますし、その防災については、何が何でもイの一番に町行政としても地域一体としてやっていく覚悟でございますので、今しばらくお待ちいただければありがたいなと思っております。それについては最善の努力をしているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 建設課長には大変失礼をした。私冒頭に主に町長にというふうな形であれでしたが、町長にお答えをいただきまして、ありがとうございます。

くどいようですけれども、木戸浜のほうの防波堤については、本当に長年、いつもいつも、もうそれこそ10年も20年も前からそう言われているにもかかわらず、一向にというか、一部努力はされたようですが、結局もとのもくあみで今の問題になっているという。ですから、本当に今回こそはこの被害のことも含めまして、何とかやっぱりみんな安心できるような形をつくっていただきたいなと思っています。

それと同じなんです、町長もこの前、上堺体育館のときに防災対策説明会ですか、そのときに、さっき冒頭でも言いましたけれども、本当に立会漁港近くの住民は本当に被害もあったということもあって、いまだに深刻というか無残な姿といいますから、土のうが積んで、土のうも少しずつきれいにしていますが、いつ何どきまた同じようなことが起きるとも限らないことを考えると、正直かなり思いは大変だろうと思います。

ですから、立会の人と同じように、私も漁港の入り口のところを何としてもやっぱり津波が襲ってこない。今だと本当3メートルの津波でもうがあつと来るといような状態なわけです。3メートルの津波なんていつどこで起きるかわからないわけです。ですから、一刻も早く、屋形橋の上流を今工事していますが、本来であれば漁港の河口からやるべきだというふうに私は思っていて、筋が違うんじゃないのと。地元の人のことをやっぱり本当に考えて、工事がやりやすいとか、やりにくいかじゃなくて、やっぱり地域住民のことをまず第一に考えるのが本当だろうというふうに思っています。

ですから、このことも今の防波堤のことと含めて同じような形でしっかりといろんなところに働きかけて、今度という今度はもう待たなしでやっていただきたい。さっき町長もそういう思いで何としても頑張ってやっていくということなんで、今、地元の人もきょう1人か2人いますので、証人ということでなってもらいます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと関連なんです、栗山川、栗山川って、大布川も毎回毎回被害に遭っているんです、大布川。私もついこの前見に行って、写真も撮ってきましたけれども、本当にいまだに崩れそうで、土のうで抑えてあるという今状態なんです。これも昔からというか、随分前からいろいろと住民の方から指摘されていたようなんですけれども、この辺のところはどういうふうな考えでいらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大布川につきましては、台風が来るたび、自動の堰が余り調子よくないということで、職員が3名ほど泊まり込みで行っている状況であります。につけ、やはりその、彼らがそこに必ず行かなければならないということを考えますと、避難もできる状況ではない。そういうようなところの中で、大布川のちょうど蛇行した部分の、実際に多分議員が見られたのは、河口から200メートルぐらい上流の部分だと思いますけれども、あそこは堤防が決壊してしまった後、とりあえずああいう形で補修をした形になっておるんですね。毎回毎回あそこがああいう状況になってしまうことを考えますと、大根土地改良等、とりあえず河口の堰を今回直す今予定を組んで予算づけしているところがございますので、今後、そうした中で弱くなったというか、水量が想定よりも相当年がたつにつれ、多くなっている現状もあります。だから、その辺も含めて抜本的な解決に向けてやっていかなければならないかと思っております。

あと、先ほどちょっと言い忘れたんですけれども、屋形海岸の部分、また木戸浜海岸の部分も防災と観光が両立できるような何かしらをじっくりと、早急に慌てて、簡単なものでちゃちゃっとやっちゃうんじゃないで、じっくりと皆さんの知恵をかりながら、しっかりと計画のもとに進めてまいりたいと思いますし、それについては大布川の河口付近についても同じことでございますので、ひとつご理解を賜りながら、これからはいろいろと積極的なご意見を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 町長の思いはわからないわけではないんですが、とにかく行政は検討しているというふうには言わざるを得ない部分があつて、ただ防災に関しましては、これも深刻な防災に関しましては、地域住民は検討するでは納得いかないと思いますので、明確にやっぱり例えばいついつまでにこういうことをやるから、それまでちょっとという話で具体的にやっぱり回答をしていただかないと、地域の人は大変だと思うんですね。ですから、違うこ

とであれば、観光のことであれば多少検討ということでもいいのかもかもしれませんが、事防災に関しては安全が一番ですから、そのことだけはくれぐれも具体的にしっかりとした方策を立てていただきたいと思います。

続きまして、先ほどの遊休県有地、町有地の問題ですが、産業振興課長に答えていただきました。パークゴルフ場の件も検討しているようなことでもあったんですが、現実問題、予算のこともあるでしょうし、なかなか進んでいない。進みにくい、検討過程ということなんですが、私ひとつこれ進まないんであれば、もう一つ考え方をちょっと変えて、県は活用策を考えていないとさっき回答がありましたけれども、それはふざけている話で、そもそもが県がこどもの国ということを開園して、ずっと長らく地域の人のためにあった、存在していたわけです。それが何かの事情で、ウォーターガーデンの事情か何かわかりませんが、人が来なくなっちゃったから、はいやめましたよ、あとは草っぱらですよと。それは余りにも無責任きわまりない話だと思います。ですから、そういう意味で責任とってよ、どうするのよと。

今、実は何でこんなこと言っているかと、実は国の方針というか、内閣の方針で、九十九里、こういうのがあるんですよね。ロングビーチ癒しの九十九里街道、これは国の施策で、道路の景観整備という国の施策で、この前11月5日だったんですが、国交省の役人さんが3人も来て、県の人も来て、多くの立派といたしますか、高級役人さんが5人も6人も来て半日も話し合っているんですが、とりあえずこれは山武市と横芝光町の共同企画でやっているそうなんです。もう町長多分それに最初、21年ですから、かかわったと思うんですが。ところが、蓮沼は確かにきれいになりました。だけど、横芝光町の海岸はといいますと、蓮沼とは全く違う、おかしいんじゃないのと思うんですよね。蓮沼も県立海浜公園、横芝光町の海岸も県立自然公園に位置づけられているわけですね。で、横芝光町の海岸だけが荒地になっていていいのかよという、実は私も地元なんで率直に思うんですけれども、これについて町長どういうふうに思いますかね。21年に海岸、癒しのロングビーチ、きれいなロングビーチつくろうよという発案したときに、たしか……

〔町長「ロードじゃなかったっけ」と発言〕

- 3番（浅野孝男君） 日本風景街道というプロジェクトですね。ロングビーチ癒しの九十九里街道ですね。癒しの九十九里街道じゃなくて、気持ちの悪くなる九十九里街道になっちゃってはしょうがない。どうですか町長、お考え。
- 議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） これは国交省が道路を、きれいな道路をつくろうという目的の中で、ロングビーチ九十九里海岸を使ってということであって、その話で今やっているわけでございまして、今三セクで山武市、蓮沼がやっているあれとはちょっと格を、違った部分の開発なんです、先ほど来浅野議員がご質問いただいている中でご提言いただいている部分の、例えば漁港の周りの、じゃ津波対策をどうするんだとか、また県有地の部分を今後どうしていくんだとか、その辺の一带の開発、または防災施設をやっぱり勘案すると、今まで使っていた道路が今閉鎖している状態でもございますし、そうした中で何かしらヒントが生まれてくるのではないかなと思っております。

今、浅野議員からご質問されている状況の中で、私が県や国に言っているのと全く同じ状態なのかなというふうに思って、自分もある程度悲しくなったりした部分もあるんですが、現実問題として、これは粘り強く、今後地元県会議員、また国会議員、先生方とともに、やはりあとは町民皆さんの大きな後ろ盾の中で後押しをいただいて、この横芝光町の数少ない観光資源をどう光らせていくかということについて真剣に、これからも今まで以上に考えていきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） とにかく蓮沼地域が、別にやっかむわけじゃないんですが、蓮沼地域だけがきれいになってお客様がいっぱいいて、横芝光町には全くお客様が来なくて、何だこの町はって、汚い町だなって。これだけはちょっと我がふるさととしては耐えられないんで、町長だけじゃなくて、役場の人、行政も地域の人、本当に一体となるような形を何としてもつくり出していきたい。これは産業課長にもくれぐれもお願いしなくちゃいけないことかなと思っております。検討していますとか、考えるということではなくて、実際に行動に移していかないと手おくれになっちゃうんで、何としてもお願いします。

それもまた関連なんです、そのそばのさっきの課長言った今切山。今切山って、ご存知の方は少ないと思うんですが、南川岸から立会にかけて、その交番のあるところの裏側約1町歩弱の広大な雑木林というか保安林、さっき保安林と言いましたけれども、保安林と雑木林どう違うのかなと思ったんですが、まあ似たようなものかなと。結局は何も使っていない。何のために保安しているのということなんです、何か使い道あるんじゃないのかなと、町のために。

そこで、これはこのところ再三立会の人にも南川岸の人にも言われているんですが、こ

の前予算とってあると思うんですが、避難タワー、立会の集会所近くに建てようとする避難タワー。これは実はいざとなったら地元の人から評判が余りよくないんです。なぜかといいますと、あそこは立会地区でも一番低い場所なんです。一番水たまりになるところなんです。だから、例えば仮にこの前、被害に遭ったところ、ちょっとあそこ5メートル、三、四メートル丘になっているんです。あれを乗り越えると次は今度湿地帯というか、昔の川みたいなところがあって、あそこがいつもあふれるんですね。集会場もその後につくっているところなんですけれども、万が一大雨とか、そういう津波の危険性があつたときに、地元の人はその水たまりになるということは知っているわけです。そこに避難するだろうか。もうちょっと高いところにつくったらと。例えば立会の人だったら、あそこに神社があるんですが、何様だっけ、何とか神社っていう小さい神社がある。そこが一番高いと言われているんですね、立会地区では。南川岸の人はテnderヴィラがあるからいいじゃないかということになっているらしいんですが、実はテnderヴィラもどうなるかわからない。要するに建物的な不安、あるいはテnderヴィラが正直今大変苦戦を強いられているわけです。ここで言っちゃなんですけれども、もしかしたら撤退するかもしれない。その可能性だつてなきにしもあらずです。そのときに、では立会地区に避難タワーができました。それも立会地区の評判がよくない避難タワーが建ちました。じゃ南川岸の人はどうするのということが考えられる、可能性としてですけれども。

となれば、私が提案したいのは、その今切山、8反歩ちょっとだったと思うんですが、その雑木林を公園化して、そこに10メートルぐらいの丘をつくったらいいんじゃないかなと。そしたら避難タワーつくるより、逆に地元の人にとっては喜ばしい姿なのかなと。予算的にも多分変わらないのかなというふうに思って、突然で大変恐縮なんですけど、ある地元の人にそんなことを考えているんだけどと言ったら、それはいいんじゃないのと。それは立会にとっても南川岸にとっても、それ一つで安心できるものができるとすれば、好ましい姿じゃないのかなと。その公園化といいますけれども、その今切山も、木をどれだけ切るか切らないかは別として、とにかく二、三百人が登れるような山、こっこ山になれば、かなりの人が逃げられるかなと。比較的県道沿いなので、そういうこともあって、町長に初めて言うんですが、その提案に対してどうでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） まずは今切山は保安林といって、雑木林ではなくてあくまでもその保安林、要するに例えば、津波対策の一環ではあつたり、また砂が飛ばないようにしている

だとかというような部分で、その機能は一応はあるということをご認識いただければありがたいなと思っております。

それと、今回避難タワーを公園化して丘にしたらどうかというご提言でございますが、まず避難タワーの場合、100%補助金が出るんだっけ。

〔「100%が起債充当で、75%が補助金」と言う人あり〕

○町長（佐藤晴彦君） そう、極めて厳しい財政状況の中で、100%を起債充当される。そしてまた75%が交付税算入される。要は1,000万円かかったものが、町の負担は250万円できるといような、国の施策にのっとってつくらせていただきたいということになると、やはりその国にのっとったそのマニュアルに沿ってやらなければ、そのお金が出ないということでございますので、公園化については、そうした部分についても極めて不利な状況になってしまうのではないかなというふうにも考えます。縦割り行政の本当に悪い部分なのかもしれませんが、いかんせん現実でございますので、今の段階でそれを検討するとも言いがたい、非常に難しい状況にあると考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） もうちょっとそれについてはくどくやりたかったんです。保安林の定義をどうのこうのと言っているもしようがないんですが、そこをやっぱり避難タワーとして、方法は別に避難タワーは鉄骨でつくらなくちゃいけないということもあるでしょうし、例えば片貝海岸の避難タワー、立派なタワーありますけれども、多分あそこに逃げようとする人は少ないと思うんですね、この前見に行ってきましたけれども。そういう意味で、やっぱり避難タワーのつくる場所も多分もうちょっと地域住民というか、地域のことも考慮に入れてつくるべきだろうというふうにおくればせながら思っています。

ですから、可能であればもう一回、現地の人たちの意見もちょっと聞いていただいて、間に合うのであれば、その辺も一考願いたいなというふうに思っています。時間がなくなっちゃうんでコメントはいいです。もう一点どうしてもお願いしなくちゃいけないこともありますので。ちょっと間に合えば、くどいようですが、地域の方は相当そういう意味で重大関心を抱いていますので、ぜひ再考願いたいと思います。

それともう一点、さっき木戸浜海岸、尾垂浜の件を言いました。白浜地域、今民宿等いろんな人が一生懸命頑張っているということも言いました。しかしながら、今民宿組合等で少年サッカー、野球とか、いろんな企画をして、県、町内外から多くのお客さんを集めていま

す。大変な努力だと思います。年間何万人かの宿泊客も呼んでいるそうです。それは地道な努力があつてからと思うんですが、ただ、それとても白浜地域だんだんさびれつつあるといひますか、失礼ですけど、何となく閑散としてきている状況に違ひない。多額のふれあい公園とか光の何とか公園、サッカー場とかいろんなことを町としてもお金かけてやってもらつていますが、それにつけてもこのままいくと、ある人は限界集落になつちゃうんじゃないのという危機感を持っている人さえもいます。

したがいまして、今宿泊組合さんやいろんな人が人を集め努力している中で、町ももうちょっと応援してもらえないかなというのが切実な思いだそうです。ですから、これは公平、不公平ということもありますが、特に白浜地区については海水浴もなくなつちやつたし、私ハマグリのことも言ったのも、そういうこともあつて言ったんですけども、もう少し最大の横芝光町の誇れる観光資源である木戸浜、白浜地区、そのことにもやっぱり一定的といひうか、時には大きな目を見てあげて、何とかかつてのにぎわいが取り戻せるような施策をしてあげたらどうだろうか。例えばサッカー大会だけでなく、昔は、前はビーチバレーなんかもやっていたそうですね。いろんなことが考えられると思います。時代に合ったものでだんだん、テニスというわけにもなかなかいかないでしょうから。そういったことも含めて、何とか皆さんが必死になつて努力している手助けをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 手助けをしていくという言い方が適切かどうかわかりませんが、全くやぶさかではないかと思つております。ただ、いろいろな事例を鑑みてみますと、観光開発つて非常に難しく、例の夕張がいわゆる箱物の観光開発で大きな失敗をした。また、白子も今テニスであれまで一生懸命頑張つてきたんですが、そのテニスブームがちょっと下火になつてきてしまつているということで、大変あそこも当時町が一生懸命後押しをした状況であつたにもかかわらず、結果的にこうなつてしまつた。世界的な観光の部分を見てみますと、本当に何をするのが一番いいかというのは非常に私ども常に迷つているところでございまして、本当に白砂青松の自然が、何もない状態の自然が一番観光としてはこれからよくなつてくる時代もあるのではないか。そういうことも考えながらやつているわけでありまして、実際今、白浜地区の民宿組合さんのほうには、町として町の体育館やサッカー場もなるべく本来であれば町民が優先して使つているところでありまして、その部分も便宜を図れるようにやつたり、そのような部分では応援もさせていただいている自負はございまして。今後も、い

ろいろと何をすべきか、また何をしてもらいたいのかという部分も今後組合といろいろと相談をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 残りが2分少々となりました。ありがとうございました。

検討ではなくて、1つずつ実を結んでいただけるようお願いしたいと思います。

最後に、本当に自分くどくて申しわけないんですが、一つ覚えのようですけれども、やっぱり我が町の発展のためには、国とか県とか役場の中の部署とかではなくて、それを乗り越えて、本当に町長がいつも言うように、町の発展のために地域住民の安全と豊かさのためにさまざまな垣根を超えて、何としても町の発展を実現させるんだという思いを強くして、まちづくり行政やっていっていただきたい。

先ほども町長の政務報告の中で、栗山川環境ボランティア活動、あるいは一日清掃の中で町内の環境美化推進が一層図られたものというふうに報告がありました。だけど、現実はそのじゃなくて、今町中ごみだらけです。必ずしもきれいな横芝光町ではないです。むしろ汚れた町に近い状態だと私は思っています。一時的にはきれいになっても、また捨てます、捨てる人がいます。ですから、一日清掃にしても環境ボランティアにしても、パフォーマンスじゃなくて、どうしてもパフォーマンス的になりがちだと思うんです。パフォーマンスではなくて、本当に町をきれいにするんだというのを仕組み的に、この前も教育長にもお願いして、学校教育でもやってちょうだいよと。いろんなところでさまざまなところでやるために、一元化の美化推進班なるものを本当に真剣につくってもらって、まず白砂青松、きれいな町からしていけたらと思います。ぜひひとつ町行政の皆さんにはよろしくお願いします。

以上で質問終わります。

○議長（伊藤圀樹君） 以上で、浅野孝男議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（伊藤圀樹君） 続きまして、日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

12月9日から12月11日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、12月9日から12月11日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤圀樹君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

12月12日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでございました。

（午後 3時36分）

1 2 月 定 例 会

(第 2 号)

平成 2 5 年 1 2 月 横 芝 光 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日 (木 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 発議第 1 号の質疑、討論、採決
横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 3 議案第 1 号の質疑、討論、採決
専決処分の承認を求めることについて (平成 2 5 年度横芝光町一般会計補正予算
(第 3 号))
- 日程第 4 議案第 2 号の質疑、討論、採決
横芝光町職員の再任用に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号の質疑、討論、採決
横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号の質疑、討論、採決
地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号の質疑、討論、採決
横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号の質疑、討論、採決
横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 号の質疑、討論、採決
町道路線の認定について
- 日程第 1 0 議案第 8 号の質疑、討論、採決
指定管理者の指定について (横芝光町駅前広場)
- 日程第 1 1 議案第 9 号の質疑、討論、採決
指定管理者の指定について (光 B & G 海洋センター、光しおさい公園)
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号の質疑、討論、採決

平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）について

日程第13 議案第11号の質疑、討論、採決

平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第12号の質疑、討論、採決

平成25年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）について

日程第15 議案第13号の質疑、討論、採決

平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）について

日程第16 議案第14号の質疑、討論、採決

横芝光町指定金融機関の指定について

日程第17 議案第15号の質疑、討論、採決

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第18 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤圀樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君		

欠席議員（1名）

18番 越川輝男君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
総務課長	田鍋悦央君	企画財政課長	若梅操君
環境防災課長	堀越健一君	税務課長	鈴木健夫君
住民課長	早川裕明君	産業振興課長	伊橋秀和君
都市建設課長	五木田桂一君	福祉課長	實川裕宣君
健康管理課長	早川典男君	食肉センター長	加瀬盛久君
東陽病院事務長	大木良夫君	会計管理者	福島美代子君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	越川誠一君		

職務のため出席した者の職氏名

局長	高蝶政道	書記	椎名圭子
----	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 師走の小春日和とでもいいでしょうか、すばらしい天候に恵まれたものでありますが、改めましておはようございます。

本日は12月定例会の最終日ということでございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（伊藤罔樹君） 日程に入るに先立ちましてご報告申し上げます。

越川輝男議員より本日の会議を欠席する趣旨の届け出があり、これを受理したので報告をいたします。

◎一般質問

○議長（伊藤罔樹君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 齋藤 順一 君

○議長（伊藤罔樹君） 通告順に発言を許します。

齋藤順一議員。

〔2番議員 齋藤順一君登壇〕

○2番（齋藤順一君） おはようございます。

ただいまご指名をいただきました横芝光町鳥喰の齋藤順一でございます。

本年も早いもので1年のしめくくりの時期となりました。朝に夕に師走の風は、日々冷たさを増してまいりましたきょうこのごろでございます。

まず、冒頭に、11月8日のフィリピン台風30号の犠牲者5,796人、行方不明者1,779人、被災されました967万人の皆様へ衷心よりお見舞いを申し上げますとともに一刻も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

そして、ことしの夏は近年にない大変な猛暑を体験したところでございました。異常気象は地球温暖化によって起きると考えられておりますので、単なる猛暑、暖冬で済みますのでは

なく、今後、CO₂削減、環境問題など、次世代のために地球問題として真剣に向き合わなければならないと、重大な事項と強く感じております。

さて、経済に目を転じますと、日本は、アベノミクスの経済効果で円安、株高、株式の配当増などにより消費者心理の好転がうかがえるようになりました。このような金融緩和、経済政策、底堅く推移してデフレ脱却へ到達されるかの感を強く感じるところでございます。しかしながら、来年度以降は、消費税率の引き上げ等により物価上昇が予想されるため、賃金の増加が重要と認識いたすところでございます。

それでは本題に入ります。12月定例議会におきまして、登壇の機会を与えていただきました伊藤議長を初め先輩議員及び同僚議員の皆様にご心より感謝申し上げ、元気に質問させていただきます。

限られた時間であり、議論の質の向上を目的として、事前に詳細なる一般質問通告書を提出しておりますので、切に明快簡潔な答弁をよろしく願いいたします。

早速、通告順に従いまして、質問に入ります。

まず、私の目指すものの一つ、安心安全なまちづくりより質問いたします。

大綱1としまして、町防災対策をお伺いいたします。

平成25年9月一般質問におきましても町防災対策について次のような質問をいたしました。

軍事的危機、大規模自然災害等の有事の際の横芝光町の対策等は、体制は、台風時の町の対策、組織体制は、有事に当たり国、県、町、消防署、警察、消防団、その他の団体の指揮命令系統、分担などはどのようになっているか。災害時備蓄食料の保存量は。有事のための自治防災組織の立ち上げを支援する計画はどうか。災害時の救出や安否確認が困難となりやすい障害者や独居老人等の社会的弱者の情報掌握はどうしているのか。小中学校の児童生徒の通学路上の不審者の対策等々でございます。

前回、9月の一般質問は、町防災対策の組織体制の枠組みの詳細をお伺いし、町長、執行部には詳細なる答弁をいただき、強く安心感を感じました。特に、有事の際の組織対応等には感服したところでございます。

今回、12月の一般質問は、再度町防災対策の災害に際しての具体的な行動等を詳しくお伺いすべく、それでは、あいうえおを改めまして、1、2、3で質問いたします。

1、航空機墜落想定時の横芝光町の対策、組織体制は。

2、9月13日、町内航空機部品落下事故後の対応は。アメリカン航空機と判明した後の対応は。

- 4、航空機事故を想定した大規模災害等訓練の考えはあるのか。
- 5、10月16日の台風27号の横芝光町の職員の対応の実際はどのようなものであったのか。
- 6、災害協定組織への連絡はどのようにしたのか。
- 7、防災無線緊急放送のシステムについて詳細をお聞かせください。
- 8、大津波警報、津波警報、津波注意報発令、伝達、解除の仕組みについてお伺いいたします。
- 9、発令後の町民の理解など、どのように町は認識しているのかをお聞かせください。
- 10、役場への不審者対策、体制はどのようになっているのかお聞かせください。
- 11、不審者対応の防具等の備えはあるのかお聞かせください。
- 12、自主防災組織の国・県等の助成等はどうなのがあるのかお聞かせください。
- 13、自主防災組織の役割等の認識は。
- 14、安心安全なまちづくりの横芝光町の具体的に目指すものをお聞かせください。

また、私の目指すものの一つ、行政改革の質問をいたします。

大綱2といたしまして、教育関係をお伺いいたします。

平成24年9月、一般質問におきましてのいじめ問題について、次のようなご提案をいたしました。いじめ電話相談の児童生徒へのカードの配布の提案でした。齋藤教育長の鉄腕の早さで次の定例議会までに実施していただきました。対応の早さには驚きました。

いじめ電話相談のカードは、平成24年は困ったときの電話相談、平成25年はいつでも気軽に電話ダイヤルと、毎年、新年度に児童生徒に配布され、内容も進化していることには感激いたします。そして、給食、食の安心安全を守るべく、県下に先立ち町独自のアレルギー対応マニュアルの作成、給食運営委員による学校給食体験など、活動には目を見張るものがございます。

しかし、横芝光町において重要な役割を占めているのが教育行政と考えます。特に小中学校では、従来、国・県の画一的な関与のもとで集団的な運営が行われてきたことは事実でございます。分権改革により、自治体の役割と拡大と、学校にも自立的運営が認められ、地域と連帯の必要性が感じられます。その一方、いじめ、大罪、不登校等々、多くの問題をはらんでいる現状が推察されております。

1、そこで、今回、12月の一般質問はいま一步進んで、地方分権改革に沿った教育改革について、町すなわち教育委員会の考え方をお伺いいたします。

2、子供でにぎわう横芝光町にするために、少子高齢化への対応をお尋ねいたします。

以上、壇上より2点質問をいたします。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） おはようございます。

齋藤順一議員の教育関係についてのご質問にお答えいたします。

なお、私からは、地方分権に沿った教育改革について、町の考え方は、についてお答えいたします。

教育行政における地方分権推進は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、地方分権一括法と俗称言われておりますが、地方分権推進委員会の数次にわたる勧告及び平成10年5月の地方分権推進計画の閣議決定並びに同年9月の中央教育審議会答申に基づき、教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担を見直すとともに、新たな協力関係を構築し、地域に根差した主体的、積極的な地方教育行政を実現することを目指して、平成11年7月に文部科学省関係法律の複数改正が行われまして、平成12年7月に公布、翌13年4月から施行されました。

文部科学省が改正した法律の内容は、国の関与等の見直し、機関委任事務の廃止、国から都道府県、都道府県から市町村への権限移譲、必置規則の廃止、弾力化などとして、カテゴリーに分類しております。

機関委任事務制度の廃止につきましては、新たに自治事務と法定受託事務に再編成されました。機関委任事務とは、地方公共団体の執行機関、特に都道府県知事、市町村長を国の機関とし、これに国の事務を委任して執行させる仕組みであります。

教育文化行政も都道府県、市町村にそれぞれの委任事務がありました。新たに設けられました法定受託事務は、事務の性質上、その実施について国の行政機関が直接執行すべきであります。国民の利便性または事務処理の効率性の観点から、法律またはこれに基づく政令の規定により地方公共団体が受託して行うことができる事務であります。

自治事務とは、地方公共団体の事務のうち法定受託事務を除いたものであります。文部科学省における機関委任事務を自治事務とした具体例としましては、学齢簿の編成、就学校の指定に関する事務、学級編制の基準の設定、認可に関する事務、教職員の免許状に関する事務、県費負担教職員の任免その他進退を行うことなどであります。また、機関委任事務を法

定受託事務とした具体例は、理科振興法等に基づく補助金交付に関する事務等があります。

関与の廃止・縮減では、教育長の任命承認は廃止する。文部科学大臣の教育委員会に対する指揮監督権は、機関委任事務制度の廃止に伴い廃止するなどとなりました。

また、教育課程の編成という面から見ますと、これにつきましては、地域の実態を踏まえて特色ある学校づくりを推進するという観点から、教育課程の基準の一層の大綱化や弾力化を図るなどが改正されました。

なお、教育憲法と呼ばれる教育基本法が、平成18年11月の衆議院本会議を経まして同年12月の参議院本会議で約60年ぶりに改正されました。これを受けて、緊急に必要とされる教育制度の改正がまとめられ、教育3法案が平成19年6月に可決成立し、同月27日に公布されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員の数を弾力化し、教育委員への保護者の選任を義務化、文化、スポーツの事務を首長が担当できる。県費負担教職員の同一市町村内転任につきましては、市町村教育委員会内申に基づき都道府県教育委員会が行うこととしたなどの地方分権の推進がうたわれております。

横芝光町教育委員会としましては、これからの学校がより自主性、自立性を持って校長のリーダーシップのもとで組織的、機動的に運営され、児童生徒の実態や地域の実情に応じた特色ある学校づくりを展開できるよう支援、援助するものであります。

地方分権に沿った教育改革は、将来の町や国を担う児童生徒の育成に欠かすことができないものであることから、今後も文部科学省の動向を注視していきたいというふうに考えています。よろしくお願いいたします。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、齋藤順一議員の町防災対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、航空機墜落想定時の横芝光町の対策、組織、体制はについてお答えいたします。

航空機災害対策につきましては、町の地域防災計画の中で航空機災害対策計画として位置づけを行っております。成田空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機等の炎上等により多数の負傷者を伴う大規模な事故が発生した場合または発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関と連携して対応することとい

たしております。

体制といたしましては、災害対策本部を立ち上げ、成田空港事務所、成田国際空港株式会社、県、関係市町村等の機関が相互に協力して対応を図ることといたしております。

次に、航空機事故を想定した大規模訓練等の考えはあるかについてでございますが、成田空港では年に1回、航空機事故消火救難総合訓練を、成田国際空港消防総合応援協定を締結している関係機関と合同で実施しております。当町の関係では、匝瑳市横芝光町消防組合が協定に基づき参加しており、町の消防団幹部も訓練の状況を把握するため参加しております。現在、町独自の訓練実施は考えておりません。

次に、台風27号の横芝光町職員の対応の実際はについてでございますが、台風27号につきましては、平成25年10月25日金曜日から26日土曜日にかけて当町に接近するとのことでありましたが、幸いにも上陸や大きな被害が発生することなく済みました。

町では、気象庁の発表する気象情報により、10月22日に事前の対策会議を開催し、災害配備体制の確認を行い、大雨による浸水被害の発生に備えるべく、土のう1,130袋を作製いたしました。また、避難所開設に向けた資機材の準備も行ったところでございます。

10月25日に台風の接近が夜半から26日にかけて想定されることから、午前中に土のう1,160袋を追加作製いたしました。午後3時に町長と関係課長において防災体制を整えるための対策会議を行い、午後4時には警戒配備体制の第一配備として環境防災課職員5名を配備し、災害情報収集体制をとり、あわせて町民会館を自主避難場所として開設いたしました。この時点で、防災行政無線におきまして台風の接近に伴う注意情報と自主避難場所の開設について周知をさせていただきました。午後6時31分に当町に対して大雨洪水警報が発令されましたので、防災行政無線により大雨洪水警報発令について周知をいたしました。午後9時には、警戒配備体制を第二配備に切りかえ、副町長、環境防災課5名、都市建設課5名、産業振興課5名、福祉課5名、総勢21名の配備体制で災害対策に当たりました。

26日午前2時10分には、東北地方を震源とする地震が発生し、当町では震度2を記録いたしました。この地震で当初、福島県太平洋沿岸を対象に津波注意報が発令されました。その後、午前2時50分に千葉県九十九里・外房地域を対象に津波注意報が発令され、全国瞬時警報システム、J-アラートにより伝達され、町防災行政無線から自動放送により町民に対して周知したところでございます。津波注意報の発令に伴い、町長も登庁し対応に当たったところでございます。その後、午前4時5分に津波注意報が解除されました。

台風27号は太平洋上を北上し、当町においては特に大きな被害が発生することなく、午前

4時40分には大雨洪水警報が解除され、職員のパトロールの結果、災害発生のおそれもなくなくなったことから、午前9時に警戒配備を解除するとともに、自主避難者が帰宅されたことから、自主避難所の開設を閉鎖したところであります。台風27号における自主避難者は4名でございました。

次に、災害協定等組織への連携はについてでございますが、大規模災害発生時には、被害が拡大し町単独ではこれに対処することが困難な事態が想定されることから、あらかじめ関係機関と十分な協議のもと、相互応援体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し、緊密な連携のもと円滑な応急対策活動を実施することとしております。

国・県の機関をはじめ町では、災害時の協定として千葉県内市町村、山武郡市町、姉妹都市など20の団体や関係機関と災害時における協定を締結しております。

今後も関係機関との連携を密にし、災害時の対応について万全な体制を構築したいと考えております。

次に、防災行政無線の緊急放送システムの詳細についてでございますが、防災行政無線につきましては、千葉県の運用する県防災行政無線と町が運用する防災行政無線がございます。県からは、気象庁が発表する気象情報や県が発表する河川氾濫情報などの気象や災害に関する情報が町に伝達されます。町では、この情報や町独自に入手した情報をもとに、横芝光町防災行政無線局管理運用規程に基づき、住民の皆さんへ伝達を行っているところでございます。システムは、役場庁舎に基地局を設け、再送信基地局2局と屋外パンザマスト44局、移動基地局1局、移動局26局及び各世帯に配布させていただいております戸別受信機により運用しているところでございます。夜間の消防活動情報伝達のため、消防組合とも接続して火災情報を伝達できる仕組みとしております。緊急放送は、全町一斉に最大音量で放送することとしております。

次に、大津波警報、津波警報、津波注意報等の発令、伝達、解除の仕組みについてでございますが、これらの警報は気象庁から発令されるもので、地震が発生したときに、地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表しております。当町は千葉県九十九里・外房地域に該当いたします。

このとき、予想される津波の高さは、通常5段階で発表されます。大津波警報は特別警報に位置づけられております。予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合に発令されます。発表される津波の高さは、5メートル、10メートル、10メートル超の3段

階となります。津波警報は、予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合発令され、発表される津波の高さは3メートルとなります。津波注意報は、予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に発表され、発表される津波の高さは1メートルとなっております。

津波に関する警報及び注意報は、気象庁から発表されると、全国瞬時警報システムJアラートを通じて自動的に町防災行政無線が起動され、町民の皆様には周知するほか、県の防災メール、緊急速報メール、テレビ、ラジオなどから伝達されます。解除については、気象庁から津波の発生のおそれなくなった時点で解除情報が発令されます。

次に、発令後の町民の理解を町はどのように認識しているのかについてでございますが、注意報、警報など災害に関する情報は多数あり、町民の皆様が的確に判断し、避難行動をとることについての理解は、現在のところ十分ではないと考えております。今後、町民の皆様には、東日本大震災の記憶を風化させることなく、警報発令から素早く避難行動をとれるよう理解を深める努力をしてまいりたいと考えております。気象庁において今年度から運用を開始された特別警報についても、全国各地で発令されましたが、住民の避難行動には即結びつかなかった事例もあることから、災害情報や避難勧告、避難指示などの伝達方法についてもさらに検討を行ってまいります。

次に、自主防災組織の国・県等の助成はどのようなものがあるのかについてでございますが、自主防災組織に対する支援制度は、千葉県では市町村が実施する助成事業に対する補助制度がございます。そのほか、コミュニティ助成事業として、財団法人自治総合センターの市町村及び自主防災組織に対する助成制度がございます。

次に、自主防災組織の役割等、町の認識はについてでございますが、自主防災組織については、災害発生時だけでなく日ごろから地域住民の自主的防災活動として、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出、救護、応急手当て、給食給水の実施などに取り組むための組織であり、自治会または町内会単位またはその下部組織により組織されるものでございます。災害対応の際には、自助・共助・公助の自助・共助を担う重要な組織であると認識しております。町といたしましても、今後自主防災組織の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、安心安全なまちづくりの横芝光町の具体的に目指すものについてでございますが、安心安全なまちづくりは町の最重点施策であり、町民の皆様と協働により防災対策、交通安

全対策、防犯対策などを総合的に実施し、町民の身体、生命、財産に関する安全を確保することによりなし得るものであり、今後とも町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、関係機関との連携により進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[環境防災課長 堀越健一君降壇]

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

[企画財政課長 若梅 操君登壇]

○企画財政課長（若梅 操君） 齋藤順一議員の町防災対策についてのご質問のうち、9月13日、町内航空機部品落下事故後の対応は、及び部品を落とした機は成田空港離陸のアメリカン航空機と判明後の対応はについてのご質問にお答えいたします。

初めに、9月13日、町内航空機部品落下事故後の対応についてでございますが、町では落下物の通報を受けまして、空港会社へ連絡した後、現地へ向かい落下物の確認を行いました。その後、空港会社及び国土交通省成田空港事務所の到着を待って、発見者から発見時の状況などを伺ったところでございます。落下物については、航空機の部品かどうか専門家に鑑定してもらうため、国土交通省成田空港事務所が回収していきましました。その後の調査で、航空機の部品であることが判明したことから、成田国際空港航空会社運営協議会を通じて、各航空会社へ照会いたしましたところ、10月15日にアメリカン航空より自社のボーイング777型機の部品の一部である旨の報告があったとのことでございました。

航空機からの落下物事案につきましては、その多くが氷の塊、氷塊でございますが、飛行中に上空で凍ったものが着陸の際に車輪を出すいわゆる脚下げのときに落下するものが、過去に多い状況でございました。当町における過去の発生状況を見ますと、最も多かった年度は平成2年度で、氷塊落下が年間で13件発生し、町ではその都度空港会社や国土交通省成田空港事務所に対して落下物対策の徹底を強くお願いしてまいりました。

こうした要請を受け、国土交通省では平成3年1月から、滑走路の南側から着陸する航空機について、洋上脚下げ方式を導入し、その結果、落下物事案は大幅に減少したところでございます。現在も、国土交通省と空港会社では洋上脚下げの遵守状況を毎年調査するとともに、着陸機の氷塊付着状況調査を毎年実施し、空港会社へ氷塊付着の防止対策の提案などを行っております。

幸い、今回は畑への落下で大きな被害はありませんでしたが、落下物事故は人命にかかわる重大な事故につながることから、町といたしましては、航空機部品や航空会社の特定など

早急な対応をお願いしたところでございます。

なお、その他市町においても数件の事案があったことから、千葉県では9月19日付で国土交通省航空局長宛て、航空機からの落下物の防止対策の強化についての緊急要請文を提出しております。

また、今回の落下物事案を受け、空港会社及び国土交通省成田空港事務所も9月20日付で、成田国際空港航空会社運営協議会議長宛て、航空機からの落下物対策の徹底についての要請文を連名で提出しております。

次に、部品を落とした飛行機は、成田空港離着のアメリカン航空機と判明後の対応はについてでございますが、アメリカン航空では、当該航空機の便名及び発生原因を調査することであり、国土交通省は航空機メーカーに原因究明を要請するとともに、10月16日付でアメリカン航空成田空港支店長宛て、部品欠落に係る原因究明と再発防止策の策定等についての要請文を提出しております。

また、10月22日には、空港会社、国土交通省成田空港事務所及びアメリカン航空成田空港支店長が来庁いたしまして、町長へ今回の事案に対する説明と謝罪を行ったところでございます。町長からは、原因究明と落下物対策並びに再発防止の徹底について口頭で強く要請したところであります。

以上でございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは私から、齋藤議員からの役場への不審者対応に関するご質問にお答えいたします。

ご存じのとおり、さまざまな形で行政機関を対象とした暴力行為などが問題になっております。この行政対象暴力に対しては、当町では総務課が主管課となりまして、職員個人や担当窓口のみの対応に任せず組織を挙げた対応を心がけるとともに、関係機関との連携を強化いたしまして、協働して取り込むことを基本としております。

役場への不審者に対する具体的な対策といたしましては、山武地区管内の行政機関で構成しております山武地域行政対象暴力対策協議会での勉強会への参加、庁舎敷地内に防犯カメラの設置、不審者と一定の距離を保つための各課窓口へのカウンター設置などがあります。

また、警察OBを危機管理担当の臨時的任用職員として採用いたしまして、平常時におけ

る庁内公共施設の巡回パトロールや、いざ不審者等があらわれた場合の迅速で適切な対処など豊富な経験を生かした活動が行われております。

不審者対応の防具については、現状としては庁舎には備えつけてはおりませんが、来庁者や職員の安全を確保することは重要であるということから、県警などにアドバイスを受けながら、今後早期に対応していきたいというように考えております。

以上でございます。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（伊藤囀樹君） 福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは私からは、齋藤順一議員ご質問の教育関係についての、子供たちでにぎわう横芝光町にするために、少子高齢化への対策はについて少子化対策の子育て支援の観点からお答え申し上げます。

当町では、今年度から県内2番目となる高校1年生までの医療費助成を独自事業として実施し、保護者の経済的負担の軽減を図っており、今後高校3年生まで拡充を検討しております。また、児童保育につきましては、保育料は近隣市町に比べ低く設定しており、保育所の待機児童もなく、適正な保育を提供しているものと考えております。

なお、子ども・子育て支援法に基づき、今年度中にニーズ調査を実施し、平成27年度から実施する子ども・子育て支援事業計画を策定することとしておりますので、この計画に基づき、より充実した子育て支援としての少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（伊藤囀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 詳細に丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

答弁漏れが1つございまして、大綱1の11、不審者対策の対応の防具の備えがあるかどうかという回答がなかったもので、ただ、セキュリティ上問題があつて割愛したというのであれば、これは別ですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤囀樹君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） 防具については、現在備えつけてはございませんが、今後県警等にもいろんなアドバイスを受けながら対応していきたいと、そのように考えているということでございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 町内施設全部ないですか。図書館とかにあるというようにも伺っておりますけれども、どうなのでしょう。

○議長（伊藤罔樹君） 田鍋総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） 基本的に、総務課のほうで危機管理対応ということで、ご質問にありましたような特殊警棒ですとかさすまた、こういったものについての配備は今のところはしていない、そういったところでございます。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ほかの町内の施設にはないということですね。全部配備していないということなんですか。

○議長（伊藤罔樹君） 田鍋総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） もしかして、個々に対応してあるということがあるかどうか、そこまでは把握できておりませんが、基本的にはそういった防具、不審者対策用としてのものは配備しておりません、現在。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 詳細にわたって議論の質を高めるために、詳細に私どもは質問しておりますので、今後答弁漏れのないようにひとつよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 田鍋総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） 申しわけございません。答弁につきましては、防具等について、お答えしたように、全体的に管理している中でのということでお答えしたつもりでございまして、大変申しわけございません。そういうことで、今当町としては、そういった対応は既にできておりませんが、今後そのように考えていきたいと、そういうようなことでございしますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 了解いたしました。

それでは、再質問させていただきます。

大綱2のほうから、順序が逆になりますけれども、質問させていただきたいと思っております。

大綱2の1番、教育改革に沿ってのということで、実際に今教育長から組織と事務のシステムについてのご答弁をいただきまして、非常にわかったんですけれども、いま一歩進みま

してちょっとお伺いしたいんですけども、教育委員会、文部省、県の教育委員会に実際の権限があつて、実質機関の町の教育委員会には権限がないという奇妙な実態の現実があるんです。というふうに私は感じております。ですから、横芝光町の国と県の理想論と机上論に挟まれて、教育の現場は矛盾の顕在化によって、極端な話、思考停止に陥っているような状態も全国の事例で感じております。

ですから、教育長の手腕をもって、横芝光町の教育委員会をいま一步踏み込んでいただきまして、そういう問題点についての答弁を私は求めておったんですけども、法律上の組織と事務のシステムについてよくわかりましたので、その点、もう一回お尋ね申し上げます。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤 明君） 齋藤議員が言われたように、市町村に権限が移譲されたということについては、非常に少ない現状があります。ほとんどが、移譲されたものについては国から県への移譲がほとんどだということでございます。

先ほど申し上げた中でも、1つは、例えば学齢簿の編成とか就学校の指定に関する事務につきまして、これは市町村がそのまま義務教育諸学校につきましては、市町村がやっていくわけですけども、県立高校については、当然県教委がやるという形になります。

ところが、学級編制の基準の設定等があるわけですね。学級編制基準、例えば小学校1年生で35人、それから、2年生以上ですと恐らく40人ということになります。これは県教委が編制基準を定めておりまして、町としてはそこまでの余力がありませんので、とてもじゃないですけども、そういう基準につきましては、県教委の編制基準に従いまして、県教委から振られた教職員の中で、枠の中で、学級経営、学年経営、学校経営を行っていくというものでございます。

それから、今回新たに設けられたものですが、例えば教職員の免許状の問題があります。これにつきましては、今まで制度としてなかったわけですけども、10年更新という形が組まれております。ですから、例えば22ないしは23で大学を卒業して免許をとったとします。採用試験に合格しまして採用されます。その後、35で1回、免許状の更新をします。これにつきましては、文科省が研修をする、しなさいと。大学等の研修機関を使って研修をします。それは、文部省がここでやりなさいということではなくて自分で探しなさいと。そのかかる費用は、個人的に自分たちで出して免許状の更新をしなさいと、そういうような形で免許の更新制度等が改正されております。ですので、35、45、55、退職するまでの間、現在ですと3回、免許状の更新をしなければならないというような制度等があります。これにつきまし

では県のほうでチェックをすると。市町村教委に書類はあがってくるわけですがけれども、その書類を県教委のほうへ提出しまして、なおかつそこでチェックをし、その後、教員としてそのまま継続するという形等をとっております。

ですから、当初申し上げましたように、町に委任されたという事務は非常に少ない、ないと言ったほうがいいのかもかもしれません。現状はそういう現状でございます。とりあえず、例としてそういうことです。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 権限移譲といえども、もちろん県教育委員会、国のあれは絶大な力を持っているということはわかっているんですけども、それを踏まえながら齋藤明教育長の手腕を期待しているところでございます。

それでは、ちょっとあれをかえまして、6日にこういう資料をいただいて、議員のほうに、伊藤圀樹様で、説明員のあれで、2つに分かれているというのはどんな意味があるんですかといつて、片方は委員会、教育委員会の向後さんの、片方は佐藤晴彦町長と2つに説明員が分かれておまして、ですから、自治体の教育行政を担当するのは首長でも何でもなくて、私が言いたいのは、教育委員会であつて、これは私の考えですけども、政治的影響なくして中立性を確保するという意味なんでしょうけれども、しかし町長は委員会とか人事権とか、予算権を持っておりますので、ここで政治的中立の確保が難しいというジレンマは、教育委員会、教育課、文化課さんもお持ちなんでしょうけれども、教育長、その辺の認識はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤 明君） 確かに議員が言われるように、今現在中央教育審議会の中で協議されておまして、12月10日に答申が出されております。要するに、執行機関、これを教育委員会から首長権限とするという答申案が出されました。ですので、そこら辺のところ、非常に教育委員会としては、今後どうするかについては、先ほども同じようなことを申し上げましたが、国の動向を見ながら考えていかなければいけないだろうということが、今現在つくづく考えさせられているところでございます。

ですから、その執行機関が、教育委員会から首長のほうへ移るといふことになると、また、今議員が言われたように、非常にやりやすい面とやりにくい面が当然出てくるだろうといふことは考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤囿樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 事情を重々理解の上、質問させてもらっておりますので、何とかその辺をひとつよろしくお願いします。

また、話はちょっとずれるんですけども、せんだって先輩議員と教育委員会の会議を傍聴させてもらってちょっと感じたんですけども、3人ほどの先輩議員と傍聴させていただきまして、教育委員会は、政治的中立性を確保して委員による合議制のもとで意思決定をされているということですけども、その専門家の、最終的にはその意見を、合議された意見を教育長が執行して、教育、ですから、一般人の委員による合議制で、いわゆるレーマンコントロールが本当に、あの会議を見ておりまして、本当にレーマンコントロールが機能しているのかという形で、一般住民の教育への関心が、本当にその中に入っているのかなという感じがしたんですけども、その辺の教育長の認識をひとつお聞かせください。

○議長（伊藤囿樹君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤 明君） 教育委員の、現在、5名なわけですね。合議制で今進んでいることは、議員言われたとおりでございます。その中身について云々ということになるわけですけども、前回傍聴されたときの中身がその全てではないということをご承知おきいただきたいというものでございます。

必要に応じては、学校内の学習指導等についても協議をするということは当然ありますし、それから、先日もいろんな意味で体育祭等の基本的な行動等ができていないということも教育委員会の中で、具体的な一つの例で申しわけないんですが、これは文部科学省のほうから集団行動様式等の手引き等が出ているということで、これらについては各学校に対するこういう指導を行っておりますというようなことも報告事項になっておりますので、先日の傍聴されました中のものだけではもちろんないわけですけども、その必要に応じて、そのときに応じて必要なものは協議をしているというところでございますので、ご了解いただきたい。

○議長（伊藤囿樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） どうもありがとうございました。

速攻のいじめダイヤルですとか、あるいは県下に先駆けてのアレルギーの問題ですとか、マニュアルですとか、齋藤教育長の手腕を大いに期待するところでございますので、無理のある質問だということは重々わかっておりましたんですけども、大変よく懇切丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。今後の手腕を期待しておるものでございます。

じゃ、大綱1の質問に戻りまして再質問させていただきます。

1、2、3という形で関連性がありますのでお伺いします。

今回の場合は、体制は横芝光町の墜落時の、どうなっているのかという形はわかったんですけども、13日の落下事故後の事故経緯という形で聞いたんですけども、これは雨が降ったり、雪が降ったわけじゃなくて部品が落ちてきたわけなんですので、雨が降っているわけじゃない、まして、着陸時じゃなくて離陸時の部分で落ちたということですので、これは、安心安全の部分では非常に、補助金、空港会社から毎年4億円近くもらっているから、少し遠慮しておくかという問題ではございませんので、この問題は明らかに町民の生命、財産を傷つけるというか、そういうものですので、この辺で執行部は、ただ経緯を説明じゃなくて、最後にちょっと救いは、佐藤町長が断固再発防止を強く申し入れたということが、それは大変心強くしたんですけども、ただ、事務的な部分として、じゃ、国交省がやっていますよ、調査しましたよ、空港会社が事情聴取しましたじゃなくて、私がお聞きしたいのは、横芝光町の住民がこれだけ危険にさらされたということを強く、横芝光町の意味としてどういうふうな形で伝えたいんですか。ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 落下物があって、その後の経緯については壇上で答弁申し上げたところですが、ただいまのご質問は、どのようなニュアンスといたしますか、具体的にその抗議の意思をどの程度強く示す形で対応したかというような意味での再質問というふうに理解しております。

私どもといたしましては、壇上答弁で申し上げましたように、直接、空港を管理する成田空港株式会社、あるいはその直接の所管省庁であります国土交通省、これが直接は、その航空機の落下物も含めた成田空港の安全運航、この周辺対策も含めて安全運航の担当ということでございますので、それらを飛び越えて、今回でしたらアメリカン航空ですが、という直接の抗議という形は、そういう場所といたしますか手続もございませんでしたので、まずは空港会社及び国土交通省に強く、抗議の意思も含めまして報告し、明確な対応を、どのように対応したのか、今後空港会社あるいは国がどのように対応するのかという、まずその経過を一連の責務といたしまして確認した上で、町長にももちろん報告した上で、町長から口頭ではございますが、強く抗議の意思も含めて、今後の対策についての方針を確認したという、そういう経緯でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ですから、対応として国交省とか空港会社が、その事件、事故かわかりませんが、それに対応したんじゃないですか。横芝光町として直接アメリカン航空へ行く必要はないじゃないですか。空港会社にどういう文書で、どういう形で、何回行ったんだと。町民のために、皆さんのために、安心するような形で、みんな対策を打って、あるいは抗議していますよという、そういう記録というか行動のお話を伺っているわけですし、経緯を伺ったって何にもなりませんよ。町の人がそれを聞いて安心しますか。それは、国交省は、空港会社の対応じゃないですか。

町として、落下物にはどういうふうな防止対策をしたかという、ただ、町長の再発防止を強くあれしたんじゃない、町民の人は、いつ何どき、雨、雪が降ってくるわけじゃないんですよ。部品が降ってきたわけですよ。そういう話を聞いているんです。それ、いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今言っていることは重々認識、わかります。理解できます。

そんな中で、早速、最初の段階では、発見後、連絡があって、すぐ空港会社に連絡し、すぐ来ていただいて、それが本当に航空機の部品なのかどうか、定かという部分に、しっかり調査してもらった段階で、私も空港会社には、行くたびに、その問題については再三、それが、オフィシャルで紙に残っているかどうかは定かではないものの、極めて重大な問題であることは重々認識の上で、空港会社役員にも、また、担当にも強い意志でそれを申し上げたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 今後も強くそういう形で、助成金をいただくばかりが能じゃなくて、悪いものは悪い、町の人が迷惑しているんだという強い意志を、航空会社なりあるいは国交省なり、執行部は伝えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

時間が押してきました。

いろいろ、この3月にまた先延べするとしまして、自主防災組織の役割の認識と、この12と13、ちょっとお伺いしますけれども、前回、実質的な組織の立ち上げに取り組む地域に対しては積極的に支援したいと考えておりますというご答弁をいただきました。その、今回の積極的にというのは、助成金が、県からの補助金、支援制度は、財団法人と県とあるというふうに伺いましたけれども、9月の前回のあれで、積極的に支援したいという、積極的というあれはどのような形でしょうか。ちょっとご答弁いただけますか。

○議長（伊藤囀樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 積極的にということで、実際は、今町内で立ち上げの準備をされている地区が1件ございまして、そちらの立ち上げのための規約等の作成についてもご協力させていただいていると。この先につきましては、お金が絡む話ですので、ここで確実な話は申し上げられませんが、できれば町としても助成制度を今後検討していきたいというふうに考えています。

○議長（伊藤囀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ちょっと時間が押してきていまして、いろいろありがとうございます。強い語調もあって大変失礼なこともありましたけれども、余った部分は3月議会に回すとしまして、12月の質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤囀樹君） 以上で齋藤順一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

（午前11時01分）

○議長（伊藤囀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

◇ 山 崎 貞 一 君

○議長（伊藤囀樹君） 一般質問を続けます。

山崎貞一議員。

〔12番議員 山崎貞一君登壇〕

○12番（山崎貞一君） 通告によりまして、一般質問をさせていただきます。

質問は大綱2点であります。

最初に、子ども・子育て関連3法による構想について質問いたします。

昨年8月10日、国会において子ども・子育て関連3法が可決成立し、その法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートする予定でございます。

この新たな制度は、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現を目指し、創設されたもので、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、教育、保育の質的改善、地域の子供、子育て支援の充実の3つの目的を掲げております。

今、国では、子ども・子育て会議基準検討部会が開催されております。11月15日に第7回目の会議が開催され、インターネットで内容が公開されております。地方版の横芝光町子ども・子育て会議も、11月26日に開会されました。

そこで、横芝光町の子ども・子育て関連3法に基づく基本構想についてご質問いたします。

子ども・子育て支援策の基本的な考え方として3点伺います。

保育のニーズ調査の趣旨と内容について伺います。

子ども・子育て会議の委員選任の基本的な考え方と委員の公表はどのように行うのか。また、任期2年ですが、広く住民の意見を聞くことが大切と思いますが、次期の委員の公募についてお考えを伺います。

保育の必要度による保育量の格差問題は、家庭に教育環境が整っている場合においては、新制度の保育量による時間などの問題があると思いますが、どのようにお考えになっているのか伺います。

次に、保育現場の現状と今後について2点伺います。

当町における保育行政の評価については、どのような評価をされているのか伺います。

新制度に伴う保育料の見直しの考えは、どのようにお考えになっているのか伺います。

次に、新たな法に基づく学童保育運営について2点伺います。

新制度による現在の児童3年生から6年生までの学童保育の拡充、対応策はどのようにお考えになっているのか伺います。

子ども・子育て支援法に基づく担当課の明確化について。現在、放課後児童クラブは教育課の所管になっております。しかし、新制度による趣旨や目的からすると、福祉課が担当部署になると考えられますが、お考えを伺います。

次に、大綱2点目の少子化に伴う町内小規模3小学校の教育環境について質問いたします。

現在、横芝光町では国の政策に基づく少子化対策を推進しておりますが、さまざまな要因によってなかなか少子化に歯どめがかからず、子供たちにとって将来的な教育の機会均等や教育諸条件の公平性を保つことが極めて難しい局面を迎えているように思われます。

近隣市町においては、成田市、銚子市、匝瑳市、多古町などは既に統廃合が推進され、芝山町においては平成27年度から統合小学校が開校される予定と伺っております。また、香取郡東庄町では、11月27日に町立小学校全5校を1つにすべきとし、実施期間はできるだけ早い時期とした、教育行政諸課題検討委員会から教育長へ答申されたと伺っております。そういった中において、今後横芝光町の小規模3小学校における子供たちの教育環境が大きな問

題となっていくと思われます。

私は、平成19年12月及び平成23年9月の定例会一般質問において、少子化に伴う小学校の再編問題を取り上げて質問させていただきました。この問題については今回で3回目、3人目の齋藤明教育長への質問となります。ご答弁は慎重になることはわかりますが、将来を担う子供たちに対して、今、何を考えるべきか、何が必要なのか、何をなすべきかなど、将来的な方策が見えないように思います。

そこで、今回の質問で、教育に携わる方々の教育行政の最も責任ある立場から一定の将来的な展望や方向性についてお答え願いたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、質問いたします。

少子化に伴う町内小規模小学校の教育環境の少子化に伴う小学校の再編成構想について2点伺います。

少子化に対する現状と今後の見通しと考え方について伺います。

小規模小学校を対象とした地域アンケート調査の実施についての考え方を伺います。

以上、登壇による1回目の質問とさせていただきます。

〔12番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 山崎貞一議員の少子化に伴う町内小規模3小学校の教育環境の少子化に伴う小学校の再編成構想、これについてご質問にお答えしたいというふうに思います。

小規模小学校3校の現状認識ですが、現状認識と将来的な教育環境のあり方ですが、小規模3校をまずはっきりしておきたいというふうに思います。町の北部に位置する横芝地域の大総小学校、それから光地域の日吉小学校並びに南条小学校と捉えさせていただきたいというふうに思います。

初めに、大総小学校の現状ですが、学級数は普通学級6、特別支援学級1、児童数59、学級平均児童数は約9.83、最も多い学級は3年生の13、最も少ない学級は4年生の6、職員数が校長、教頭、養護教諭、主事、非常勤講師、介助員、用務員各1、教諭8、兼務教諭が2、兼務ALTが1の18名というふうになっております。

平成25年5月1日現在の年齢別学齢前児童数は50。年平均8.33。最も多い年齢がゼロ歳児で10、最も少ない年齢が4歳児の5となっております。やや減少傾向にあります。

なお、来年度は2、3年生が複式学級となる予定であります。これにつきましては、今年度は日吉小学校と同様に学習指導の効果を高めるために町単独で小学校教諭の免許を持った非常勤講師1名を確保し学習支援補助講師として、学習指導の充実を図る予定でございます。

次に、日吉小学校ですが、学級数は4、特別支援学級1、児童数59、学級平均児童数は9.83、最も多い学級は4年生の15、最も少ない学級は6年生の6、職員数は校長、教頭、養護教諭、栄養士、主事、用務員各1、教諭8、兼務ALTが1、学習指導支援補助講師2の17でございます。

平成25年5月1日現在の年齢別学齢前児童数は60、年平均10.0。最も多い年齢は2歳児で14、最も少ない年齢が4歳児の6となっております。ほとんど横ばいの児童数であるということが言えると思います。なお、今年度の複式学級は、2、3年生と5、6年生の2学級となっておりますが、学習指導の効果を高めるために町単独で小学校教諭の免許を持った非常勤講師2名を確保しまして学習支援補助講師として、学習指導の充実を図っております。

来年度は、その2学級が3、4年生の1学級になる予定でございます。これにつきましても、今年度と同様に、町単独で小学校教諭の免許を持った非常勤講師1名を確保する予定でございます。

最後に南条小学校ですけれども、学級数6、特別支援学級1、児童数69、学級平均児童数は11.5、最も多い学級は4年生の16、最も少ない学年は3年生、6年生の6。職員数は、校長、教頭、養護教諭、事務長、用務員各1、教諭9、兼務教諭が2、兼務ALTが1、17でございます。

平成25年5月1日現在の年齢別学齢前児童数は52、年平均8.67。最も多い年齢は3歳児、4歳児で11、最も少ない年齢がゼロ歳児、1歳児の7となっております。やや減少傾向にあるものの、しばらくの間は南条小学校は複式学級になることはありません。

以上のように、今後も3校とも児童数はやや減少傾向が見込まれますけれども、学習面、生活面や学校運営面でのメリットは大きいというふうに言えると思います。

特に、学校で最も重要な学習面、これにつきましては、児童一人一人に目が届きやすくきめ細かな指導が行いやすい、学校行事等において児童一人一人の個別の活動機会が設定しやすい、異学年交流もやりやすい、児童相互の人間関係が深まりやすいなどの利点がありまして、学校活動が充実する基盤になっているということが言えると思います。

しかし、児童が健やかに成長するためには、その成長段階に合った集団規模というものも必要だろうというふうに考えております。最初は家族から始まると思います。家族から始ま

って、地域の遊びの集団、保育園や幼稚園のグループ、そして小学校の小規模、中学校の中規模へと徐々に集団が広がります。その間に地域社会とのかかわりも体験しまして、自主的、主体的に生きることを学び身につけていくものだというふうに考えております。

したがって、小学校の学級児童数の確保は重要な教育環境の一つであるということは認識しておりますが、現在の学校施設を見ましても十分に使用できるものであります。また、来年度以降は、日吉小学校、南条小学校の体育館の改築も予定しております。現在の実態からしまして、即座に学校統合に向かっていくということは考えておりません。将来的に在籍児童数がさらに深刻になった場合、校舎改築などを迎えた時期には、地区住民の皆様の学校統合へのご意見やご理解をいただきながら、統合に関する検討委員会を立ち上げて協議することが得策であるというふうに考えております。

続きまして、2点目の小規模小学校を対象にした地域アンケート調査の実施でございますが、平成23年度に在籍児童の保護者を対象に意向調査を実施しました。在籍児童の保護者です。その結果、3小学校全体では反対意見が多く、学校ごとの集計では、2小学校は反対意見が多く、1小学校はやや賛成意見が多かったという、全体的には方向性が定まらないというような結果になったものでございます。

これらのことから、今後もアンケート調査をしながら地域の皆様の意向をお伺いしようというふうに考えております。

なお、前回のアンケート調査から約2年の経過でございますので、今しばらく時間をおいて、在校生の保護者に限らず、広く地域のご意見をいただくアンケート調査を実施してまいりたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、私からは山崎貞一議員ご質問の子ども・子育て3法による構想のうち、子ども・子育て支援策の基本的な考え方と、保育環境の現状と今後についてお答えいたします。

まず、子ども・子育て支援策の基本的な考え方の保育のニーズ調査の趣旨と内容についてでございますが、子ども・子育て支援法に基づき平成27年度から実施する子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、子育てや子育て支援に関する実態や要望等を把握するために実施する調査でございまして、調査対象は就学前児童の保護者約800名、小学校1年生か

ら4年生までの保護者約650名で、今月中旬に発送する予定となっております。

子ども・子育て会議の委員選任の基本的な考えと公表についてでございますが、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を審議することから、幅広い立場からのご意見を伺うため、学識経験者1名、関係団体に属する方3名、教育関係者2名、保育関係者6名、子供の保護者3名の合計15名の方に委嘱させていただき、この11月26日に第1回の子ども・子育て会議を開催したところでございます。

なお、公表につきましては、町行政の同様の委員会、団体等の兼ね合いもあることから、今後調整し検討させていただきたいと考えております。

次に、保育の必要度による保育量の格差問題についてでございますが、新制度では、保育の必要量に応じ、長時間保育、短時間保育を認定することとなります。当町の現状から、弾力的な運用が可能であれば格差問題はさほど発生しないものと考えておりますが、具体的な区分等の詳細につきましては、現在、国の子ども・子育て会議等で検討されておるところでございますので、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、保育環境の現状と今後の当町の保育行政の評価についてでございますが、当町には、町立保育所3園、私立保育園が5園あり、近隣市町に比べ保育料を低く設定し、待機児童もなく良質な保育を提供しているものと考えております。しかしながら、町立保育所につきましては利用者の減少傾向が続いており、今後の対応が課題になっておるところでございます。

次に、新制度に伴う保育料見直しの考えについてでございますが、当町の保育料は合併以降据え置いており、先ほど述べましたとおり、近隣市町、県内でも低い設定となっております。しかしながら、消費税の引き上げ、町の財政状況等から鑑み、新制度にとらわれず保育料の見直しを検討していかねばならないものと考えております。

以上でございます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、山崎議員からご質問の子ども・子育て関連3法による構想についてのうち、新たな法に基づく学童保育運営について、私からお答えさせていただきます。

議員ご存じのように、子ども・子育て関連3法により、学童保育事業にも大きく影響があ

ります。今回、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びにこれらの法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律によりまして、町で行っている放課後児童クラブの根拠でございます児童福祉法が改正されることとなりました。

改正前、現行法でございますが、児童クラブに関する条文としましては、児童福祉法第6条の3第2項に、この法律で放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が就労等により昼間家庭にいない者に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ると規定されておりましたが、関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、対象児童についておおむね10歳未満との年齢要件が削除され、よって、現行3年生までの対象が小学校6年生までの児童に拡大されることとなります。

この改正による対象児童の拡大により、当然利用希望者が増大することが予想され、町ではこれを重点課題として捉え、今後の児童クラブ施設の拡充をしなければならないこととなりました。

しかしながら、現時点では将来の利用希望人数が不透明であることから、その対応としまして、現在も行われております子ども・子育て支援事業計画策定に向けての調査、いわゆるニーズ調査により、潜在ニーズを加えた町全体の需要量を求め、その結果を子ども・子育て支援会議において利用定員等の審議を行い、適正規模の施設整備を子ども・子育て支援計画策定に含め、検討し実施すべきものと考えております。

つきましては、児童クラブ拡充は喫緊の課題として捉えておりますものの、具体的には今後子ども・子育て支援会議の中で検討、審議がされ、町はその結果を尊重し、子ども・子育て支援計画に盛り込み実施していくこととなりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、山崎議員からの子ども・子育て支援法関連事務の担当課に関するご質問について、私からお答えさせていただきます。

先般の9月定例議会におきまして、横芝光町子ども・子育て会議条例を福祉課所管として議案として提出させていただきましたとおり、子ども・子育て支援法関連事務の担当課につ

きましては、現在のところ福祉課であります。なお、児童福祉法に規定された放課後児童健全育成事業として行っている児童クラブ事業は、教育課が担当しております。

放課後児童健全育成事業につきましては、子ども・子育て支援法との関連がございますので、今後状況の変化などを踏まえまして、必要があれば担当課につきましても再検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） それでは、自席による質問をさせていただきます。

まず、子ども・子育て関連3法に関する質問でございますが、先ほど福祉課長からる説明いただきました。その中でも、保育ニーズの調査趣旨、内容については、お答えいただきましたのでおおむねわかりました。しかしながら、横芝光町の子ども・子育て会議の第1回目が施行され、そして保育のニーズ調査がこれから行われていくものでありますけれども、この保育のニーズ調査は、子ども・子育て支援として、家庭で何を期待しているのか。また、この期待に子ども・子育て支援を行う側が応えているか、制度を含めて提供する側に何が不足しているのかなどの把握が必要と思われまます。

そのようなことから、横芝光町の子ども・子育て会議に問題提起できる調査になるのかどうか、この辺のところの基本的な考え方を伺いたします。

○議長（伊藤罔樹君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） このたびの調査につきましては、国が定める必須の項目がございます。そうしたことで、調査の内容につきましては、国がある程度統一したもので行うということが基本的でございます。

それに加え、町が定める任意の要綱も定めてございます。そうしたものも含めまして、今現段階といたしましては、町としては保護者の皆様方のニーズを十分に取り込めるものだなということで、現在、これからニーズ調査を実施してまいるということでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） ただいま課長のほうからご答弁いただきましたが、新制度によりまます子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりましては、最大限有効的な保育のニーズ調査

を実施していただきまして、計画を十分最良として策定していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

新制度によります子ども・子育て会議の委員選出については、今回は、条例化が非常におくれたというか、遅かったというような表現がよかったのでしょうか、この辺はちょっと定かではございませんが、公募による委員選出というか、そういう選任ができなかったという事情はあると思います。今後は、2年任期がございますが、次期のときにはぜひ公募による委員の選出をお願いしたいと思いますが、この辺のところのお考えを伺います。

○議長（伊藤囀樹君） 實川福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 確かに、議員ご指摘のとおり、今回の組織の中では、公募による委員は含んでございません。山武管内の団体におきましては、東金市あたりは、たしか公募の委員を置いているというふうな話も聞いております。現段階といたしましては当町におきましては、先般ご可決いただいたこの条例の中に定めた委員で十分な意見の集約が図れるものと判断しておりますが、今後そのような形で公募の委員が必要であれば、条例改正も含めまして、また、議会の皆様にご支援いただきながら、その辺のところを検討してまいりたいと考えますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（伊藤囀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 委員の公表並びに公募については前向きに検討していただきたい、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、新制度では、保育の必要度による保育量の格差問題について、これは地方や地域に合った施策が最も大事であるというふうに認識しております。子ども・子育て関連3法では全ての子供が対象になっているというふうに思いますので、町民にとって使いやすい、よりよい制度づくりをお願いしたいと思います。

次に、保育環境の現状と今後についてであります。当町の保育行政の評価は、県下でも先進地と聞いておりますが、このような評価をされておりますことについて、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤囀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 保育行政につきましては、大きな福祉の一環として、やはり子ども・子育てをしやすい町、横芝光町にするためにも、できるだけ安い料金での保育ですとか、そういうものに努めていますし、いろんな部分でも極めて先進的に取り組んでいるものとして

自負しております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 今、町長からお答えいただきましたように、当町における保育行政は素晴らしいものだというふうに私も思っております。

そういう中で、町立保育園、3保育園ありますが、今後は、恐らく民間の評価のほうはかなり高いというか、その部分を占めていると思いますので、今後はその民間のすぐれたところを町の保育園がどのように取り入れるか、この辺の方策があればお聞かせ願いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 實川福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） ただいま町立保育園についてのご指摘というか、ご質問をいただいわけでございますが、町立保育園3園につきましては、入所児童数が年々減少しているということは、先ほども申したところでございますが、先ほど来ご質問いただいております、今年度から実施しますニーズ調査での保育需要の調査等を踏まえまして、今後の保育の定数等が把握されますので、調査結果に基づきまして、支援計画に沿って、その施策、今後の検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） まさに事業計画、これが一番大事だと思いますので、その辺のところは今後とも十分検討されて、よりよいものをお願いしたいと思います。

保育料については、先ほど課長から答弁をいただきましたが、恐らく県下では一番安いというふうに思います。その中で、新制度から料金を上げるというような方向の答弁をいただきました。この中で、公定価格と利用者負担、このことについてどのようにお考えになっているのか伺います。

○議長（伊藤罔樹君） 實川福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 保育料につきましては、議員もご存じのとおり国の徴収基準というものがございまして、それに基づきまして保育料を設定しているところでございます。先ほども申しましたが、新制度にとられることなくということで、保護者の負担に配慮しながら適正な保育料の設定に努めていくということで、今も考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） ここで佐藤町長に伺いたいと思います。

佐藤町長は日本一の福祉の町を目指す、これを公言されております。いろんな国の制度的な問題もあると思いますが、子ども・子育て支援策の町独自の助成策、そういう構想があるかどうか、また、これから考えていくということで、私たちのほうは希望するんですけども、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） この子ども・子育て支援については常に最善を尽くす、これが全てでございます。ですので、あえて今のやつをどういうふうにしようか云々ではなくて、例えば現行で動いているのが、横芝地域で私立の、民間の保育園が進出したいということであれば、町もそれに対して精いっぱいできる限りの支援をしていったり、そうした部分で個々に対応しながら最善を尽くしているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 保育環境整備につきましては、町長のお考えはわかりました。

今後、保育料の問題の内実についての、いろいろ財政的な問題があると思います。しかし、少子化対策の一環として、この辺のところも十分考えていただいて、極力料金の値上げを抑えていただくような方向でお願いしたいと思います。

次に、学童保育運営についてでございます。

学童保育の拡充の対策については、新制度では学童保育の対象が、先ほど課長から申されましたが6年生までになると、このように思います。このことから、現在の3カ所ある放課後児童クラブは、規模、場所、交通アクセスや運営方法など問題があると思います。このような点について、まだ先のあれだといいますが、あと1年3カ月くらいなんですね。ですから、大まかな構想があってしかるべきではないかと思いますが、全くないのか、少しあるのかという、その辺のところをご答弁いただければと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） 現有の3施設につきましては、現在飽和状態にございますので、放課後児童対策の拡充にあっては、施設を増設するということになるかというふうに考えています。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 運営に関する事なんですけれども、現在民間委託による事業化をしております。新制度による児童の受け入れ態勢について、今後どのように考えていかれるのか、これを伺います。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） 運営委託を民間事業者に行っていたとしても、町が設置者でございまして、指定管理をしない以外は、入所の可否決定というものは町が行うものになります。

なお、増設、施設がふえた場合に、もし民間で施設を設置した場合にあっては民立民営ということになりますので、その場合には設置者が入所の可否決定をするという受け入れになってくると思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 今ご回答いただきましたけれども、今の放課後児童クラブの現状は、民間委託で、効率や利益追求の影響なのか、職員が固定されずに経験のない人が別の職場から回されるということもあり、子供たちの職員との信頼関係が築けない、またはなじまない、なじめない、落ちつきがなく困っているという、こういう状態があるんですが、この辺のところのご認識、運営状況のご認識はございますか。また、あれば、この対策についてどのように今後考えていくのか、この辺のところをお尋ねします。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） 現在のところ、今のご質問のような問題は、公式には報告されておりませんでした。もし今もそのような問題があるとすれば、今回の児童クラブ運営の業者選定にあってはプロポーザル方式をとらせていただきましたので、業者さん側からの提案、それから、内容についてのプレゼンテーションを行いまして、複数の委員さん方に審査いただいた結果で業者選定をし契約させていただいておりますので、また、その際の仕様書には指導員の配置についても厳密にうたわれておりますことと、業者側からの提案、要は提案書の中では、指導員については業務遂行に支障のない者を採用し配置します。それと、万が一、新規採用の場合にあっては、ベテランをプラス1でつけて、そのベテラン指導員の指導を受けてから正式配置としますというふうに提案された結果をもって、業者選定をさせていただいておりますので、もしそれがそのとおりにっていないということであれば、即刻調査の上、改善を求めるといことをしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） プロポーザル方式、確かにそういうことだと思いますが、実は私は9月定例会でも少しの提案をさせていただきましたが、元来はこの町に生まれ育った子供たちをこの町で育てる、これが基本だと思うんですね。ですから、今後はぜひ以前、行政指導のもとにおいて学童保育の運営組織を元のシルバー人材センター、ここにおいてあったような組織の受け皿づくりが非常に大切ではないかというふうに思うんですが、この辺のお考えをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） 現在、民間企業にアウトソーシングという形をとらせていただいておりますが、これがそのまま生涯続くというのではなく、施設を拡充していくということの中では、今議員のご質問にありましたように、シルバー人材センターもそうですが、運営の方法について、直営でいくのか、シルバー人材センター、社会福祉法人、民間企業への委託方式でいくのか、いずれにしてもメリット、デメリットというものがそれぞれございますので、その辺は研究させていただきたいと考えています。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） その問題につきましては、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、子ども・子育て支援制度に基づく担当課の明確化についてであります。これは恐らく条例改正が必要になってきますので、いろんな面で時間が多少かかるというふうに認識しております。

そういう中で、一番大事なのは、この子ども・子育て支援の新制度の趣旨や社会保障と税の一体改革のもとで、福祉財源目的の要因が、2つの要因があるということを私は指摘したいんですけども、この中で、2つの課、福祉課と教育課、こういう窓口が2つあるような中では、非常に難しい、対応が難しいと思っておりますので、この窓口の一本化、これが非常に今後求められますし、できれば教育課から、私の提案ですが、福祉課への所管の課の部署を移動すべきではないか、移すべきではないかと、そのように考えております。

ご答弁はいいですから、私の要望なんです。今申し上げましたように、学童保育がさらに拡充されることから、縦割り行政の弊害をなくし、この2つの課の連携がさらに重要になってくると思っております。したがって、情報を共有した連携の強化を図った運営の充実をお願い

いたします。

また、横芝光町における教育、保育及び地域の子ども・子育て支援事業を展開するには、地方分権の制度上から、少子化対策の理念に基づき、積極的、安全性のみならず、幅広い分野において住民の発想に基づいた制度づくりが肝要と考えます。

子ども・子育て支援事業計画は平成26年度中に作成というふうになっております。今申し上げました観点から、支援計画事業の策定に当たり、15名の委員が約1年間にわたりかんかんがくがくの議論を重ねながら、横芝光町独自の特色ある子ども・子育て支援事業計画の作成を期待するものであります。

次に、少子化に伴う町内小規模3小学校の教育環境についての質問に入る前に、議長からお許しいただきましたので、配付した資料により確認をお願いしたいと思います。

質問の前に、資料を配付しておりますので、ちょっとごらんいただきたいと思います、先ほど教育長からご答弁いただきましたことと重複するところがあるかと思いますが、それを踏まえながら確認していただきたいと思います。

資料1は、町内各小学校の児童数の5年間の推移を表にしました。平成25年度の小規模学校の大総小学校と日吉小学校は59人、南条小学校は69人の児童数です。

資料2は、2枚目ですけれども、平成25年度の児童生徒数を表にしました。この表では、日吉小学校の2年、3年、先ほど教育長から答弁をいただきました、それと5年、6年生が複式学級の対象となっております。ちょっと小さくて申しわけないんですが。

資料3では、これが一番大事なところなんですけれども、ゼロ歳から5歳児人口の地区別、年別の推移です。平成25年では、大総地区と南条地区の51人、日吉地区は61となっております。この辺の今後の対応といいたいまいしょうか、いろんな面で考えていく必要があると、そのように思っております。

次に、この資料に基づきまして、小学校の再編成構想について質問いたします。

文科省のこれからの学校施設づくりの中では、学校の基本的条件を満たすための指標として、クラスがえが可能な1学年複数学級が確保できる12学級から18学級を適正規模と考えるようです。子供たちを中心に据えた学校教育を推進していくには、学校規模の適正化を図ることが極めて重要であり、学校規模の適正化の目標に向かって取り組んでいく必要があると思いますが、先ほどの教育長の答弁とは全くかみ合わない、こういうものですけれども、教育長のお考えを伺います。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤 明君） 学校規模の適正化が極めて重要であるということでございます。

ちょっとしつこいことを言って申しわけないんですが、法的な形から入らせていただきますと、財務省関連の法律からいいますと、公立小中学校の施設整備に関する国の補助金について定めた義務教育諸学校等の施設費の国庫負担法、これに関する法律施行令では、今山崎議員が言われたように適正な学校規模を12から18ということを決めております。

もう一点は、文部科学省関連では、学校教育法の施行規則、この第41条になろうかと思いますが、その中で12学級から18学級の規定は、適正という言葉は使っておりませんが、標準規定という形で決めております。なお、教育基本法のこれも、第16条だったと思いますが、この中で、地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策策定ということを書いておりますし、さらに、学習指導要領の総則があるわけですが、その総則の中でも児童の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態に応じてという文言としてあります。このことからしますと、地域の実態の重視というのがうかがえるのではないかなというような気がしております。

とりあえず、小規模校ということでもございましたので、千葉県内の小規模学校について私なりに調査させていただきました。山崎議員の地元であります南条小学校と比較して申しわけないんですが、南条小学校よりも小規模と言われる学校、これが千葉県下で64校あります。それから、児童数が100人未満、この学校数が112校ございます。それから、適正な規模と言われる12から18よりも下回る学校、11学級以下、これは千葉県下282校あります。ですから、適正な学級規模を達成している千葉県下の市町村は3市1町しかありません。あと残り50市町村は適正規模を達成していないという現状があるということ、とりあえず認識していただければありがたいなというふうに思います。

ですから、これが実質、適正化が極めて重要だということと直接関係はないわけですが、これらの現状も含めて、現時点での学校統合、先ほど壇上からも申し上げましたけれども、統合はとりあえずは考えていないと。しかし、将来的には、これらについて、学校統合はしないとか、検討もしないということではなくて、小規模学校のメリット・デメリット、当然あるわけです。それから、統合のメリット・デメリットもありますから、これらを研究しながら、今後の学級数の小規模、それから過小規模、あるいは児童数の減少見込み、それから、学校施設の先ほど申し上げました老朽度、これらについて地域の皆様のご意見を尊重して、多少時間はかかるかもしれませんが、総合的に判断を進めていきたいというものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 教育長が、調査したデータをご披瀝いただきました。しかしながら現実には、当然私が言うまでもございませぬが、今この小規模学校の現状が浮き彫りになっている、そういうものがあります。例えば、山武郡市小学校の横芝光、芝山球技大会、これが毎年開催されておりますね。男子はサッカー、女子はミニバスケットの競技が行われます。これは、4年生から6年生の児童が対象として行われる大会でございます。その中において参加できない小学校が2校ございます。私が今申すまでもございませぬが、それは大総小学校と日吉小学校の2校です。

このような現実がある中で、今、いろんなことを言われましたけれども、確かにいろんなことが考えられる、それはそうなんです、現実はこちらなっているということに対して、非常に私は寂しい気持ちを持つんです。ですから、その辺のところを教育長、どのようにお考えになっているのかお答え願います。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤 明君） 今、山崎議員が言われた学校が参加しないということについては、参加できないというかしていないというか、それは認識しております。南条小学校は参加しております。そういう現状があります。

この大会につきましては、私も直接関係していたものですから、千葉県小中学校体育連盟というのがありまして、その中の山武支部というのがあります。そこで私も直接、長ということでやっていたわけですがけれども、山武郡市の小学校大会というのは、陸上競技大会、それから、体操競技会、それと今ご指摘の球技大会。球技大会につきましては、男子がサッカー、女子がミニバスと。この競技については、ここ40年ぐらい、私の若いころからずっと継続しておりますので、やっております。陸上大会とか球技大会につきましては、横芝光芝山ブロックが予選会になります。この予選会を通過した児童が本大会、つまり山武郡市の大会へ参加するという形になります。それから、体操大会につきましては、これは予選会がございません。ですので、これにつきましては直接郡市大会のほうに参加ができるというものでございます。

そのご指摘のミニバスケ、これにつきましては、クォーター制という制度をとっております。4クォーター。4クォーターの中で、3クォーターまでに児童生徒、選手を10名使わなければならないというものでございます。

それから、サッカーにつきましては、11人の選手、児童が、前半・後半でゲームに臨むと

ということになります。ですので、児童数が少ない学校に対しての配慮は現在されておらないということではなくて、一部されております。つまり、学校規模が小さいところにつきましては、4年生以上参加しても差し支えはないと。4年生以上というか、4年生でも、5年生でも、6年生でも参加する場合には使用させることが許可されておりますので、山武支部、小中学校体育連盟の山武支部が配慮しているということがご理解いただけるのではないかとこのように思います。

そこで、3種目参加するか、1大会参加するのか、2大会に限るのかということにつきましては、その参加、不参加は、各学校並びに学校長の範囲にあると、これをご理解いただきたいんです。ある学校では、個人種目である陸上競技大会に大いに参加しまして、結果をおさめるとか、体操大会はチームないし個人の参加が認められておりますので、学校を挙げての応援態勢を組んでいると。ですから、これらの学校がどの大会に参加するかは学校長の判断で、それらができるといふものでございます。

ですので、それらからしますと、小規模学校の中で、学校の独自性を生かす場合、特性を生かす場合、全種目参加できるかどうかというものについては、これはなかなか難しいという判断をした場合には、1種目、その中でも本校としてはどのような種目がいいかということとは当然その時点で考えなければならないし、考えた中でより教育的に効果の高いものと認めたものについては、学校長の判断ないしは学校の判断でその種目に参加するという形が現在とられている形だろうというふうに思います。

ですので、大きい学校だからといって、3種目参加必ずしなければならないとか、小さいから1種目に限るとかという規定はございません。ただ、学校の判断として、山崎議員が指摘のように、子供たちにとってマイナスではないかというようなご指摘があった場合には、その学校としての判断が重要視されるということをご理解いただければありがたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） もう時間がございませんので、町長に伺いたいこともあったんですけども、先ほど齋藤議員からの質問の中でも、政治が教育に関与することはいかなるものかというようなこともございました。しかしながら、やはり将来を担っていただける子供たちでありますので、今後は統廃合を十分検討していただきながら、教育行政のあり方について、二、三年の話じゃなくて5年、10年、20年のスパンで、少子化のこともありますけれども、そういうところまで今からやっていかないと非常に難しいところがあると思います。

ですから、今後この問題については、真正面から将来の地域や町や日本の国を担ってくれる子供たちのために将来ビジョンを位置づけたしっかりした検討をしていただき、大いにこの町に残っていただく子供たちをみんなで育てていきたい、そのように考えておりますので、ぜひ教育行政の一環として、すばらしい展開をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤圀樹君） 以上で山崎貞一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は午後1時ちょうどといたします。

（午後 0時15分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（伊藤圀樹君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔9番議員 川島富士子君登壇〕

○9番（川島富士子君） 公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

本年、国の借金がついに1,000兆円の大台を突破してしまいました。税収は、1990年を境に減少する一方、社会保障関係費を補う赤字国債発行額が増加し、負債が資産を上回る債務超過の状態です。過疎化と人口減少が進む中で、我が町への悪影響は深刻であると考えます。本格的に景気を浮揚させ、税収をふやさなければなりません。同時に、血税が適切に使われるよう、財政の実態を明かにする必要があります。

厳しい財政状況が続く中ではありますが、魅力的な地域社会を創出するためにも、行政のさらなる努力にご期待申し上げ質問に入ります。町長を初め当局の皆様の誠意ある答弁をお願い申し上げます。

初めに、安全で安心なまちづくりについて2点お伺いいたします。

1点目として防災士の育成について伺います。

あの3・11以降、相次ぐ自然災害と向かい合ってきた中で、命のとうとさ、安全安心への

切実な願いを再確認せずにはいられません。今後、大規模な地震が起こることが予想されている中、備えを万全にするため、対策を講じなければなりません。

防災に対する町民の自助・共助の意識を大きく高めるための一案として防災士の育成が欠かせないものと考えます。地域における自主防災も推進されていますが、まだまだ十分という状況ではありません。以前にも取り上げた防災士ですが、非常に有効と強く思うところがあります。行政、いわゆる公助に頼るには限界があります。防災士の育成を推進していくことは、災害への事前、事後の家庭単位での取り組みが充実し、やがて地域職場に広がり、防災意識の高まりを促し、町民による救命力の向上につながっていくものと考えます。

そこで、本町の防災士の育成についてどのようなお考えをお持ちなのか、改めて伺うものであります。

2点目として、スズメバチの巣駆除支援について伺います。

夏から秋にかけてよく話題となる蜂の巣ですが、ことしの夏は猛暑であり、蜂の活動が活発になり、私のところにも相談が寄せられました。軒下にスズメバチの巣ができて危なくて窓もあけられないとか、家庭菜園をしている畑の横の木にスズメバチの巣ができて近寄れないとか、あるご婦人は、夏になるとスズメバチが盛んに飛ぶようになるので、小学生のお子さんを家の外に出して遊ばせないと言われていました。その児童は以前にスズメバチに刺され、そのとき診断医から今度ハチに刺されたら命にかかわると言われたからだそうです。

ハチによる被害を防ぐには、やはり巣の除去が一番であると思います。そこで、特に注意が必要なスズメバチの注意喚起と巣駆除支援についてのお考えをお聞かせ願います。

次に、優しさあふれるまちづくりについて、2点お伺いいたします。

1点目として、双生児等家庭の実情と支援について伺います。

近年、不妊治療の普及などに伴って、全国的に双子、三つ子を初めとする多胎児出産が増加しています。

さて、双生児等の子育ては、通常の2倍以上の負担が伴います。ミルク代も保育料も入学準備費用も2倍以上必要となります。経済的な問題だけでなく、メンタルでも睡眠不足や育児ノイローゼなどの不安が募ります。町としても、双生児等、いわゆる多胎児の子育てサポート対策として、養育上で多胎児家庭支援を導入するお考えはないか、実態とあわせてお答え願います。

2点目として、がん検診受診率アップへのコール・リコール推進について伺います。

がんの予防には早期発見が不可欠です。また、がんの死亡率を減少させるには、有効な検

診を正しく行うことが必要です。健康管理課においては、日ごろからあらゆる機会を通じて検診受診の重要性を呼びかけていただいているところではありますが、国が掲げる50%の目標達成にはまだまだほど遠いと考えます。検診受診率が十分に伸びないならば、検診受診率を助長させる新たな制度を導入すべきではないでしょうか。例えば、コール・リコール、いわゆる個別受診勧奨制度の導入であります。無償クーポンなどで検診案内した人が受診しない場合、手紙や電話などで改めて踏み込んだ案内をする仕組みであり、効果は大きいと言われております。イギリスでは、この制度を導入して、40%だった受診率が80%を上回ったそうでありまして。

そこで、検診受診率を向上させるためには、検診無料クーポンの効果に加え、新たな対策として、住民台帳などを利用したコール・リコールの強化に取り組むべきと思いますが、当局のご所見をお尋ねいたします。

最後に、行財政改革推進のまちづくりについて4点お伺いいたします。

1点目として、職員による改善提案制度の現状について伺います。

財政再建に向け、しっかりとした財政基盤の確立とより効率的な自治体経営を目指し、行革のアクセルを今こそ強く踏み込むときであろうと考えます。その上で、小さな改善の積み重ねが大切であり、職場及び地域を一番よく知っている職員から幅広く改善提案を受け、やがては上昇気流を生み、改革のスピードを押し上げていくと確信するものであります。

提案の現状と報奨制度を実施できないかお尋ねいたします。

2点目として公共施設のあり方及び事業検証の実情と事業仕分けの導入について伺います。

結党以来公明党は、クリーンな政治、税金の無駄使い一掃、透明な行政の実現に全力で取り組んできました。国民目線に立ち、しがらみのない党だからこそ実現できた実績がたくさんございます。

その中の一つに事業仕分けがございます。前民主党政権が声高に叫んできましたが、実は公明党が元祖なのです。2006年成立の行政改革推進法に盛り込まれ、例えば特別会計改革を行い、2006年度からの3年間で、積立金、剰余金から約27兆円を捻出して一般会計に繰り入れるなど、財政健全化に活用されました。民主党政権時のように、財源捻出を直接目的とした事業の廃止や経費節減ありきの議論だけでは、町民の理解は得られないものと考えます。

同時に、事業仕分けの効果もなく、理念なきばらまきの予算案となってもいけません。目的と検証方法が大事ではなかろうかと思えます。

いずれにいたしましても、今後の公共施設のあり方を考えるとき、老朽化の問題があり、

一方、人口減少の問題も避けて通れません。人口減少は施設の利用率を引き下げます。

以上に鑑み、公有財産、公有資産の利用と売却を含めた今後のあり方、事業検証の実情と事業仕分けの導入について、当局のご見解をお聞かせください。

3点目として、広告収入のさらなる取り組みについて伺います。

活路の一つに広告掲載収入がございます。制作や印刷にかかる費用を広告収入で賄う狙いがあります。既に本町でも、ホームページや広報で広告収入事業を展開していることは周知の事実ですが、さらに、封筒、ごみ袋、バス等の車両など、大は公共施設から、小は町のパンフレットに至るまで、小さな本町といえども広告収入を拡大する余地は大いにあると考えます。

そこで、公共制や品格を損なわないことを条件に積極的に拡大されるよう提案いたしますが、いかがでしょうか。

4点目として、医療費の適正化に伴うレセプト・健康情報等を活用したデータヘルスの推進について伺います。

本年6月に閣議決定された日本最高戦略において、国民の健康寿命の延伸というテーマの中で、予防、健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、データヘルス計画の策定が盛り込まれています。まずは、全ての健康保険組合がデータヘルス計画を策定し、27年度から実施することを目標に、今年度中に健康保健法に基づく保健事業の実施等に関する指針を改正することにしています。それとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進することにしています。

データヘルスとは、医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業のことであり、レセプト、診療報酬明細、健康診断情報等を活用し、意識づけ、保健事業受診勧奨などの保健事業を効果的に実施していくための作成をするのがデータヘルス計画であります。厚労省は、来年度予算概算要求において、健保組合等におけるデータヘルス計画の作成や事業の立ち上げを支援し、また、市町村国保等が同様の取り組みを行うことを推進するための予算として97億円を計上しました。平成25年度当初予算が2.9億円なので、力を入れぐあいがあるというものです。データヘルスは、今後の重点分野の一つであると言えます。本町においても積極的にデータヘルスを導入することによって、医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとってメリットとなります。

そこで、今後の重要課題として、データヘルスの導入についてご検討いただき、ぜひ積極的に取り組むべきと考えますが、当局のご所見をお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔9番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、川島富士子議員の安全で安心なまちづくりについてご回答させていただきます。

まず、初めに1点目の防災士の育成についてでございますが、防災士につきましては、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力の向上が期待され、かつそのために十分な意識、知識、技能を有し、NPO法人日本防災士機構が認定した方をいいます。防災士の役割といたしましては、災害時の公的支援が到達するまでの災害の拡大の軽減、被害者の支援活動、防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練などがございます。防災士の資格取得には、日本防災士機構が定めましたカリキュラムを履修し、資格試験に合格する必要がございます。ある程度の期間と受講料、それから試験料などがかかります。おおむね6万1,000円程度だと思われれます。

町では今後、地域防災組織の育成とあわせて防災士の育成についても検討してまいりたいと思います。

次に、安全で安心なまちづくりの2点目のスズメバチの巣駆除支援についてお答えいたします。

スズメバチや巣の駆除につきましては、環境防災課で住民の方からの問い合わせや相談に応じておりますが、自宅や近所で発生する蜂を含む害虫防除と駆除等は、土地や建物の所有者または管理者のみずからの責任におきまして処理していただいているところでございます。

今後とも住民の皆様のご理解をいただきながら、それぞれ個人で対応いただけるようご説明した上で、専門の業者等をご紹介させていただければと考えております。

以上でございます。

〔環境防災課長 堀越健一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） 私からは、川島富士子議員ご質問の、優しさあふれるまちづくりについての双生児等家庭の実情と支援についてお答えいたします。

当町で出生しました多胎児のうち双子の数は、平成23年度はゼロ、平成24年度は4組、平

成25年度は、現在までのところ2組となっております。なお、三つ子以上の方はおりません。

現在のところ、多胎児家庭への支援に関する施策はございませんが、少子化の中、安心して子供を産み育てることができるよう、さまざまなニーズに対応した施策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 健康管理課長。

〔健康管理課長 早川典男君登壇〕

○健康管理課長（早川典男君） それでは、がん検診受診率アップへのコール・リコール推進についてのご質問にお答えいたします。

コール・リコールとは検診受診率向上対策の一つであり、個別に勧奨を行ったり、未受診者に対して再度受診勧奨を行うことであり、ことし5月に行われた厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会では、このコール・リコールを推進することなどを盛り込む方針が確認されたところであります。

当町での受診勧奨につきましては、広報紙や特定健康診査とあわせて全世帯にお知らせを通知しているほか、行政総務委員、民生委員、児童委員、老人クラブ等の各種会議を初め、学校、保育所などの保護者集会、地区健康教育などの場で啓発活動を実施しております。

議員ご質問の個別勧奨、コールとしては、特定の年齢の方を対象に無料クーポンを発行して行う乳がん、子宮がん、大腸がん検診がございます。また、未受診者に対する再度受診勧奨、リコールについては、東陽病院で個別検診を行っている子宮がん検診のみ実施しているところでございます。

コール・リコール制度は、ほかの自治体でも成果を上げているところもあり、今後手法等について研究してまいりたいと思います。いずれにいたしましても、当町におけるがんの死亡率は、千葉県や山武郡市管内と比較しましても高い状況でございます。検診による早期発見、早期治療ががんによる死亡者の減少や医療費の抑制につながるように、受診勧奨や啓発活動を行ってまいります。

以上でございます。

〔健康管理課長 早川典男君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、川島議員からの職員提案制度に関するご質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

職員提案制度につきましては、行政事務の実情をよく知る職員から広く町政に関する事務事業の改善、提案を求めるもので、事務能率の向上、職員の意欲向上、活力ある職場環境づくりなどに資する意義ある制度であります。当町では、平成19年1月に職員提案制度実施規定を制定しております。規定に基づく提案件数は、現在までで3件でございますが、実績としては少ないものと感じております。制度導入以降、既に年数も経過しておりますので、職員に対して制度の周知を改めて行いまして、積極的に建設的な提案を促してまいりたいと考えております。

なお、職員提案制度とは異なりますが、同様の目的で、町長から課長職全員に対して施策提言を求めたり、特別職と若手、中堅職員が少人数で意見交換できる場を定期的に設ける等してきておりまして、今後も職員の意見を町政に反映できるよう、さまざまな工夫をしてまいりたいと考えております。

続きまして、行財政改革推進のまちづくりについてというご質問のうち広告収入のさらなる取り組みについてにお答えをいたします。

広告収入についてでございますが、当町では、税外収入の増収策として、先ほどございましたようにホームページや広報紙等に広告枠を設け取り組んでいるところであります。また、役所で使用する封筒の企業広告の掲載についても、導入に向けまして、その掲載方法あるいは基準等について検討しているところでございます。

さらなる取り組みということでございますが、新たな財源の確保、また、経費節減を図るため、町が保有する各種の財産を広告媒体といたしまして活用することは有効であるというように考えておりますので、地方公共団体としての中立性や公平性を考慮し、企業や商店等が広告を掲載することに魅力を感じ、その活動を支援できるような広告媒体を、今後も研究、検討してまいりたいというように存じております。

以上でございます。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 川島富士子議員からご質問がありました大綱3点目のうち、公共施設のあり方及び事業検証の実情と事業仕分けの導入についてお答えいたします。

老朽化した公共施設につきましては、使用頻度や重要度を十分検討した上で、必要な施設は、現下の厳しい財政状況であっても修繕工事を施し維持し、長寿命化を図らなければなりません。一方で、人口減少や利用者のニーズの多様化、社会環境の変化等を考慮し、統合または廃止する施設を厳しい目で選択する必要があると考えております。また、遊休資産につきましては、今後の利活用を慎重に見きわめ、活用の見込みのない土地については、歳入確保の観点からも売却を検討しております。

次に、事業検証の実情と事業仕分けの導入についてであります。第2期横芝光町行政改革大綱、いわゆる集中改革プランでは、事務事業評価制度の導入として位置づけているところであります。

基本的には、行政が行う施策や事務事業について、町民の視点に立ってその効率性や必要性などを評価し、その評価結果を予算編成や企画立案等に生かすことで、より効果的で効率的な行財政運営を目指すこととし、平成26年度の正式導入を目標に、現在試行実施しているところであります。平成22年度から今年度まで新年度予算要求にかかるサマーレビューとあわせまして、各課ヒアリング等を実施し、評価シートの完成度の向上と職員の意識の高揚を図ってまいりました。今後は、平成26年度からの正式導入に向けまして、制度化等の準備を進めていくこととしております。

このように、行財政改革推進のまちづくりに向け、事務事業評価制度が有効に機能するよう努めてまいり所存でありまして、事業仕分けにつきましては、導入の効果や手法等も含め、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

以上です。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） 川島議員からの医療費の適正化並びにデータヘルスの推進に関するご質問についてお答えいたします。

6月議会での齋藤議員からのご質問にもお答えいたしましたが、国民健康保険事業の運営については、高齢化の急速な進展や医療技術の高度化等によって医療費が年々増加する一方で、被保険者は高齢者や無職の方など低所得者層の割合が多いという構造的な問題を抱えていることなどから、全国的に厳しい状況に置かれており、当横芝光町もその例外ではありません。

医療費の適正化、特に医療費抑制対策についてはここ数年来の大きな課題であり、当町では、特定健診・特定保健指導の充実を初め、生活習慣病の予防や治療など健康問題について助言、指導し、病気の早期発見に役立つ人間ドックの受診促進のほか、水中ウォーキング教室など健康づくり事業の推進等を行ってまいりました。

さらに、今年度はジェネリック医薬品の普及促進を図るため、去る8月26日に先発医薬品からジェネリック医薬品にかえた場合、一定金額以上の自己負担差額の出る725名の被保険者に対し、自己負担差額のお知らせ案内を発送したところであります。

このほか、特定健診などで指摘事項のあった方などのその後の状況をレセプト等を活用して調査し、治療していないようであれば受診勧奨を行うほか、糖尿病予備軍の方などに対しては、糖尿病になる前に生活改善ができるよう、食生活や運動等の保健指導をすることで、腎不全などの大きな病気を減らせるものと考えております。特に、人工透析をされる方については、ご本人の精神的、肉体的負担はもとより、国保会計の運営上においても大きな負担となっているのが現状で、このような方々を少しでも減らしていくことが町における重要な健康増進活動の一つであり、これらの対策がひいては医療費の適正化にもつながっていくものと思っております。そして、これも川島議員が提唱されますデータヘルス推進の一つではないかと認識しております。

なお、データヘルスに関する県からの連絡等については、11月下旬に送付された平成26年度に向けた保健指導をめぐる動きについてという資料の中に一部記載されておりますが、具体的な内容はまだ把握はしておりません。

このほか、テレビ、新聞などのマスコミ情報を見ると、来年度からは全保険者組合でレセプトや個人の健康情報等を活用したデータヘルスの推進を図っていくことが義務化されるようでありますので、それらの通知があった段階で計画策定等をしてまいり所存であります。

先ほども、全国的に厳しい状況に置かれている国保運営についての話をさせていただきましたが、幸いにも当町における今年度前期の運営状況は比較的安定したものとなっておりますので、参考までにその概要を述べさせていただきます。

10月末現在の状況であります。医療費については昨年度同期と比較して3.8%、金額ベースで5,600万円程度減少しております。また、国保財政の健全運営のために必要なもう一つの大きな要因であります国保税の収納状況についても0.17%と若干ではありますが上昇しており、今年度前期の国保会計は健全な運営がなされているものと認識しております。

しかしながら、医療費については、いつ、どこで大きな支出があるのかが不透明な部分も

多々ありますので、引き続き健康管理課や税務課など関係する各課と協力いたしながら、国保財政の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、初めに防災士の育成についてでございますけれども、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思っております。

その前に前段といたしまして、これは提案でございますが、昨年、山武市でNPOの県の防災士会が、千葉県支部のほうで講師としてお招きし、防災士の育成についてというセミナーの開催をされたということ伺いました。本町でもまずそのところからお取り組みいただけないか、お考えいただけないか伺いさせていただきます。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） セミナーの実施ということでございますが、実は川島議員から前にご提案いただきました出前講座、これの実施を今年度からしておりまして、既に今年度、防災関係の出前講座を2回ほど開かせていただきました。

今後また、今ご提案いただきましたセミナーの実施についても検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひよろしく願いしたいと思っております。

参考までに、愛媛県の松山市では、一番身近なところで防災活動が行える自主防災組織の結成促進のために防災士の育成に力を注いでいるということもありますし、また、助成事業をしているところも全国にはございますので、研究していただきたいというふうに思います。

次に、スズメバチの巣駆除支援についてでございますが、本来でしたら助成事業として助成制度を導入していただきたいところでもありますけれども、財政難ということも重々承知しているところでもありますので、せめて駆除用の防護服、これは1着5万円から10万円程度するというふうに、調べましたらありました。それを町のほうで購入して、町民に貸し出す制度を導入してはいかがかと思っておりますが、ご見解を伺います。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） そういった防護服を貸し出している市町村があることは存じ

上げております。しかしながら、実際にやられる方の技術的なものもございまして、もしそれを使って、町から借りたということで、ご本人がスズメバチの巣を駆除して実際に刺されてしまったという場合のことも考えますと、安易にちょっと導入を検討するというのは、即ご回答は今できないと考えております。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 防護服ですので、刺されないための服ではないかなというふうに思いますけれども、そのところも含めて本来は助成制度を導入していただきたいところでありまして、ご検討いただきたいと思っておりますし、またぜひ機会あるごとに、夏の前にホームページや広報で注意喚起を明記した記事等もお考えいただきたいというふうに思います。

次に、双生児等家庭の実情と支援についてでございますけれども、先ほど課長のほうから、双子が町内に6組いらっしゃるというふうに伺いました。これは回答は要りませんけれども、双子の家庭は経済的に本当に大変、また精神的にも本当に大変だと、また出産も、妊娠中毒症とか合併症、そういう発症度が高くなったり危険が伴いますし、いろんな面で経済負担があるということをお考えいただきながら、今後、また優しい施策を考えていっていただきたいというふうに思います。

次に、コール・リコールの推進についてでございますけれども、本当に職員の皆さん、あらゆる機会を通じて、がん検診の重要性をお訴えいただいているのは、私も承知している一人であると思っております。しかし、マンパワー不足と承知している部分もございまして、何とか知恵を振り絞って真剣に考えて、住民の命を守ってほしいというふうに思うところがありますけれども、現状の職員数の中で、ほかの仕事をしながら町民や医療機関などからの問い合わせを受けたり、それに忙殺されるということが多々あると思っております。

そこで、電話対応業務を外部委託してはいかがでしょうか。このようにやって成功している自治体が東京のほうにございます。事務作業を効率化でき、さらに回答をマニュアル化すれば十分な対応を図ることができます。この事業を取り入れている自治体では、医師会との折衝など電話対応以外の業務に時間をとることができ、業務もスムーズに進めることができるようになりましたと話されております。業務委託に当たっては、国の緊急雇用創出基金からの助成を活用しているそうであります。複雑な質問、専門知識が必要な質問に対しては、委託職員からのメモをもとに、職員が後ほど対応して正確な情報を伝えたり、委託職員が町の職員から回答を得て相談者に伝えているそうであります。まさに仕事の効率化と行政サービスの向上の両立ができると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 早川健康管理課長。

○健康管理課長（早川典男君） 議員ご提案の外部発注ですか、検討してみたいと思います。

しかしながら、例えば個別勧奨にいたしましても、今現在当町でできるのが子宮頸がん、東陽病院でやっておりますこれだけでございます。ほかの乳がんですとか大腸がんについては、再勧奨しても、もう既に集団検診が終わった場合にはできない、そういった部分もございます。導入に当たっては、今後慎重に検討してまいりたいと、かように考えております。以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 乳がん、子宮がん、クーポンをお配りして、来なかった方にまた再度リコールするという事は考えられると思いますし、またそれが大事だというふうに思いますし、来年度から2年間かけ、無料で受診できる方針を厚労省が決めたわけですから、それは、課長、ご存じでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 早川健康管理課長。

○健康管理課長（早川典男君） 詳細には存じ上げておりません。しかしながら、乳がんにつきましては、マンモグラフィ、これについては千葉県民予防財団、そちらのほうまで行くか、あるいは県内の受診機関、医療機関、そういうレントゲン技師であるとか医師がそろっているところでないとう診できないということもございますので、その辺からまとめていかなければ、再勧奨、リコールにはつながっていかないのかなと、そのように考えております。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 通達が来ようかと思っておりますけれども、この5年間で無料クーポンを配布された方のうちで検診を受けなかった方がさらに2年間延長されて受けられる、そういった方針を厚労省が決めたそうでもありますので、なぜこのところに力を入れてお訴えするかといえば、国民の2人に1人ががんになる時代、3人に1人ががんで亡くなる時代というふうに、国民的な問題でありますし、町長が日ごろから福祉日本一とおっしゃっております、さっき午前中に山崎議員から出ましたけれども、本当に細部にわたって、町民の皆さんの命を守るためにご研究いただいて、専門の先生がコール・リコールを実施しないと、もう催促をしないと、これ以上受診率を上げることは難しいとおっしゃっているわけなんです。ですから、来てくださいというふうに電話でやるのが一番受診率を上げることだと、そういった講演もございました。ぜひ13年度の補正予算に、国はこの新事業を盛り込む意向ということをお伺いしておりますので、2016年度末までに受診率50%達成、うちの町だけが漏れるよう

なことがないようにしっかりと、このコール・リコール導入に向けて、ご研究また検討していただきたいと思いますが、ご決意を伺いたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 早川健康管理課長。

○健康管理課長（早川典男君） 厚生労働省のそういう方針は十分承知しております。今後研究して、取り組めるように努力してまいりたいと、かように考えております。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 次に、職員による改善提案の現状でございますけれども、3件というふうに伺いました。非常に少ない数で、ちょっと寂しい限りであります。

ぜひここで町長に一言ご決意を伺いたいと思います。愛町精神で、こうしたほうが良いということをごんごん言ってこななければいけない話であります。また、職員が希望を持って言える、また、職場の職員のやる気を引き出す環境づくりを、町長、リーダーがやっていくことが大事でなかろうかと強く思うところであります。人材こそが最大の資源であり、組織の活性化と人材育成のため、知恵を絞り、提案制度の充実に努めていただきたいと思います。

日ごろから職員の皆さんと懇談をされ、いろいろ提案、ご意見を伺っていることは承知しておりますけれども、せっかくなつくった制度でありますので、もっと忌憚なく職員の皆さんができるように、私は、図書券500円、最高にいいものは500円、いいものは300円とか、そういうふうにやっている自治体もありますので、岐阜県とか、あと東京の稲城市ですか、やっているところもありますので、こういうところもまた研究されて、とにかく職員の皆さんのすばらしい知恵が最大限に町民の皆さんのために活用できるように、町長、一言、ご決意をお願いします。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今も総務課長からも答弁がありましたとおり、川島議員からもお話がありましたとおり、課長職から全部提言を今まとめているところでありますけれども、そういうようなところで、文書でそれは出していただきました。

また、今、大体ですけれども毎週月曜日の朝、三役会議の後、4人ずつの職員を町長室に呼んで、町長、副町長、教育長と、総務課長と8人で懇談をしております。この3カ月ぐらい前から、何か意見、提言はないかというような、文章を書いていただいて、人それぞれ言いたいこと、ふだん疑問に思っていること、また、こうしたらいいのではないかというほんの、ほとんど今議員がおっしゃられた趣旨のものが挙げられております。それに、目のつけどころのいい職員については、特別な云々というのはやっておりますけれども、これから

もそれは、ぜひ続けたいなと思っておりますし、制度ありきではなくて、やはり余り職員から上に具申するということの難しさの中で、私どものほうから職員一人一人に声をかけて、何か気がついたことないか、いい方法はないか、例えば、これから極めて厳しい財政状況の中で、何か減らせるものはないかというように、一人一人に聞いている状況でございます。

だから、その制度を大事にするという問題じゃなくて、やはり実をとっていきたいなという部分をご理解いただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） トヨタ自動車がたくさんの改善提案で進んできたという、そういうのも何かで見たことがありますし、せっかくつくった制度というのも、それなりの判断のもとにできたというふうに思いますので、大事にさせていただきたいというふうに思います。

次に、公共施設のあり方及び事業検証実情、事業仕分けでございますけれども、誰しも、ちょっとうちの町は大丈夫かというふうに思ったのではないかと思います。先日、11月18日付の千葉日報一面において、千葉経済センター調査の県内市町村10年後予測とあり、10団体赤字転落へという記事を見るにつけ、続く記事に目が走りました。本町の実情と見解を教えてください。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 議員ご指摘の新聞記事、私も拝見いたしました。私だけでなくうちの財政班全てその記事を読みました。あの記事は、議員もごらんいただいたように、特定の市町村名は記入してございませんでしたが、記事の総体的な取りまとめとしても、東京に近いほうはそうでもないんだけど、遠い、私ども山武、海匝あるいは南房総、その周辺、中心部から遠くなればなるエリアの市町村ほどそういう総合研究所の予測ということでございますが、厳しい財政状況だということでございます。

そういう新聞記事の指摘をまつまでもなく、この横芝光町の財政状況の厳しさということは、例えば9月の全員協議会でも財政予測という形でお示したところでもございますし、その辺については十分承知しておりますし、承知しているだけでなく、その対策等についても、またこの後ご説明する機会がございますが、具体的に方針、全課を挙げての取り組み、そういったものも私ども企画財政課から発信することによって、全庁で取り組むような具体的な動きも始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 本題からちょっとそれるかもしれませんが、今後大事な焦点は、我が町の、その道プロの副町長もおりますけれども、財政の実態を明らかにする見える化、いわゆる公会計制度改革がどれだけ進んでいくかということが非常に重要になるかなというふうに思っております。納税者の信頼も生みますし、また無駄な支出も見つけやすくなるということで、今後大事な視点ではないかというふうに思います。

ちょっとそれると思いますが、課長から答弁いただきました事務事業評価制度、平成26年度から導入ということで、本当に期待しているところでありますが、税金を預かって使うまでの間の運用の実情というのは、その間、ふやすことができないのかなという素人ながら単純に思うところではありますが、その辺のところをご説明願えますでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 大事なお預かりした税金の運用というようなお質問でございました。私が回答するのが適切かどうかでございしますが、町民の方から貴重な税金をお預かりする、そのほかに地方交付税というような形、あるいは国・県からの補助金、交付金、もろもろのものが町の歳入として、それぞれの事業に充てるということでございます。その中に、運用というような要素も当然それはあるわけでございますが、例えばそれは基金、いろいろ各種十幾つの基金を、それぞれの目的に応じた基金を持っております。その基金の運用等については、一番有利な形での運用、これは直接は出納室で所管しているところでございますが、そういったことで財政の管理という大きな面からは、財政としても十分承知しているところでございますが、ご質問に対してそれがどのように運用をというようなことについては詳細なお答えはできませんが、また、その運用ができる幅も少ないといえますか、入ってきたものをその年度にその本来の目的の、事業のために使うということが大きなお金の流れになっている。その一方で、一部、一部といえますか運用する部分もありますが、それについては今後も最大、一番有利な方法で運用するという基本的な方針は変わらず取り組んでいくということになろうかと思っております。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 時間もだんだんなくなってまいりましたので、次の広告収入に移りたいと思います。

住民課長にご提案なんですけど、東京都葛飾区では、法的に問題がないことを確認した上で、国保納税書等の裏に企業広告を載せ、広告料収入で納付書印刷費の約半分を賄っておられる

そうであります。ぜひこういうところもご検討いただきたいというふうに思います。

それと、株式会社サイネックスとの提携により、本町では平成23年4月1日から、暮らしの便利帳、これは広告収入でつくっていただいた便利帳であります。私もばらばらと見ましたけれども、前町長のままでありますし、6カ所くらいもう既に内容が変わっているんでなかろうかというふうに思うところが見つかりました。

これも広告収入でつくったという経緯もございますし、また山武市では、やはりこのサイネックスとの提携により、子育てハンドブック、これを平成23年度4月に発行しております。中身を見たらすばらしいんです。こういうのもご検討いただきたいといます。子育てハンドブック「元気いっぱい！！さんむの子」というふうにあります64ページ物ですけれども、子育て支援として私立保育園や小児科等、また、各種医院、薬店、薬局、習い塾など広告があり、非常にこういうのを見て、若いお母さんたちが、効果も大だというふうに思いますので、ぜひこういうのもご検討いただきたいといますし、また、この暮らしの便利帳、これもまたさらに、企業は今大変な状況だと思えますけれども、内容も大分変わっているところをお見かけしますので、ご検討いただきたいといます。これは答弁は結構です。

あと、電柱の道路占用状況。東電とNTTと町に何本あって、占用料は何万円という、そういう中で、突き出し看板の広告料というのは全て企業側の収入、東電とかNTTの収入になろうかというふうに思うんですけれども、この1つの電柱に2つ、3つとついているところもありますので、この占用料の値上げというのは考えられないんでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 五木田都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 占用料につきましては、国土交通省のほうで一応基準を定めておりますので、それにのっとりまして対応したいというふうに思っております。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） とにかく、何か町のためになるものはないかというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。ちぐはぐな質問もするかもしれませんが、よろしくお願いします。

それでは、医療費の適正化に伴うレセプト健康情報なんですけれども、ジェネリック医薬品を円滑に利用できるように国保加入者に希望カードを配布していただいております。まだまだ普及されていないというふうに考えております。病院の窓口で、保険証、診察券、希望カードの3枚を出すようになるわけでありましてけれども、希望する気持ちがあっても、まあいいかと、3枚、遠慮の気持ちが強くなったりして出さないことが多々あるかと思えます。

そこで、民間の健康組合や九十九里町では、ジェネリックのさらなる推進策として、保険証や診察券の表に張れる「ジェネリック医薬品を希望します」の小さなジェネリックシールを配布しているそうであります。このシールが診察券に張ってあれば一目でわかるので、わざわざ言うこともなく、希望する意思が伝わるそうであります。本町でもこのシールの配布を望みますがいかがでしょうか。

○議長（伊藤囀樹君） 早川住民課長。

○住民課長（早川裕明君） ただいま川島議員から、ジェネリック医薬品は大変医療費の抑制にも有効になるんじゃないかということで、ご提案だと思えます。

私どもも、ジェネリック医薬品につきましては非常に医療費の抑制につながるというふうに認識しておりまして、先ほど川島議員もおっしゃいましたけれども、ジェネリック医薬品カード、当町は、平成22年度からこれを、被保険者証を発送するときに同時に配っております。それと、先ほど壇上でお話ししましたけれども、本年度8月26日に自己負担差額の出る被保険者725名にその差額通知を発送しております。

ちなみに、当町におきます医療費に占めるジェネリック医薬品の割合を見ますと、平成23年度が19.8%、24年度、昨年が22.2%、今年度、これは10月末現在ですけれども22.8%というように、少しずつではありますが上がっております。これらをさらに上げていこうということで、川島議員がおっしゃいましたけれども、そのシールにつきましてもうちのほうで今研究しているところであります。10枚つづりのシールで、保険証や診察券、そういう薬手帳などに張って促進を図るといようなものと聞いておりまして、郡内を調べましたら九十九里町が来年度から全被保険者に配布するといようなことを聞いております。うちのほうでも今調べまして、これ1枚、10枚つづりで40円というような状況ですので、当町ですと大体経費が20万前後かなというふうに考えております。

それと、また調べましたら、これは国の調整交付金ですか、そのの該当にもなるということなものですので、今前向きに検討しております。まだ有効利用だとか、そういうものについて、ちょっと不透明な部分もございますけれども、できるだけ早く、ここで、来年すぐといことを言えるかどうか、ちょっとまだそこまでははっきり申し上げられませんが、できれば来年に配布できるようにということで考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤囀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひいいことは積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

データヘルスでありますけれども、広島県の呉市の呉方式、皆さん重々に、これは有名ですのでご承知かと思っておりますけれども、本当にこの呉方式でやると、さらなる医療費抑制につながるというふうに思いました。当町は東陽病院が近隣に先駆けて、これは私の記憶ですけれども、本当に近隣に先駆けて東陽病院がジェネリックの取り組み、導入が早かったというふうに記憶しております。また、抑制につながる差額通知、先ほど課長のほうからも報告がございましたけれども、その実施も行っているということで、日ごろの努力に感謝しつつ、さらなるこの呉方式に倣って取り組みを期待するところであります。

たくさんの呉方式、複数の医療機関への重複受診者の抽出とか、同じ種類の薬を併用している患者の抽出とかもろもろ、7つも8つも取り組んだ事例がございますので、呉市はそれによって、ジェネリック強化によって5億円超の削減ができたということでもありますので、ぜひご研究いただきまして、住民課長が医療費抑制について非常に前向きに、前齋藤議員の質問から取り組まれているというのは私も承知しております。最後に、現状、どのくらいこの医療費が抑制されているか、この辺簡単に、時間もありませんのでご紹介いただきまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 早川住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 医療費の削減につきましては、先ほど壇上でも触れさせていただいたわけですが、10月末現在で、昨年度同期と比較いたしまして率で3.8%、金額ベースで5,600万円減少しております。

それと、ちょっとうちのほうでもいろいろな、どのような病気がふえて、医療費が減っているかとか、どのような病気が逆にふえているかとか、そういうものについても一応、統計だとかそういうものを取りながら、どのような対策をしたら医療費が減るかということも研究しておるところでございます。

それと、先ほど一つ申し漏れましたけれども、ジェネリックの自己負担差額につきましては、8月にも発送したと言いましたけれども、また2月にも発送する予定であります。いずれにいたしましても、このジェネリック医薬品を含めまして、医療費抑制が国保財政の、国保運営に最も重要なものとも考えておりますので、引き続き一生懸命やっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤圀樹君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

(午後 1時59分)

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に杉森幹男議員から、今後の会議を欠席する旨の届け出がありましたことを受理したので、ご報告いたします。

(午後 2時09分)

◇ 鈴木和彦君

○議長（伊藤罔樹君） 一般質問を続けます。

鈴木和彦議員。

[1番議員 鈴木和彦君登壇]

○1番（鈴木和彦君） 議席番号1番、北清水の鈴木和彦です。

議長のお許しをいただきましたので、大綱2点、質問をさせていただきます。

最初に、産直交流施設検討委員会の進捗状況についてということでございます。

私もこの壇上から4回目の質問となります。建設予定地と今後のスケジュールはということで、前日も申し上げましたが、建設場所が決まらないと次のステップに行けません。委員会の進捗状況をお聞かせください。

次に、梅林についてでございます。

1つ目は、ことし初めての試みということで、JR駅からハイキングを実施しました。その反省と、来年も実施すると聞いておりますので、わかる範囲の内容をお聞かせください。

2つ目に、特定農地貸付の確保する計画はあるのかということで、梅まつりの会場周辺は、耕作放棄地や何も作付をしていない農地があり、今後将来的に梅まつりを開催するに当たり、地主さんに交渉と農業委員会の承認をいただき、町として借用し会場周辺の景観整備をしたいと思うが、執行部の考えをお聞かせください。

続いて大綱2点目。今、毎日のように新聞、テレビ等で米の生産調整について報道されております。政府は、半世紀余り続いた減反政策を、向こう5年、平成30年までに段階的に廃止すると明言、また、TPP関連の農業分野についても難航しているように思われます。日本の将来は近い将来大きく変わっていくと思うのは私だけでしょうか。今後の動向を見守っていきたいと思います。

そこで、①平成26年度、生産調整の取り組みについての中から、当町生産調整、減反の配

分率は、わかる範囲でお聞かせください。

②として、町単独補助事業生産調整達成者とはということで、加工用米の助成金、麦、大豆、ホールクropp団地化、5ヘクタール以上の助成金、ホールクropp用稲の助成金、飼料用米、米粉用等への助成金、連作作物の助成金の金額は幾らになるかお聞かせください。

最後に③、農地中間管理機構の概要はどのようなことかお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終了し、執行部の明快なる答弁をお願い申し上げます。

[1番議員 鈴木和彦君降壇]

○議長（伊藤罔樹君） 鈴木和彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

[産業振興課長 伊橋秀和君登壇]

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、鈴木和彦議員からのご質問についてお答えさせていただきます。

初めに、観光関係の産直交流施設検討委員会の進捗状況についてでございますが、なお、6月の定例議会の一般質問におきまして、第1回目の産直交流施設検討委員会の内容を説明させていただいておりますので、その後の進捗状況について説明させていただきます。

7月23日に第1回目の視察研修を実施させていただきました。視察場所につきましては、道の駅多古町あじさい館、香取市の栗源紅小町の郷で研修をさせていただいたところであり、このほかにも、香取市の水の郷さわら、芝山町の風和里しばやまの道の駅及び空の駅を見学させていただきました。視察研修後は、産直交流施設の候補地について皆さんで意見交換会を行ったところでございます。

9月26日に第2回目の視察研修を実施させていただきました。これは、睦沢町のつどいの里むつぎわは、近隣の市町村の道の駅の建設予定地等を見学、最後に匝瑳市にありますふれあいパーク八日市場で視察させていただきました。視察の後は、産直交流施設の建設及び運営等について意見交換会を行ったところでございます。

そして、11月27日でございますが、役場におきまして、委員の皆様には施設の設置場所や設置規模等について、さまざまな視点から論議をいただいたところでございます。

今後は、当町における産直交流施設の施設候補地の最終検討段階に入っていきたいというふうに考えてございます。検討委員の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、梅林についてのことしの駅からハイキングの反省と来年の取り組みはについてでござ

ございますけれども、駅からハイキングにつきましては、主催はJR東日本で、観光協会及び商工会の皆様のご協力をいただきながら、初めてことし駅からハイキングを実施したところでございます。

コースにつきましては、横芝駅をスタートいたしまして、坂田城跡の梅林の観梅をメインに、ふれあい坂田池公園や琴平神社を回り、駅に戻ってくるハイキングコースでございます。ことしは2月23日の土曜日に実施させていただきまして、町内外から約650人の参加がございました。しかしながら、町外から大勢の来遊客であったにもかかわらず、町の特産品のPRや販売ができなかったことが非常に残念でございました。

ことし、来年でありますけれども、年が明けまして平成26年2月23日、日曜日に、現在、実施することでJR東日本及び観光協会とも打ち合わせをしております。コースにつきましては、坂田の梅林やもう一度梅を見たいという方も多かったものですから、これをメインにしておりますが、ことしの反省を踏まえまして、観光協会を中心に、そして商工会や関係団体と連絡を図りながら、町の観光PRと特産品の販売及び商店街と地域活性化のためにいろいろと取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

次に、特定農地貸付の確保する計画はあるのかについてでございますが、坂田城跡の梅林の保全保護は観光事業の充実発展のためにも重要なことと思っております。

しかしながら、近年は、組合員の皆様の高齢化や担い手不足等から野菜畑へ転換することが多くなっており、梅林の畑のほうも減少に伴いまして、出荷数量あるいは販売金額も減少しておりますので、梅林の保全保護に向けて、現在梅林組合や土地の所有者とも話し合いをさせていただきながら、今後は、梅林の一部を特定農用地に位置づけをさせていただき、新たに梅の木の植栽や体験農業等ができるよう計画したいと考えております。

次に、大綱2点目の農業関係でございますが、平成26年度の生産調整の取り組みについての生産調整、減反の配分についてでございますけれども、初めに、これまで生産目標配分ということで、平成24年度の配分率は62.7%、そしてことし、平成25年度は62.1%となっております。横芝光町の配分率は、国の指導によりまして平成24年度以降は一律配分という配分方式をとらせていただいております。これは、農家ごとに配分率の差を設けずに生産目標数量を一律に配分するものでございます。配分の決定に関しましては、例年ですと12月の初旬に国から県へ来年の配分数量が示され、県が12月の下旬に各市町に配分されます。きのう、通知が来まして12月25日に担当課長会議がございますので、そちらで言われております。

さらに、その後に関東農政局との協議を行いまして、これに従い、横芝光町農業再生協議

会で配分率が決定される仕組みとなっております。

平成26年度の配分率につきましては、国の生産調整施策が変革期でございまして、新聞等に出ておりますけれども、現時点ではまだ国・県からの情報はございません。今後の動向に十分注視して、できるだけ早く皆さんに周知できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、町単独補助事業、生産調整達成者のはの1点目でございますが、まず加工用米の助成金でございますが、平成25年度の加工用米実績は、件数で101件、10アール当たり1万3,000円を助成し、面積で109万3,906平米、金額にいたしますと1,422万778円となる見込みでございます。湿田地帯の当町におきましては、農家が生産調整に協力するには、既存の設備をそのまま利用でき、加工用米で生産調整に参加するのが最も有効であり、これまで生産調整にご理解、ご協力いただいた個々の農家の皆様が唯一取り組めるための手段だというふうに考えております。

続いて2点目、麦、大豆とホールクroppサイレージ用稲の団地化、5ヘクタールの助成についてでございますが、10アール当たりそれぞれ1万1,000円を助成しております。麦、大豆は北清水営農組合、それから、アグリささと営農組合でありまして、面積で41万9,281平米、金額で461万2,091円、ホールクropp用稲につきましては、入営農組合、小堤営農組合、栗山営農組合が取り組んでおりまして、面積で26万2,818平米、金額で289万998円を見込んでおります。

また、3点目のホールクroppサイレージ用稲の作付でございますけれども、これは入、小堤、栗山の先ほど言いましたように3営農組合が取り組んでおりまして、これも1アール当たり1万1,000円を助成しております。面積で28万6,551平米、金額にいたしますと315万2,061円となる見込みでございます。

4点目の飼料用米につきましては、個人農家1件の取り組みでございまして、10アール当たり1,500円を助成いたしまして面積で7,135平米ということで、金額で1万703円となる見込みでございます。

最後に転作作物への助成でございますが、アグリささとが地域振興作物ということで、ネギで取り組んでおります。10アール当たり1万円を助成いたしまして、面積で7,530平米、金額で7万5,300円となる見込みでございます。

平成25年度の町単独補助事業の需給調整推進対象奨励事業の合計金額は全部で2,496万1,931円となり、不足分を本12月議会において補正計上させていただきましたので、どうぞ

よろしくお願ひ申し上げます。

いずれにいたしましても、平成26年度の麦、大豆、それからホールクroppサイレージ用稲、飼料用等の助成額につきましては、今後の国の動向に十分注視しながら、町といたしましても政策に反映させて、引き続き推進を図っていきたいというふうを考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、農業関係の最後の3点目でございます。農地中間管理機構の概要についてお答えさせていただきたいと思ひます。

現在、当町において担い手の農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の耕作面積は拡大しているところでございます。農業の生産性を高めていくためには、担い手の農地集積と農地の集約化をさらに加速化させていくことが必要であります。国は、農林水産業の競争力を強化するために、担い手の農地集積、農商工連携による六次産業化の推進、あるいは輸出拡大などに取り組む方針として、攻めの農林水産業を打ち出したところでございます。その中で、農地集積につきまして農地中間管理機構を設置させ、今後10年間で全農地面積の8割を担い手へ集積することとしております。

なお、都道府県に設置できる農地中間管理機構につきましては1カ所とされており、現在千葉県では、公社でございますが、千葉県園芸協会を指定することとして準備を進めているところでございます。

ご質問の農地中間管理機構の概要でございますけれども、農地の所有者と農業経営者の間に農地の賃借権を通じまして、農地の利用の再配分を行い、経営規模の拡大や農地の集団化、農業参入の促進、そして農地利用の効率化を図ることによる生産性の向上に資することを目的としております。

同時に、既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある予備軍農地を整備いたしまして、再配分による耕作放棄地状態の発生防止と速やかな解消など、担い手への農地の流動化の促進を図ることとしております。

この機構を活用することによりまして、貸し手のメリットとしては、公的な機構なので安心して貸せることや、それから、耕作放棄地の解消、基盤整備ができることが挙げられております。受け手のメリットといたしましては、集約化した農地が借りられ、規模拡大ができることや、企業や新規就農者も利用しやすい農地が借りられるなどが挙げられております。

しかし、現時点では農地中間管理機構に関して具体的な制度設計が定まっておきませんので、関係機関等から情報等をいただきながら、今後の動向を注視してまいりたいというふう

に考えてございます。

以上でございます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

最初に、町長にお伺いしたいと思います。

先ほど、町長もいつもご挨拶の中にもありますけれども、町の発展、また町民の幸せという事で、よく言葉にしますけれども、やはりこの産地交流施設に対する認識、また、これから設置場所ですか、建設場所について決めていくわけですが、実現可能な土地である、また建設規模なり建設費等を考えるとおのずとだんだんと絞られてくるんじゃないかと思っておりますけれども、その町長の認識については、どうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、議員がおっしゃられたとおり、私もこの検討委員会の長をやっているということで、具体的な名前は挙げられないものの、実現可能であって取得が容易である、また、費用の面においてもできるだけ安価で設置ができるところを、そこで会の、皆さんの合意をいただけるところというところになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

そうしますと、これからその建設場所について、本当に詰めの作業になると思います。そういう内容については来年の1月にまたこの検討委員会があるという話を聞いておりますが、その辺の内容についてもしわかる範囲でお聞かせいただければ、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 来年の1月29日に現在予定しております。この委員会につきましては、この間11月にもお話をさせていただきましたけれども、いろいろ候補地が出ておりますので、その辺のメリット・デメリットについて、事務局のほうでいろいろと資料等を提出させていただきながら、その辺の分析というところを深く入っていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） わかりました。来月の1月29日が楽しみでございます。そういったこ

とで、その29日が過ぎれば、これから建設検討委員会なり生産販売委員会なり、そういったいろいろな組織の委員会を立ち上げていかないとしようがないと思います。そういったところも踏まえて、これからもんでいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

続きまして、梅林についてでございますけれども、ことし初めての試みということで、J Rの駅からハイキングをやりましたけれども、毎週末、結構、ことしについては、4週にわたり、大体1カ月ですか、やったわけですが、そういった中で、私が見る限りは、来客者の中でペット、愛犬、猫は余り見ませんでしたけれども、犬は結構皆さん連れてきておりました。そういった中で、観光協会の委員さんも話しておりましたけれども、私も同感しましたけれども、やはり動物のドッグランみたいに大きくは考えなくてもいいと思いますけれども、遊び場的なものをつくってみてはということで検討してもらえればと思っております。その辺についてはどうでしょうかね。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 実は、きのうもJ R東日本と代表さんと何人かで、うちの担当のほうで全コースを歩いております。もう一度確認しておりますので、今言われたペット、犬だと思えますが、その部分についても遊ばせる場所はできると思えますので、何かにちょっと加えながら出ささせていただきたい。ただ、これはJ Rの中にはちょっと折り込みはできませんので、当日そういう案内的なものをチラシ等でさせていただくというふうに考えたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） それともう一点、交通の関係ですけれども、あそこのハイキングのコースの中に車の乗り入れが、関係部署の車以外の車が、お客さんの車が何台か入ってきたことが見受けられたんですね。ですので、そういう一般客の車の乗り入れは、本当に規制していただかないと、万が一事故があったときには結局、やっているイベントが本当に悲しいイベントになってしまいますので、次年度から十分、車の乗り入れですか、気をつけていただきたいと思っております。

それから、もう一点、特定農用地貸付のことなんですけれども、今現在あそこの本部席ですか、場所を借りておりますけれども、あの周辺を見ても、来ている方はわかっていると思いますが、やはり耕作放棄地が、耕作をしていない土地が目立つわけです。できればあの一面を整備いたしまして、あそこにまとまれば6反か7反、70アールくらい、ある程度の面積の梅林が見えるようになると思うんですが、そういったことを踏まえた中でも、先ほど課長

のほうからも話がありましたが、何もつくっていないところには植樹をしたり、今実際に梅林の品種は、収穫する品種でございますから、白加賀なり鶯宿なり小梅ということで3種類が植わっているわけなんです。そのほかにも、できればもっと早咲きなもの、また色が違う花、実はならない木でもいいと思いますけれども、紅梅等も、いろいろ農業事務所のほうとも相談して、いろいろ梅林の品種はあると思いますから、そういったものも検討しながら植樹してはどうかという考えなんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 今、議員おっしゃられたように、私どものほうでも担当課といたしましては、今言われた面積、重々にその場所も存じ上げておりますので、この辺について、まずは特定農用地に位置づけさせていただいて、梅の木の植栽等は当然させていただきますけれども、ここを町の観光のメッカとしても、そしてまた体験のできる、子供たちにいろいろと教えてあげることもできる梅林的なものにさせていただきながら、町民の皆様、それからほかの多くの皆様と一緒に、ここを特定農用地ということでいろいろと利用していきたいというふうに考えておまして、今後、先ほど言いましたけれども、地権者の皆さんにもご理解を賜りながら、ご了解いただければその向きで進んでいきたいというふうに考えておりますから、ひとつまたお力添えをいただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） すみません、申しおくれましたけれども、その特定農用地の貸し付けについての事務的な流れ、今後こういう形でやっていくということを教えていただければと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） まず、特定農用地の場所、面積について、どういう目的、その辺を全部深めまして、最終的にはこれは農業委員会の中で認定するものでございますので、その認定をなるべく早目にさせていただいて、私どもも当然計画も出さなくては行けませんので、それを出させていただいた後に、その前には地権者と交渉させていただきますが、その後、予算的なものを措置していきたいと思いますので、途中の補正になるかもわかりませんが、なるべく早目に、来年の梅まつりには間に合いませんけれども、それを見据えた中のところで早目の1年ぐらいの中では対応していきたいというふうに今考えているところであります。

つきまして、事務的なものにつきましても町のほうの中で対応していくとともに、今後、その農地の管理的なものをどなたがどういうふうに、皆さんでやっていったり、町でやっていったりというものを詰めていきたいと思っていますので、それができ上がり次第、構想ができ上がりましたら、皆様にご協力いただくというふうになる予定でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） この特定農用地については、なるべく早く手続を進めていくような形をとっていただければと思います。

続きまして、生産調整の関係についてお伺いいたします。

来年の配分率ということでお聞きしたわけですが、来年についてはまだはっきりは出ておらないと。私どももその辺は感じておるところでございますが、多分、ことしがある程度豊作であり、やはり需給バランスが少し崩れておるという中で、在庫があるということを知っております。そういったことを踏まえていくと、どうしても生産調整はある程度、来年も国の方針では5年先には生産調整、減反はなくなるよといいながらも、来年についてはもう少し強く減反をやるという方向で進んでいるようでございます。

そうやってきたときに、先ほども私は聞きましたけれども、町の単独の助成が、確認しているわけですが、ホールクroppなり、結局、大豆、麦、こういったものについては、ほとんど作付面積は変わらないと思います、正直な話。でも、結局、これから転作を強化されるんだから、何に対応するかというと、先ほど課長も言うように加工米の対応が一番多いわけですね。去年から見てことしの加工米の数量、去年、当町の加工米の数量、ことしの数量、わかっていると思いますけれども、それを踏まえた中で、来年はまたふえると思うんです。その辺の認識はどうでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） これにつきましては、今議員おっしゃるとおりだと思います。新聞のほうで報道されているのは、千葉県については、ことしからまた2.6%、これは国からも、新聞に出ている分ではありますが、恐らく同様に配分が来ますと、生産できる面積が、今までの62.1が、今度は60を割ってくるだろうというふうに考えております。

そういった中で、町民の皆様いろいろな生産調整に協力している方々につきましては、当然のごとく加工米というのが出てくるとは思います。現在、26年度の、予算のまたいろいろと折衝中でございますし、いろいろ協議中でございますので、この辺につきましては、農

業立町の中でも一番、加工米についてはこれからも対応しなくては行けません、大変、財政状況が厳しい中ではございますが、他の市町村と比べますと現在のところも非常に高くなっておりますし、うちのほうでも25年度で見ますと、加工米については1万119俵ということで、1万俵もある各市町村というのは、この辺では少ないところでございますので、この辺が来年、強化でありますともう少し上がる可能性が出てくるのかとは思っていますが、いずれにいたしましても国の動向あるいは、ほかの補助的なものもこの後見ながら調整させていただきたいと思っておりますので、ひとつ農家の皆様には早目に提示したいというふうを考えております。また、いろいろなところでご協力を賜りたいというふうに思います。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 今、生産調整の中で、今年度の生産調整にかかわる補助金ですか、助成金、2,596万1,931円というお話を聞きました。この総額は昨年と比較してどうなんでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 実は、昨年、24年度から見ると落ちております。というのは、国からの助成も単価的に減っておりますので、その辺、県に準じたところもございますので、また、多分鈴木議員がおっしゃりたいのは、加工米について、24年度は1俵約2,000円であったところが、ことしは1,405円ということで、これは面積がかなりふえたことから、2,000円を出したいところでありまして、その分だけでもとてつもない金額になってしまいますので、調整させていただいたところがございます。

そういったことから、加工米についてもなるべく維持したいんですが、ちょっと数量的なものがはっきり、今の段階ではまだわかりませんので、その点についても一度同じように出させていただいた中で、今後、始まりましたら協議をさせていただこうというふうに考えています。

いずれにいたしましても、加工米への皆さんの協力に対しては今後も引き続きお願いしたいところであります。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

今、総額の金額がことしの内容では2,500万弱、それで当町の加工米の数量が1万俵強ですか、ある中で、私の調べた中では、旧横芝は2,800、旧光がその残りだと思うんですね、

多分。7,000俵強あると思います。

そういった中で、来年はまたふえると思います。ことしが10アール当たり1万3,000円ですか、お支払いするというございですが、これがまた来年、くどいようですけれども、加工米がふえることによって、また、加工米の単価的なものが下げてきたときには、農家の方はどうしても、そこがどんどん減ってくるわけですよ。その中で、私が聞く範囲では、来年、ことし9,300円くらいが加工米の価格だということですがけれども、来年になると8,000円台になるだろうという話の大体の内容が出ています。主食用の米が1万円強、ことし1万3,000円から1万2,700円くらいでJAの単価が出ておりますけれども、そういった中でも、来年はもっと厳しいだろうと。主食用米の価格が下がるということであれば、加工米はもっと下がるということになると思うんですね。

ましてや、今国が進めている飼料用米ですか、そういったものについても進めていくという中でも、売り先が、どこに売っていいかという、メーカーも指定もないし売り先も決まっていなわけですね。ただ、飼料米、今現在だとキロ単価10円ですかね。追加払いがあつて5円くらいはつくだろうということですがけれども、反収で考えたときに、結局700キロ出たにしても、600キロから700キロくらいの間でしょうけれども、幾らにもならないわけですよ。国から8万円の補助をもらっても、加工米から見たときには、やはり加工米のほうが有利なのか。基準数量以上にとれば、その分が、はっきり言って販売できるのかなという形になると思いますけれども、そういう、国の施策の中でも、加工米は過去からある程度定着したものですけれども、飼料米1件、ことしあったということで聞いておりますけれども、ふえる要素はこのままではないと思います。

そういったことを踏まえた中でも、町のほうは、この助成金がどんどん、国が減らしているから町も減らすということではなくて、私もこの町はすばらしいと思います。山武郡の中でも、3市3町の中で、山武市に次いで2番目に、この生産調整に対する補助をしていただいているというのは、この場をおかりしてお礼申し上げたいと思います。本当に、そういう面では、まだまだ横芝光町は農業立町だなということで確信しておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

最後に、もう時間もありません。私は最初に産直交流施設の関係、今回で4回目ということで、しつこく質問しているわけですがけれども、本当に何の事業でも立ち上げるのは大変です、確かに。すごいエネルギーが必要でございませう。そういった中で、財政もかなり厳しいということですがけれども、私もあるときテレビを見ているときに、これは車のレー

スのことなんですけれども、日本人のレーサーで佐藤琢磨というインディ500マイルレースに参加している人なんです、この方が、優勝もしておりますけれども、ノーアタック・ノーチャンスという言葉をお口にします。ですので、やはり何もしなければ何もないわけですよ。何もしなければ体も楽なわけですよ。ただ、そうやってきたときに、町の、先ほど町長が言われますように発展、町民の幸せというところに、どうなのかなということ考えたときに、そういったところに少し、企業ではありませんけれども、町としても、この事業は大切な事業だと思いますので、これからひとつ十分理解をいただいて進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（伊藤圀樹君） 以上で鈴木和彦議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

再開は午後3時ちょうどとなります。

（午後 2時48分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時59分）

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） これより議案審議を行います。

日程第2、発議第1号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより発議第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

川島透議員。

○14番（川島 透君） 専決処分の内容については賛成であります。

そこで1点お伺いしたいことがあります。

社会文化課長にお伺いします。

坂田の野球場のネットの改修がこの中に入っておりますけれども、台風の被害の中でネットが切れたというようなふうに取り替えますが、かなり老朽化して、ネット自体、全体が老朽化しているように思われますけれども、今後の対応として、老朽化するということはもう10年、20年近くそういうような格好でかなり傷んでいると思うんですね。

そこで、今回のネットの補修内容と、今後できれば予算化した中での全面的ネットの改修を私としては希望しますが、その辺のところのお考えをお伺いします。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） ただいま川島議員からご質問のありました社会体育施設ふれあい坂田池公園野球場の改修工事の関係でございますが、具体的には坂田池公園野球場の防球ネットの亀裂並びに1塁側、3塁側の防球ネットの支柱を支えているワイヤー線の断絶でございました。

今お話がありましたように、経年劣化による修繕でございますが、今後の対応といたしましては、昨年度から取り組んでおりますけれども、長期にわたる財源的にもかなり高額なものになりますので、施設全体を考えればですね。そういうことですので、計画的な修繕計画を作成しまして今後対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませんか。

鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） 8ページの4目災害対策費、説明の中で土のう袋の補充ということで説明いただいたんですけども、土のう袋の補充はどのぐらいの枚数なのか。また、横芝光町全体としての常備在庫数はどのぐらいあるのか。あと、管理は全て空袋で用意してあるのか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 今回の補正予算の中で計上させていただきました土のうの数は2,000袋でございます。

すみません、あと通常私どもで常備しております土のうの正確な数字は今ちょっとわからないので、おおむね6,000袋程度は保有しているはずでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） 保管は、全部空袋で用意しているのか、ちょっとそれも今お聞きしたんですけども、非常に土のう袋って、私の感覚だともろいというか非常に劣化しやすいんですけども、その辺のところの管理はどのようになっているのか。

また、先ほど一般質問で齋藤議員さんのほうからお話がありまして、台風27号で10月22日に1,130、さらに10月25日ですか、1,160追加でもって用意されたということなんですけれども、これは全てもうそのときに使ってしまったのか、その辺のところの後の管理、要するに管理ですね。非常にもろい点からどのような管理がなされているのか、どのようなときにされているのか。また、そういった事前に処理されてなかったということも、処理とかどうなふうにしているのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 答弁漏れがありまして申しわけございませんでした。

管理につきましては、通常は土のう袋を束にしてそのまま保管しております。今回の一般質問でもお答えいたしましたように、災害が近づきましたときに土砂を購入いたしまして、職員で作成して、それを一時保管いたします。今回のように1,000袋以上つくって、住民の方からご要望があったところについては取りに来ていただいたり、また、道路であれば町の職員が行って積んでおります。今回残数が出ましたので、それにつきましては旧行政センターの倉庫のほうに保管しております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） ありがとうございます。

今まで10年に1度、30年に1度、そういったことでもって災害の想定がされておりますけれども、近年気象状況が大分変わっているのと、また各集落において排水等が、構造物等が入ったり、また除草剤ですか、こういったものを使用されたりして、頻繁にその災害の度合いが高くなってきていると思いますので、ぜひともその辺のところ、しっかり町として対応していただきたいなと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 水中ポンプの修繕料についてお尋ねしますが、水中ポンプは町に在庫が何台あって要請がどのくらいあったかということをまずお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 五木田都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、川島議員のご質問にお答えしたいと思います。

町内にある水中ポンプは、たしか古川地区、それと東町地区、それとあと屋形の南川岸地区2カ所、それと立会地区、それとあと今回修繕料として計上させていただきました尾垂六区の数だというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） ご理解できましたか。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） すみません、台風時にその水中ポンプが、最後どこだか……

○議長（伊藤圀樹君） マイクを通してお願いします。

○9番（川島富士子君） すみません、最後ちょっと聞こえなかったんですけども、立会の次が聞き取れなかったんです。

この水中ポンプ、町内どのくらい要請があったんでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 町内で、要は水をくみ取りのご要望ということですよ。

実際に消防団も出てくんだのが、作間内の河川寄りのほうで1カ所やっております。そのほかに一般住宅で、たしか2カ所ほど要請がありまして、ハンディタイプ、持って歩けるものをお貸ししたという事実がございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 申しわけありません。そういうことが伺いたかっただけなんです。

あと、せっかくなのでちょっと教えていただきたいんですけども、この台風26号に関して、町の中で通行どめになった箇所があったかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 台風26号によります通行どめにつきましては、町内で2カ所。1カ所につきましては県道の高谷川付近ですね。それと栗嶋橋の2カ所ということで認識しております。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島議員に申し上げます。通告3回となりますので辞退願います。

ほかにございませんでしょうか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議なしと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤罔樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第4、議案第2号 横芝光町職員の再任用に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

議員の発言ございませんか。

山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 再任用の件ですけれども、退職された、60歳ですか、それから例えばすぐ採用するというか、そういう要請があったとか。そういうのじゃなくて、1年過ぎた後というのは今度どういうふうになるのか。また、病気の時もありますけれども、そうい

う対応に対してはどのようなふうにするのか、ちょっとその辺を伺います。

○議長（伊藤圀樹君） 田鍋総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） 再任用条例に関するご質問で、再任用の時期ということかと思えます。

これは、ご承知のように定年が60歳ということで、定年まで勤務した場合は希望により定年の翌日からということであれば、それも可能であります。また、ご本人の都合で1年経過した後、年金支給のない、のつなぎということがございますので、それからの再任用も可能、また早期退職で、定年退職と同じような再任用の対象になると認められる職員については、60歳前についても再任用の対象になると、そういうことがございます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 病気の関係はどうでしょう。例えば1年、2年というふうな期間的なものがありますか。それとも1年以内、希望があつてから病気になった場合、そういう対応の仕方はどのようなふうになるんですか。

○議長（伊藤圀樹君） 田鍋総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） 病気ということがございますが、それは再任用後に病気になった場合の病気休暇の取得、そういったことも当然できると思えます。

あくまでも再任用ということで、これは希望があつた場合に、再任用をできる受け皿といえますか、そういったものがある場合に再任用をすることができると、そういう考え方で運用していくということがございます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） そうしますと、回復されれば申し込みがあつたことを含めて採用していただくということよろしいですか。

○議長（伊藤圀樹君） 田鍋総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） 再任用については、希望があつたものに対して全ての方に対して再任用ができるということではなく、再任用を、申しあげましたように、する職員の配置する仕事がある場合に限り再任用できるというような運用になろうかと思えます。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思えますが、これにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第5、議案第3号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 説明資料の8ページと9ページなんですが、これを見ますと若年層に限定して月額給の引き上げを改定、さらには55歳以上の職員の昇給抑制の関係ということが主なんです。

それでちょっとわからないのが、その8ページの下から2行目、3級0.0（千葉県人事委員会の勧告上は0.0であるが増額改定となる）ということの説明と、9ページの55歳以上の職員の関係ですが、昇給の区分、これが全くわかりません。特に良好、良好（標準）、良好でない。一般的にはよい、普通、悪いというんですか、そういうような理解なんですが、何をもちょうといいましょうか、何を基準にこのように特に良好、良好、良好でないというのを決めるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（伊藤圀樹君） 田鍋総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、ご質問は2点だと思います。

まずは、増額改定となる級ということで3級が0.0という表現になっておりますが、これにつきましては0.0よりもっと小さい割合になるということで、ここで小数点以下1位までいって表記すると0.0というふうになるということで、若干の増額改定があるという意味でございます。

それから、もう一つのご質問でございますが、55歳以上職員の昇給抑制の関係で、特に良好と良好、標準ということでございます。それと良好でない、これらの判断基準ということ

だと思いますが、まず良好でないというものはどういうものかといいますと、これはまず定期昇給に当たってということですので、過去1年間、前回の昇給の時期から今回の昇給期日までの間に6分の1以上勤務していない、休暇ですと有休あるいは休職等、こういったものがあるもの、これはまず良好ではないということになります。それからまた、その間に何らかの処分、例えば停職であったり減給、戒告、訓告等の懲戒処分あるいは分限処分等を受けたものは良好でないというような判断となります。それから、良好という場合、標準ということで、それがない場合に良好という、いわゆる標準というような判断をさせていただくということです。それから、特に良好ということですが、こちらにつきましては現在具体的な運用基準はございません。したがって、特に良好という判断をすることは、運用上は今の段階ではないのかなというように考えます。

ただ、これは今後人事考課、そういったことがまた判断の基準になってくるのかなと、そういうように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） これは国か県かわかりませんが、上から来た資料に横芝光町のこの級とかその辺を当てはめて、約100万の病院を除いての出費があるということですよ。

特に良好が今現在なければ、このままコピーペーストするのではなくて、やはり町独自に、良好でないというのは悪いというのがよくわかりました。良好というのは、多分大方の方が、ほとんどが良好なんですね。特に良好というのは、今課長がおっしゃいましたけれども、人事考課というのも、私も以前に質問させていただきましたけれども、実際には失礼ながら余り機能していないというのが現状かと思えます。

できれば、これでも将来的に特に良好という基準を決めるのかもしれませんが、その辺はよく職員の皆さんにもご理解いただいて、満塁ホームランを打ったようなすばらしい提案をしたとか、先ほど来ありましたけれども、職員からのすばらしい提案実績があった場合には、このように決まっているのであれば、特に良好を当てはめるような方向でもっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤囀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） 日程第6、議案第4号 地方税法の改正による延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 参考資料の今度は44ページ、この黄色い。税務課長にお聞きしたいと思います。

これはちょっと見てもわかりづらいかと思うんですが、要するに延滞金の利息を低くするよということの理解でよろしいですね。

そんな中で、昨年度でも結構ですが、昨年度のその実績というかケースを、改正後のこのケースに当てはめた場合、どれぐらいの差異があるか、ざっくりで構いません。お願いしたいと思います。

○議長（伊藤囀樹君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 延滞金の目的というのは、期限内納税者との負担の公平、期限内納税の促進にあります。

今回の改正でどのような影響があるかと、そのようなご質問と思いますが、見込みというのは非常に予測がつけにくいものでありますので、仮に24年度の実績、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、それを単純に1カ月までの率とそれ以降と、単純に1カ月と残り11カ月と、そういうふうに分けて算定しますと、24年度が全部で431万4,469円という延滞金の徴収額でございました。それが、今回の改正後の率に直しますと277万77円ということと、154万4,392円の減収と。負担する方については負担の軽減と、そういう形になります。

延滞金というのはゼロになることが理想であります。しかし、納期限内納税を推進して、それこそ町の資金計画に狂いの生じないよう、これからも納期の過ぎたものにつきましては、法律どおり徴収をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） まさに課長がおっしゃるとおり、これがゼロであれば理想ですけども、いろんな都合で延滞されるという方がおりまして、約150、24年度の実績からの試算ではということですね。収入が減るという感覚もありますけれども、ぜひさまざまな方法での期限内納付に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第7、議案第5号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 先ほど来の一般質問にもありましたけれども、学童、児童クラブを今度といいましょうか、拡充しますね。そうしますと、当然その扱う金額も多くなると思います。現状は翌々月の末ですか、に納付してくださいということで、そのつもりでやっていら

っしやる親御さんもいますけれども、その周知、これが周知は確実にまずやっていただきたいということですか。

それと、関連して、申しわけないんですが、予想として、施設も拡充しなければいけないという予想ですが、大体どれぐらいを予定されていますか。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、まず周知の問題ですが、本日議決を頂戴できれば、早い時期に案をつくりまして、教育委員会議の中で、教育委員会というのはご存じのように民意を反映した合議制の執行機関でございますので、それらでご審議いただき、教育委員会規則として額を定め、第4四半期中、要は平成26年度の入所の通知に合わせまして、入所決定をされた方には周知をいたすということにしたいと考えています。

それから2点目ですが、拡充の規模というご質問なんですけれども、一般質問の中でもお答えしましたように、現時点では、大変申しわけないんですが4年生から6年生までの新たに加わる部分がまだニーズ調査等も終わっていない。要は不透明でございますので、その結果を待って、子育て会議の皆さんの意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 現段階で利用されている保護者の方には、入所希望のある前に、多分継続利用が、過去の例で大半ではないかと思っておりますので、早目の連絡を願いたいと思います。

あわせて学校等で、学校からでもあれですけれども、早目のあれですよ。4、6の分は希望をとっていただいて、生徒さん、保護者に余り不自由のないような対応をとっていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 私のほうからは、別表を省略すると、このようになっておりますけれども、今のお話の中では、これに関連して委員会を開いて新たな料金設定をするというような、そのように説明でありましたよね。そのような形で、新たな料金が決まった段階で、この料金表、これはまたつくるといふ、載せるといふ、そういうようなお考えなのか、省略ということで、これは省略でもこれはこのまま載せるといふことですか。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） すみません、私の説明がちょっと不十分だったかもしれません。

条例にあります料金表につきましては削除し、その金額の項目について教育委員会に諮って、教育委員会規則の中で定めると。要するに、名称としては児童クラブ条例の施行規則という形で、教育委員会規則の中で別表を今度定めます。条例から規則に移行させていただきます。

先ほど森川議員のご質問にもありましたように、納期が変わってくるということでもございますので、この料金表については今大きく変わると今考えている部分は、10日までの利用と11日以上の利用で2つに分かれておるところがあります。専ら恒常的に利用される方が多いところから、これを利用の日数で分けるのではなく、一律月幾らということにすべきであるということで、教育委員会議の中で諮っていただくという考えでございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） すみません、またちょっとちぐはぐな質問になってしまうかもしれませんが、昨晩実はブラウン管から児童クラブのことが流れていたんですけれども、それは来年3月までに新基準を作成するというので、250日以上の開所で1クラス40人、また1クラス2人以上の先生をつけ、そのうち1人は専門研修を受けさせるというような、そういったお話がありましたけれども、もし詳細にご説明いただけるのであれば伺いたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） すみません、ちょっと私はそのテレビ見ていなかったもので、今規則とか基準とかというものでは現在確かに定まっていないので、ガイドラインということで千葉県が定めてあるものがあります。それは、適正規模は1クラブ当たり40人が適正でございますということでありました。

それに対する指導員の配置ですが、これは独自に、きょう一般質問の答弁でさせていただいたんですが、私ども民間企業への運営委託ということをしていただいておりますので、その中で資格を持った者を必ず配置することと規定させていただきました。そのほかの者にあっても、ガイドラインに沿って配置をすることは可能だと考えております。要は子育て経験、今までちょっと学生アルバイトは使ったことがないんですが、学生アルバイトであれば教育関係の勉強をしている者とかいろいろ条件がありますが、いずれにしても児童クラブの保育に適した指導員を配置してください、これはもちろん業者側からの提案でもございましたので、そのまま配置していただきたいというふうになりました。

また、基準が新たにできるのであれば、それに沿って契約仕様を直させていただきたいと
思います。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第8、議案第6号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する
条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 無料から受益者負担に変更になるわけですがけれども、おおむねどの
くらいの収入になるかの見込みをお聞かせください。

○議長（伊藤圀樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） これは担当課のほうの試算ということで、現在各団体が使わ
れておりますけれども、今現在、平成24年度使われた団体がそのまま平成26年度、新年度、
同じ団体が同じ時間を使ったというところを原則としてはじかせていただきました。そうし
ますと、町体育館のほうで38万5,750円、それからB&G海洋センター体育館で45万2,550円、
約83万8,000円強の収入が得られるという試算を出しております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤囀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） 日程第9、議案第7号 町道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） 3路線を町道認定するというところでございますけれども、現地を私はちょっと見てきました。そうしましたら、大変草が両脇に生えておりまして、中にガードレール、こういったものが見られました。ですけれども、これは町道認定するに当たって、県のほうにガードレールの撤去、そういったところとかいろんな面の、認定前に県のほうに何かお願いしたことというのはありますか。

○議長（伊藤囀樹君） 五木田都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

これは町のほうに引き継ぐに当たりまして、県の土木事務所ですか、そちらのほうと立ち会いを行いまして、支障があるものであれば当然交換なり撤去なり、そういうのをさせていただいております。

ただ、基本的には、県では現状維持での引き渡しというようなことでございまして、よほどのそういう支障がない限り現状のままでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤囀樹君） 鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） こちらのほうの、黄色いほうの52ページを見てもらうとわかりますけれども、町道のB249号線、これのアールの内側といいますか、こちらのほうが、線を見

でもらっても一目瞭然で、非常に落差があるところ、こういったところで町道認定を受けてすぐにまた災害とか、そういった自然的なものでもいいんですけども、こういったものが起きた場合に、直ちに県でまだ、町道認定しても、県のほうで修理とかはしていただけるんですか。

○議長（伊藤圀樹君） 五木田都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 町道認定をしまして、あと一連の告示行為がございますけれども、それが終了した後の災害等については全て町で対応することになります。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木克征議員。

○10番（鈴木克征君） やはりそういうことになると、まだ町道認定する前に、これは町道のみならず農業用施設等でも全てそうだと思うんですけども、県・国からの譲与というかそういうものを受ける場合には、やっぱり少なくとも何年かぐらいはしっかりした対応をしていただいて、それから町に認定、譲与を受けるとか、そういったことが必要になってくるかと思います。

これから維持管理、こういったものが建物でも道路でも、そういったものの町の負担というのはかなり大きくなってくるんじゃないかと思いますので、やはりしっかりと直していただけたときに、この部分は直していただかないといけないというようなことは多分言えると思うんですよね。その上で町道認定するとかそういったものに、今回は特にそういったことで、現地を担当課と一緒に立ち会って、そういうことは多分ないというような認識をされたからだと思いますので、今回のあれは特にどうのこうのじゃないんですけども、やはりこれから町の何か認可をするに当たっては、しっかりとした対応をした上で受けていただきたいなと思っております。

終わります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤罔樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第10、議案第8号 指定管理者の指定について（横芝光町駅前広場）を議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 駅前の広場の管理は、来年の3月31日まで地縁法人の東町区ということで受けてといいたいでしょうか、指定をされていまして。それ以前も同様に東町区が、地縁法人としてですから全然問題はないと思いますが、受けておりました。

駅前が今ようやく県のほうで用地買収が、ほぼ駅側は終わりました、町長が一番近いですから、この中では、一番ご存じかと思いますが、もう始まって、一部解体が始まったりしております。

それで、私が以前からちょっと疑問になっていたことが数点あります。

まず、あそこで働かれている方の、今はわかりませんが、以前確認しましたら、千葉県最低労働賃金よりも低かったんですが、課長、それはご存じでしたか。

○議長（伊藤罔樹君） 五木田都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 以前にあったというのは承知しております。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 承知ではなくて今回からはもう、今になってはですが、その辺もきちんと、プレゼンされたときには確認をしていただきたいと思うんですね。やはり、ある意味のコンプライアンスを守っていただきたいということ。

それと、銀行が今はある大手の不動産会社のパーキングシステムで入り口を向こうの県道側、出口を、あれは当時国鉄清算事業団から購入した町の土地ですが、私が心配するのは、あそこで万が一事故があったらどういうことになるのかなというのを常々心配しておりました。あそこを道路というか通路として使用させているという経緯を、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 五木田都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

東側の土地は、たしか平成5年度に一応当時の国鉄清算事業団より取得したものと思っております。その時点で既に、一部通運会社のほうでその敷地を利用して出入りをしておりました。そういうことで、当時ちょっと私はそのときには担当しておりませんでしたけれども、千葉銀行のほうからお話がございます、今までそういうのもあったので、その旨通ることについて同意したというふうに、いろいろと調べてみましたらそういう経緯がございました。また幾つか、その通路のほうの出入りをしているというような承知をしております。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手して願います。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、事故のほうの関係についてでございますけれども、施設のほうの管理があれば、当然町のほうの対応になろうかと思っておりますけれども、ただ単に車同士等の事故等については、よく敷地の中で駐車した場合の対応と同じような形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） すみませんでした。今、申しわけございません。ちょっと答弁漏れがということで。

本当に心配するんですが、最後に町長にお聞きしたいんですが、駅前を今工事しまして広くきれいにされていますが、その管理の方法が今のままでということで、5年間の指定管理を地縁法人東町区が受けたというふうに私は理解しておりますが、あのまま現状のままで、町長は駅の管理を東町区にしてもらうのか。また最近では比較的、パーキングに関してはシステム化されて、無人化とかそのようなことがよくありますが、当然5年間の契約ですから、その中に特記として何かうたってあるのか伺いたい。

それと、課長にまた再度あれですけれども、あの土地は、当時横芝駅には貨車取り、いろいろあそこに貨車で来たものをトラック等で取りに行ったりとかという、そういうスペースだったんですね。今駐車場で、西側は。運送会社さんは、当然国鉄に関係ある丸通という会社、各地にありますけれども、その会社が使用したということで既得権益かと思うんですが、千葉銀行さんは当時裏はとめてあったんですね。後ろからの、課長はさっき平成5年にとおっしゃいましたけれども、私の記憶では、千葉銀行さんは後ろは使っていなかったんですよ。

だから私は危ないなと思って、いつも私もよく利用してこうやるんですが、だからあの辺よく協議なさってやったんだなというけれども、今の答弁ですと、結局その利用した実績があったと言うけれども、当時は出入りは全部県道側でやっていたんですね。だから、その辺が今さらといえば今さらなんですからけれども、もう再度後で、課長にも確認していただきたいと思います。

じゃ町長、前段の質問で。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） その辺の詳細な契約の問題については、ちょっと申しわけない、承知しておりませんが、これから5年間ということになると形態も変わるということで、その変わったなりに、お互いに何らかの契約の条項の中の甲、乙の中の検討をしていく必要があるのではないかなと思います。例えば、駐車スペースが実際に極端に数が減ったとかふえたとかということになりますと、それなりの、あと基本的にはさっき最低賃金のあれが出ていましたけれども、ほとんどが人件費ということであれば、何時から何時までということであれば、台数の多少の多い上限についてはさほど問題はないのではないかなとも思います。

それともう一点、課長に質問していただいた千葉銀行の件の出口の問題ですけれども、あれは当時私が議員をやっているときの話であって、ちょっとろ覚えなんですけれども、たしか結局千葉銀行も、あの順路にするとスムーズな出入りが可能になって、駅前の県道が千葉銀行から入ってくる車と出る車が鉢合わせになることもないし、そしてまた逆に千葉銀行の今入り口から出るように移設をするようなことがあると、またそこで、それでなくとも、最近は余り混んでいる状況もないようではありますが、それにしても、まして朝夕のことになりますと非常に混雑するというので、ある意味一方通行という形のほうがいいだろうという判断があって、当時の横芝町執行部の考えとして、公共の土地という認識の中で一部道路でも使っていたということもあって、あのような結果になったのではないかと推察します。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 五木田都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、現在駅前広場、3,500平方メートルのほうの大きさに今順次整備を行っているわけですけれども、東町区のこの大きさのほうの管理でございますけれども、特に施設等のほうの管理というのは東町区にはお願いしてございません。

こちらのほうに募集要項がございますけれども、その中には駅前広場一帯の日常清掃業務、ごみ収集とかちょっとしたごみ拾い程度と、それとあと、いわゆる駐輪場等の違法駐車をち

よっと注意していただくとか、そういう作業でございます。ですから、大がかりな維持管理というふうな、そこまではお願いはしてないつもりでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ではありますが、ここで休憩いたします。

再開は午後4時10分。

（午後 3時57分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に続き会議を開きます。

（午後 4時08分）

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 続いて議案審議を継続します。

日程第11、議案第9号 指定管理者の指定について（光B&G海洋センター、光しおさい公園）を議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） この件について二、三質問させていただきます。

9月27日だったと思うんですけども、私は水中ウォーキングにこの場所に行きまして、説明会が開催されていたようなんですけども、何者かわかりませんが複数者、かな

り多い人数の方が施設を見学されておりまして、先ほど、せんだっての説明では11月20日に2者のうちで、これで見ますとフクシ・エンタープライズさんが決まったということなんですけれども、随分説明会には多く来ていた形なんですけれども、2者の競争で2者が応札したんですけれども、競争原理が働いているのかなという感じで、なおかつそこに働いている皆さんの、先ほどの話と関連しますけれども、福祉ですとかあるいは賃金の問題、適正に確保されているのかなと。ただ指定管理をただけでは、その辺まで考えると、その辺がどうなっているのかなというふうにお聞きしたいです。

○議長（伊藤罔樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 今、齋藤議員からお話があった説明会については、10者お見えになりました。実際に応募期間が終わったところで、内容の確認あるいは質問状だとか、細かい部分の質問があった業者を含めて、最終的には共同体1者を含む2者でございました。それを受けて11月の末に審査委員会を開催したところでありますけれども、その審査委員会のことについては私のほうからコメントしてよろしいのでしょうか。

審査委員会の主管については企画財政課のほうですので、私から申し上げるのは不適切かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ただいまのご質問は、今回の指定管理、今回本件議案で提案させていただいた業者の業務内容等に関するご質問ということでありましたので、私の回答ではないのかなということでありましたが、審査委員会の開催、運営という面からのご質問ということと捉えて回答してよろしければ回答させていただきますが、社会文化課長の今答弁にございましたように、11月20日に町指定管理者選定委員会を開催いたしました。

本件につきましては、ただいま説明もあつたとおり2者からの応募があつたということで、それぞれ所定の時間、所定の項目につきましてプレゼンテーションという形で申し出をさせました。それに対して委員が質問を投げかけ、一定の基準、具体的に申し上げますと今回は社会体育施設でございますので、施設の経営方針に関する事項、その施設の運営に関する事項、そして自主事業の計画、あるいは施設の管理に関する事項、安全管理、緊急時における対策等に関する事項、それとその他特記事項というような、幾つかの項目に沿ひまして委員が採点いたしまして、点数の高かつた今回提案させていただきましたフクシ・エンタープライズが適当であるというような当委員会としての答申を町長に対して、委員長が副町長でございますので、副町長名で町長に答申をしたという、そういう経緯でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） あのね、9月27日に10者ほど来て、2者しか応募がなくて、11月20日に選定委員会で決めたと。この同じ流れ、私が言っていることをまた返してもらっても困るんですよ。

要するに、10者も説明会に来たのに2者しかなぜ応募しなかったんですかという理由、それは各者の理由でしょうから仕方ないといえばそれなんですけれども、そこで働いている人が生活できるような賃金をもらえるような形でできたんですかという、それを心配しているだけなんです。経緯は私が最初から申しているじゃないですか。水中ウォーキングのときに十何者来ていて、非常に人気があるんだなと思っていた反面、結果は2者しかなくて、それでそこそこに落札したということで、そういうものを憂えているわけですよ。

ただ指定管理で仕事を渡した、じゃそこで働いている人はどうなるのというような形で、そういう意味合いで質問しているんです。もう少し具体的に言ってください。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 私、指定管理者選定委員会を所管する企画財政課として回答できるのは、繰り返しになって申しわけございませんでしたが、先ほどの経緯を説明したとおりでございます。

私どもは、担当課からその2者の申し出があったということを受けて委員会を開催したということでございますので、その10者が興味を示したものが2者に絞られたといいますか、その経緯については私どもは承知していないところでございますし、この委員会の審議の、先ほど幾つか項目を申し上げましたが、その審議要件といいますか審議対象の中に、そのそれぞれの応募した会社あるいは企業体で働く従業員の賃金体系が適正であるですとか、そういったものは審査項目に入ってございませんので、この指定管理者選定委員会としては、その辺については、そもそも審査をする範囲ではなかったということでございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） どうもありがとうございました。これで質問を終わりますけれども、とにかく早い話が、その内容を聞いているんじゃないかと、競争原理が働いているのかなという形の意味合いですので、どうか企画財政課の皆さんも自分の範囲はこれだけで適正なことをしていますじゃなくて、誰が見ても客観的に競争が働いて、業者選定等できたなというような意味合いのものを申して、これからそういう発想で、自分たちの枠の中で、自分の立場

から物を言わないで、町民の視点に、佐藤晴彦町長の言う町民目線に立っての観点からどうか執行していただくようお願い申し上げまして終わります。

○議長（伊藤罔樹君） ほかにはございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤罔樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第12、議案第10号 平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

川島透議員。

○14番（川島 透君） 1点お伺いします。6ページの債務負担行為についてであります。

今度、防犯灯をLEDにかえるということで、経費の削減ということで、これは大変いいことだろうと思いますが、特にこのスクールライン沿い、今黄色いエナメル色の防犯灯になっているんですけれども、そのかえた理由が環境の影響ということで、稲に被害が出る心配があるということで今の色になっているんですけれども、今度LEDにかえたときに、そういう環境影響についてはどうなのか等も含めた、その細部に、細かいわかっている範囲内でいろいろご説明をお願いします。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、まず初めにスクールラインで今ナトリウム灯が設置してございますが、それをLEDにかえた場合に水稻の耕作に影響がないかという点につ

いてお答えさせていただきます。

水稲の場合、コシヒカリにつきましては、やはり夜間も照度が高いと、要は出穂に影響が出て実らないということがございます。その研究成果を見せていただきますと、大体5ルクスを上回ると穂が出るのがおくれたり水稲の収穫に影響が出るということでございますが、今回予定しておりますLEDの防犯灯につきましては、防犯灯の柱から後方1メートルでおおむね2ルクスとか3ルクス程度ですので、影響は出ないと思われま

それと、今回債務負担行為で出させていただきました防犯灯のリースの関係につきまして概略を説明させていただきますと、今現在町内にございます防犯灯4,500灯のうち、町で管理しております防犯灯の20ワットから200ワットまでの約1,500灯を8ワットのLEDライトに交換すると。それをリース事業によって実施いたしまして、その電気料、それとリース期間中は防犯灯の保守はリース会社が持ちますので、その電気料と保守料、これらを合わせて年間リース料を払ったとしても、おおむね年間500万円程度経費が浮くというような事業でございます。一応、契約期間としては10年間を見込んでおりますので、10年間でおおむね5,000万円程度が浮いてくるのかなというような試算をしております。

LEDライトにつきましては、あとナトリウム灯をつけた経緯というのが、やはり虫が寄りづらいということもございましてナトリウム灯にしてございましたが、LEDライトにつきましても、通常の蛍光灯に比べまして虫が寄りづらいというような特性を持っておりますので、水稲作をされているところではほかの蛍光灯よりも有効なのかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤園樹君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 2点ほどお尋ねいたします。

17ページの次世代自動車充電インフラ整備促進事業ですね。これは充電スタンドというように今理解しておりますけれども、これは多分電気自動車の充電設備だと思います。究極の省エネというようなことであろうかと思っておりますけれども、現在このような自動車の保有が、当町ということで考えた場合にどのくらいあって、年間どのぐらいの利用台数があるのか、それをお聞かせいただきたいと思

それからもう一点は、18ページの地域排水管理事業測量業務委託料、これは幹線3号というふうにお聞きしましたけれども、どのような事業を想定した測量を実施するのか、その事業の内容、これをお聞きしたいと思

○議長（伊藤圀樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 今お尋ねの内容といたしましては、町の電気自動車の台数と年間の利用がどのくらいかということだと思いますが、正直申し上げまして、町内の電気自動車の保有台数はちょっと把握できておりません。ただし、千葉県内の8月末の電気自動車の保有台数が1,352台ということで伺っております。また、関東近県では1万6,215台、国全体では4万3,146台ということで、この電気自動車のその後の利用の問題もありますが、実はこれは国が推進しておりまして、千葉県が次世代インフラの充電整備の関係でビジョンをつくりまして、各市町にこのくらいの目標数値をとということで割り振りがございました。

この目的といたしましては、要は環境に優しいエネルギーという部分と、それから次世代の自動車の普及を図るためにはそういったインフラを整備しないと普及しないし、それに伴う、普及させることによって都市間との交流を促進するという意味合いで、おおむね町内の国道、それから県道、町道の1、2級路線、この総延長を30キロで割り返した数が我が横芝光町での整備目標数値ということで、県から示されております。それが町内で約9カ所ということで示されました。

実際の利用につきましては、恐らく当分の間それほどの数はないと思われれます。しかしながら、次世代に向けての環境対策、それから都市との交流対策ということの中で今回予算要求をさせていただいたところでございます。

つけ加えさせていただきますと、今回歳入でも見てございますように、機器の設置につきましては消費税を除きまして国が3分の2、それから業界団体が3分の1を持つこととなっておりますので、町といたしましては消費税分を支出すると。まだ細かいところが決まっていない部分もあるんですが、維持経費、要はランニングコストにつきましても、消費税を除いてある特定の機種を導入した場合には電気料、それから保守点検料、保険料、そういったものも補助されるというような制度でございますので、町といたしましてはその利用、今何台利用するかではなくて、今後の利用を促進するという意味合いで今回整備させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 若梅議員からの今の言われた、これは幹線3号排水路でございます。

実は、あそこの橋までの上流部分は前に改修させていただきましたが、そこから栗山川へ

つながる130メートル区間につきましては、当時古いものですから今の段階で測量的なもの、設計図書が何もございません。その関係で、今回130メートル区間の中心線であり、縦断、横断の測量等をさせていただいて、既存の、まず今の構築物の分を測量しないと、今後どのような方向でやるかという、高さ等もございますので、まずはそういった面でないことから測量業務をさせていただくというような関係でございます。

構築物については、今後は実施の設計であったりいろいろと入ってきますけれども、今回の補正につきましてはそういったことから測量を基準点と、いろんなものをさせていただくという上でご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 今ご説明をいただきまして、これにかかわる経費も国が3分の2、県が3分の1と、このような形でこの事業を進めていくと、そのような話でございます。地元の負担はないと、そのようなふうに理解いたしました。

この予算書の中では、諸収入というものを財源にしながらこの事業を推進すると、このようなことで、そのあたりもっと細かく課長、説明してもらえれば、私はちょっと説明不足だと、そのように思います。

今、我が横芝光町も財政上非常に厳しいところへ来ていると。きょうの一般質問の回答の中でも、財政が厳しいという、そういう答弁が結構出ているんですね。しかも、私はこれを何で質問したかという、多分利用はないなど、当分ないなど。何でこのような設備を備える必要があるんだと、そのように私は思いまして今回質問させていただきましたけれども、一応整備の内容は理解いたしました。

ただ、横芝光町に9カ所も設置するんだと、そのようなお話でありましたけれども、多分これは必要になってくれば、やはり民間、そういうものがやっぱり設置してくると。あるいは大型の商業施設とか、車がどんどん集まってくるところに設置すると、そういうような流れになってくると思うんですね。そういう面で、今説明を聞きましたけれども、やはりもう少しその辺熟慮してもいいのではなかったかと、そのように思います。

これは、この国・県からのこの助成といいますか、これはやはり何年までというそういうあれがあるんですか、ないんですか。

○議長（伊藤圀樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 今お尋ねがありました、今回の次世代のインフラ整備の関係は24年度の補正予算でございまして、これによりまして整備するということになっておりま

すので、次回以降はちょっと今のところは予定はないようでございます。

実際のところ、先ほど若梅議員がおっしゃったように、これの時期的なものとして今の需要という話になりますと確かにおっしゃるとおりだと思いますが、これからのインフラ整備として町が積極的にかかわっていくという意味合いで、9カ所のうちの1カ所だけを今回町で整備させていただくということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） そうしますと、やっぱり24年度事業としてこれをやるんだと。私もこの事業、これ補正に出てくる緊急性があるのかなと、そういうこともちょっと考えてみましたが、もう少しその辺細かいところまでひとつ説明をお願いしますよ。これを見ただけでは、その財源、元がわからない。

それと3号の件ですけれども、私も一般質問でやらせてもらいましたけれども、五木田さんも、川島さんもあれしましたけれども、なかなか難しい課題を含んでおると、それは認識しておりますけれども、ぜひひとつ知恵を絞って、最良の方法で取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（伊藤罔樹君） ほかに。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 健康管理課長へお聞きします。12ページの妊婦健康診査支援基金事業補助金、全協のときの説明では平成24年度で終了というご説明がたしかあったのではなからうかと思えますけれども、詳細にどうなってしまうのか私もうまく理解できなかったので教えてください。

もう一点が、福祉課長、16ページ、17ページに子ども医療費助成事業が掲載されておりますけれども、町長の政務報告では中学3年生までの医療費を現物給付ということでありましたけれども、なぜ高校1年生まで現物給付できないのか教えてください。

○議長（伊藤罔樹君） 早川健康管理課長。

○健康管理課長（早川典男君） それでは資料の12ページでございます。妊婦健康診査支援基金事業補助金でございますけれども、この妊婦健康診査は5回分の地方財政措置、そして9回分の公費助成を受けてこれまで実施されてきました。

しかしながら、平成25年度以降は、恒常的な仕組みとするために地方財政措置に変更とな

ったもの、いわゆる交付税算入で見ますと、そういった形で直接交付金ではなくて交付税措置をされるといったことになりました。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 實川福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 議員ご質問の点につきましては、なぜ高校1年生までの医療費は現物でできないかということの質問だと思います。

これにつきましては、中学3年生までにつきましては県の補助がありますので、子供医療、こちらで実施しております。これにつきましては県のほうで医師会を含めまして調整がなされて現物でできるようになっております。

しかし、高校1年生につきましてはそこまでのすり合わせ等がなくて、町独自で実施しておりますので、あくまでもそれは一回お金を支払いしていただいて、それを償還払いで補助するという形をとっておりますので、高校生の医療費等無料化事業につきましては、当分の間はこういう形の償還払いになろうかというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） わかりました。

そうしましたら妊婦健診ですけれども、14回今までどおり交付税措置の中で助成事業としてやっていくということには変わりがないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 早川健康管理課長。

○健康管理課長（早川典男君） そのとおりでございます。これにつきましては、平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取り扱い等についてということで、ことしの1月27日、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、この三大臣合意に基づいて決まったものでございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） よくわかりました。ありがとうございます。

あと、高校1年生まで、たしか県内2番目、1番目はいすみ市だと思います。いすみ市はもう高校3年生までになった、なるということのを伺っておりますので、またぜひ、本当に財政厳しい中でありましてけれども、財源のめどができた段階で高校3年生までなるといいなとも思いますけれども、あくまでも財源ができた段階でということで、ぜひ執行部の皆様には頑

張っていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、大分暗くなってまいりましたので、主に一般財源の部分で質問させていただきます。

まず、債務負担行為のところ、駅前広場指定管理料、それと光B&G、しおさい公園の管理料、これが物価変動等による増減を加算した額の範囲内、この2ケースがこうなっておりますね。これは察するに、消費税等の値上がりとか、物価の値上がりはわかりませんが、それもあろうかと思いますが、どうしてこの2点だけこのような説明書きがあるか、その理由を教えてください。

それと、13ページの電算機器更新委託料、これはX Pから7にかえたということで20台、課長から説明がありましたけれども、今まではパソコンはほとんどリースでやっていたものを、今回はこれは購入という理解でよろしいんですか。もし購入であれば、その理由を教えてください。

続いて、18ページ一番下のほうで職員手当、これはよこぴーが、職員がもちろんやってくれているということもありますが、今後、民間委託ということでもないでしょうが、アルバイトの人をお願いするとか専門の、ふなっしーみたいに動きの激しいのは専門の人がやっていらっしゃるみたいです。その辺の考えがあるかどうか。

続いて最下段の観光費、480万4,000円のマイナス補正ということで、観光協会等でも特に木戸浜が非常に寂しいということで、何かの方策を打たなければということで今やっているところだと思いますが、町長、その辺のお考えをお願いします。

それと21ページ、これは教育課長にお願いしたいと思います。横芝中学校の歌碑作成取付委託料、たしか体育館になかったからつけてくれたのかなと思いますが、その辺のご説明、それとその下の施設改修工事248万、光中の何か照明器具とかという、ありましたよね、その説明をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 私からは、ご質問のうち債務負担行為のこの表記といたしまして、その関係と、一般質問でもご質問いただきました内部情報系のパソコンの関係について回答させていただきます。

補正予算書6ページのこの債務負担行為補正でございますが、ご指摘いただきましたよう

に、先ほどご可決いただきました町の指定管理に関する駅前広場の指定管理料であり、光B & G海洋センター、温水プール、しおさい公園の指定管理料でございます。

これが、ちょっとごちゃごちゃとこのように書いてございますが、一定の金額ではなく、その金額に物価変動等による増減を加算した額の範囲内という表現とした理由でございますが、そのほかのものにつきましては現在年数は違いますけれども、向こう何年かの各年度の支出予定額と申しますか、債務を負担する予定額の合計でございます。

この2つにつきましても、駅前広場の3,870万、光の海洋センターの温水プール、しおさい公園の1億6,781万2,000円につきましても、基本的にはこの期間内のそれぞれの将来債務を負担する予定と申しますか、見込みの合計額でございますが、この指定管理につきましても、先ほどの議案の説明ではちょっとその説明をする機会がございましたが、いずれもそれぞれの基本協定というのをそれぞれの担当課が結ぶことになります。その基本協定の中に指定管理料の変更という条項がございまして、条項の表現で申し上げますと、その指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により、合意した当初、合意というのはこの具体的な金額のことでございますが、それが不相当と双方が認めたときには変更を申し出ることができるという、そういう指定管理料の変更ができる条項がございます。

それに対応して、この債務負担行為についても、この条項の中で変更する範囲については、改めてこの債務負担行為の金額の変更ということを手続するのではなく、それらも含めてこの基本条項にリンクさせたような形で、当初今回新たに指定するに当たりまして、このような表現でやらせていただいたということが1点でございます。

それと、2点目のウィンドウズのXPから7への変更でございますが、これについても一般質問のときにご回答させていただきましたように、町で情報管理担当である私どもが管理しているパソコンの中の内部情報系と申しまして、今職員1人1台パソコンプラスアルファなんですけれども、そういった内部情報系のシステム、総数271台管理しておりますが、そのうちのほとんどが基本OSであるウィンドウズ7に変更済みであったわけですが、そのうちの変更になっていなかった分について急施を要するというので、今回20台分措置させていただきました。これにつきましても機器の購入ということではございませんので、これに伴う変更の委託料という形で措置したということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、よこび一、時間外なんですけれども、これはごらんのとおりに9月15日にできましたものですからまだ3カ月たっておりませんが、かなりいろいろと成田空港の絡みだとか、いろんなどころに今出ております。

そういった関係から、大変引き合いになって、大変うれしい悲鳴ではありますけれども、いずれはと、業者どこかに委託をかけられないかというものにつきましても、うちのほうでまずは町のPR、観光のPRということで考えておりますので、平成25年度については今ほかへ委託する考えはございませんし、今後は各関係課の皆さんのご協力をいただきながら、そういうPRをまた自分のところの課の分は自分たちでしていただこうと、そういう関係でございまして、民間のほうも視野に入れながら、今後いろいろ検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 木戸浜海岸の開設のマイナス計上でございますけれども、3年間、3年目でありましたけれども、震災以来本年度についても開設する意思で予算を計上させていただいたわけでありましたが、ご承知のようにやはり専門家の意見として、海水浴場としての危険が多いということの中で、断念してこの予算がマイナス計上という形になったわけでありまして、来年度以降、やはり同じような状況であるとするならば、別の角度からの観光事業として何かしら考えていくのも一つの施策ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは補正予算書21ページ、ご説明申し上げます。

横芝中学校の管理事業でございますが、まず委託料、お見込みのとおり横芝中学校体育館に校歌の歌詞を掲示させていただき委託料でございます。

続きまして工事関係でございますが、9月16日の台風18号の際に、光中学校の陸上競技場の照明器具、安定器が落下しました。野球場も含め全てを点検しましたところ、器具が腐食しているということで危険でございますので、改修させていただきたく補正要求をしたものでございます。よろしく願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 財政課長、指定管理というのは必ずそのような要綱をつけるというのが決まりなのか、ほかの契約にはない、ある意味契約者側の有利さというとおかしいですけれども、ある程度そちらにプラスになるというような要綱なんですかね。それは、指定管理と

というのはそれでなければいけないかどうかをお願いしたいと思います。

それと、同じくXPから7にかえたというのは、変更の委託料、変更するに当たっての予算で、機器に関してはリースという考えでいいのかをお願いしたいと思います。

それと、産業振興課長には、よこびーは各団体でということで、1人しかいませんので、1人というか1体しかないので大事に使っていただくように、管理のほうもよろしくお願ひします。

町長には、木戸浜海岸がこれで3年目ですか、残念ながら海岸浸食で海水浴場として開けなかったことは非常に残念で、またその光地区の観光に携わっている方たちからも、何らかの木戸浜を使って人を呼ぶ施策を、観光協会長もいらっしゃいますけれども、やってくれないかという声が多いんです。町としてもやはり、観光というのは非常に財源的にも重要なことでありますので、前向きにその辺は、木戸浜を使って何かをやるということも考えていただきたいと思います。

それと、教育課長には、わかりました。ただ、光中も新しい割に大分腐食したというのがちょっと残念ですね。まだ何年でもないのに、そんなに早く安定器がぼかぼかになってしまうというのはちょっとあれですけども。

体育館の中の歌碑にはうれしく思います。いつも歌が歌えなくて困っていましたので。

財政課長、最後にちょっとその件だけお願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 先ほど私回答申し上げました、基本協定というその絡みなんですけれども、指定管理を行うに当たりましては、先ほども申し上げましたように、それぞれ当該施設の管理に関する基本協定書というものを締結いたします。これはそのように基本協定を結ぶというようなことで決まりといたしますか、なっております。

その中に、先ほど申し上げました賃金水準、条文の表現で申し上げますと賃金水準あるいは物価水準の変動によりというようなことでございまして、これについては指定管理が、例えば管理を受けた者の事情といたしますか、それによって変えるというケースもあろうかと思ひますけれども、その場合には当然この債務負担行為の総額が変更になるわけですから、その変更ということで、その原因が発生した都度議会にも、予算書にも載せお諮りすることになりますが、そういった賃金水準なり物価水準という、その社会的な経済的な、いわゆる管理を行う者の責めに帰せないといひますか、ものについては、この基本協定の中で申し出により、それも申し出があったから認めるということではもちろんないんですが、協議

した結果、変更があった分については、債務負担行為の変更というものには直接その中では初めからこのような表現をしておいて、債務負担行為は続ける、そのまま本来の議会に、その予算書に掲載する要件には該当させずに、最初からそのやむを得ない部分については、このように基本協定に基づいて変更もあり得るといようなことで、このようなちょっと長い表現になったということでございます。

それと、2点目のパソコンの件につきましても同じように、今回はその20台分のいろんな設定も含めての委託料ということになりますので、ほかの総数271台の内部情報系のパソコンと同じ扱いになろうかと思えます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤囀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長について

○議長（伊藤囀樹君） 議案審議の途中でございますけれども、本日の会議時間は議案審議が午後5時までには終了する見込みがありません。

したがって、この時間の延長を議員各位に、あるいは執行部のほうにお願いさせていただきます。

ご意見がございましたら挙手願います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議なしということでございますので、本日の議案審議は終了までの協力をお願いさせていただきます。

ここで5分ほど暫時休憩をいたします。

5時の開始ですので、よろしく。

(午後 4時54分)

○議長（伊藤囀樹君） 休憩前に続きまして、会議を開きます。

(午後 4時59分)

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） 日程第13、議案第11号 平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤囀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） 日程第14、議案第12号 平成25年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（伊藤罔樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第15、議案第13号 平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（伊藤罔樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第16、議案第14号 横芝光町指定金融機関の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、指定金融機関の指定については、この前も説明がありました。ただ、参考にお聞きしたいのは、どのような提案といいたいでしょうか、プレゼンといいたいでしょうかあったのか、具体的にお聞きしたいと思います。

それと、千葉銀行、京葉銀行でそれがどれぐらいの差があったとか、比較をわかる範囲でお願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 福島会計管理者。

○会計管理者（福島美代子君） それでは、森川議員からのご質問にお答えいたします。

千葉銀行、京葉銀行、それぞれ派遣行員や手数料等について質問させていただきました。その結果、費用負担についてお答えいたします。

千葉銀行につきましては、年間常駐者1名当たり年間100万円、これは税込みではございません。税抜きでございます。それから、公金の支払い利用についてでございますが、町から債権者に振り込みますデータ伝送費用でございますが、パソコンを使いまして、ISDN回線を使ったパソコンバンクサービスでございますが、当初契約料が税抜きで5万円、月額基本料金が税抜きで1万円でございます。こちらにつきましても京葉銀行につきましても無料ということでございます。

それから、手数料についてでございますが、口座振替手数料につきましては1件当たり税抜きで10円、これにつきましては各収納代理機関全てに対しまして1件10円でお支払いをいたしております。

そのほかの手数料でございますが、千葉銀行からの要求でございますと、窓口収納事務手数料としまして1件当たり30円、給与振込手数料等につきまして1件当たり100円、京葉銀行では無料でございます。

それから、派遣行員につきましては、千葉銀行がキャリアアシスタント、いわゆるパート行員でございます。京葉銀行につきましては正行員でございます。勤務時間については9時から16時、これはどちらの銀行も9時から16時でございます。ただし、京葉銀行につきましては、繁忙日は16時30分まで延長可能であるという回答をいただいております。京葉銀行につきましては、職員派遣に伴う費用も発生いたしません。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ありがとうございます。どなたが見ても聞いても大変な差で、京葉銀行さんも大変だなと。人はただ、振込料もただ、要はネットバンキングをやられている、そのISDNでやっている部分は京葉さんもただなのかを1点。

それと、今後、4年に一遍ずつ変わりましたが、また4年たったらどうなるかという、これは町長のあれかと思いますが、その2点をお願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 福島会計管理者。

○会計管理者（福島美代子君） データ伝送に伴うISDNの回線利用料でございますが、京

葉銀行については費用負担はございません。

それから、期間でございますが、期間は当初は1年間でございます。その後につきましては、契約満了前に契約を終了させる意思表示を示さない場合に、さらに1年間延長しまして、それ以降も同様の手続をするようになっております。そのことにつきましては、指定金融機関との契約の中で定めることといたしております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 確認させていただきますけれども、1年後に契約の意思をあらわさないということは、京葉銀行がやっぱりやめますよということではなければずっとという理解でいいんですか。それともまた指定金融の変更等について、最後になりますけれどもお願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 俗に言う1年間の自動更新ということで、双方どちらかの異議がない限り、そのまま続くということでございます。これでご理解いただけますでしょうか。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第17、議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（伊藤圀樹君） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

民生文教常任委員会委員長から、所管事務のうち会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。ここでお諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤圀樹君） 以上で今期定例会に付議された案件の全てを議了しました。

これにて平成25年12月横芝光町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 5時10分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤 圀 樹

議員 若梅 喜 作

議員 鈴木 克 征